

第2編 津波災害応急対策

応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第1次的には町があたる。
津波災害は、「避難」を中心とした対応をすることにより、被害の発生を極力減少させることができるなど、他の災害と応急対策が異なるため、その応急対策の基本方針を次のとおり定める。

第1章 災害発生直前の対策

【総務課】

第2節 避難指示

町長は、迅速・的確な避難指示等を行う。

- (1) 大津波警報又は津波警報が出された時は、即座に避難指示を発令する。
- (2) 強い揺れを感じたとき、又は弱い地震であっても長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示等が発令するなど、速やかに的確な避難の指示等を行う。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等が発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する必要がある。
- (3) 津波警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（スマートフォン向けアプリや緊急速報メール等を含む。）等のあらゆる手段の活用を図る。
- (4) 地震発生時に首長と連絡がとれない場合は、あらかじめ指定された代理者が避難指示等が発令する。
- (5) 「地域ごとの津波避難計画」を策定する。

第2章 応急措置の概要

【関係各課 伊予消防等事務組合】

第1節 町のとるべき措置

- (1) 津波発生の場合の県に対する報告
- (2) 津波に関する情報の周知徹底
- (3) 災害調査及び災害情報の県に対する報告
- (4) 高齢者避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び被災住民の収容
- (5) 消防団に対する出動命令又は警察官、海上保安官に対する出動要請
- (6) 警戒区域の設定と避難措置
- (7) 指定避難所等の設置・運営
- (8) 自衛隊の派遣、緊急援護備蓄物資の供給等の県に対する要請
(必要に応じて、その旨及び当該市町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知)
- (9) 救援物資の配布
- (10) 被災者収容施設の供与
- (11) 応急文教対策の実施
- (12) 被災箇所の応急復旧
- (13) 適切な管理のなされていない空家等に対する緊急の安全確保措置の実施
- (14) その他応急対策の実施

第2節 県のとるべき措置

- (1) 市町、関係機関に対する防災上必要な措置の指示又は要請
- (2) 市町、関係機関からの災害発生等の報告受理
- (3) 被害状況の把握及び情報の収集
- (4) 関係機関への被害状況の通報
- (5) 関係機関との応急対策の協議・調整
- (6) 放送機関への緊急放送要請
- (7) 自衛隊の災害派遣要請
- (8) 医師会、日赤への救護班の派遣要請
- (9) 緊急援護備蓄物資の供給
- (10) 救援物資の調達、輸送
- (11) 応急仮設住宅の建設
- (12) 医療、助産、防疫、保健衛生、清掃等の措置の実施
- (13) 応急文教対策の実施
- (14) 被災地の警備、交通の確保及び規制
- (15) 人心安定のための広報
- (16) 被災地の応急復旧
- (17) その他応急対策の実施

第3節 住民のとるべき措置

- (1) 津波による災害発生又は災害発生のおそれがあることを発見した場合の町長又は警察官への通報
- (2) 地域の相互扶助に基づく初期消火、炊き出し等の応急措置
- (3) 救援隊の救助作業に対する協力
- (4) 安全地帯への避難

第4節 関係機関のとりべき措置

- (1) 災害情報の県、市町等に対する通報
- (2) 救援隊の派遣、救助、資機材配布等の県に対する要請
- (3) 県、市町の要請に基づく救援の実施
- (4) 応急復旧作業の実施

第3章 防災組織及び編成

【関係各課 伊予消防等事務組合】

大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町及び防災関係機関は、速やかにそれぞれの災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、相互に緊密な連携を図りながら応急対策を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

また、災害現場で活動する各機関の部隊等においても、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

第1節 町の防災組織

第1 松前町防災会議

松前町の地域における防災行政を総合的に運営するための組織として、松前町防災会議が置かれている。

その組織及び事務分掌は、次のとおりである。

(1) 組織

ア 会長

松前町長

イ 委員

(ア) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 1人

(イ) 愛媛県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 1人

(ウ) 愛媛県警察の警察官のうちから町長が任命する者 1人

(エ) 町長がその部内の職員のうちから指定する者 9人

(オ) 教育長

(カ) 松前消防署長

(キ) 消防団長

(ク) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 1人

(ケ) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 1人

(1) 所掌事務

ア 松前町地域内の防災計画を作成し、及び実施を推進すること。

イ 上記に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により権限に属する事務

(3) 松前町防災会議の運営

松前町防災会議条例（昭和38年12月28日公布）の定めるところによる。

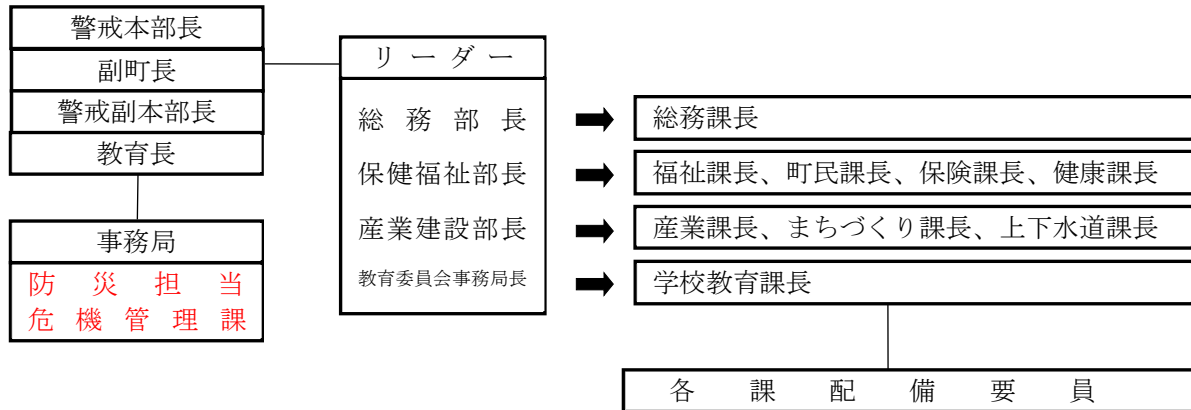
・松前町防災会議条例 資料1-1

行政機関 公共機関	等	愛媛県災害対策本部 県災害対策本部地方本部
--------------	---	--------------------------

松 前 町 防 災 会 議										
指定 地方 行政 機関	県 の 機 関	警 察 署	町	教 育 委 員 会	松 前 消 防 署	消 防 団	指 定 公 共 機 関	指 定 地 方 公 共 機 関	自 主 防 災 組 織	学 識 経 験 者
松 前 町 災 害 対 策 本 部										

- (イ) 当該災害に対する応急対策等の措置が終了したとき。
 - (ウ) 災害の発生するおそれなくなったとき。
- カ 災害警戒本部の組織及び編成
 災害警戒本部の組織及び編成は、次のとおりとする。

災害警戒本部組織図



(3) 活動内容

活動内容	担 当
ア 情報収集	
(ア) 気象庁、国、県等関係機関からの情報の収集	事務局
(イ) 消防署及び消防団との情報交換	
(ウ) 地域住民からの通報など情報の収集	
イ 町内の巡回と状況の把握	
(ア) 各所管施設等の状況等の調査・把握	各所管課
(イ) 津波の監視	
ウ 初動活動の準備	
(ア) 関係各課への連絡・指示	事務局
エ 災害対策本部の設置要請	
(ア) 総合的な判断による災害対策本部設置の要請 (本部長へ)	事務局

第3 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

町長は、次のいずれかに該当するときは、災害対策の推進を図るため災害対策本部の設置を決定する。

また、町の災害対策本部が被災した場合の代替施設を地域防災計画及び業務継続計画に規定しておく。

ア 町内に震度5弱以上の地震を観測したとき又は津波警報が発表されたとき

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された時

ウ 震度にかかわらず、町内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全庁的な対応を行うため本部長が必要と認めたとき

(2) 組織及び運営

ア 組織

災害対策本部の組織は、本部長（町長）、副本部長、本部員、災害対策本部会議、統括戦略部及び各対策部・班からなる。

(ア) 本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(イ) 副本部長（副町長・教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある時は、その職務を代理する。

(ウ) 本部員（各部課長）

本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(エ) 災害対策本部会議

- a 災害対策本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成し、災害対策に関する重要事項を協議決定する。
- b 災害対策本部会議は、本部長が招集し、主宰する。
- c 本部員は、災害対策に関し、災害対策本部会議に付議する必要があると認めるときは、災害対策本部会議の開催を要請することができる。

イ 設置場所

本部は、庁舎3階大会議室に置く。ただし、庁舎の被災状況に応じて、松前防災センター（松前消防署内）又は本部長の指示する場所に置く。

(3) 本部連絡員

ア 各対策部には、原則として本部連絡員を置く。

イ 本部連絡員は、各対策部長がそれぞれ所管職員のうちから事前に指名する者を持って当てる。

ウ 本部連絡員は、各対策部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況をとりまとめて本部に報告するとともに本部からの連絡事項を各対策部の長に伝達する。

(4) 災害対策本部会議の開催

本部長（町長）は、災害対策本部を設置した場合、必要に応じて災害対策本部会議を開催し、当面の応急対策活動等について協議する。

(5) 現地本部の設置

ア 本部長（町長）は、災害の現地において、緊急に統一的な防災活動を実施するため、特に必要があると認めるときは、現地本部を設置する。

イ 現地本部は、現地本部長及び現地本部員をもって組織する。

ウ 現地本部長及び現地本部員は、本部長（町長）が指名する者をもって当てる。

エ 現地本部長は、対策本部長の命を受け、現地本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(6) 廃止基準

本部長（町長）が予測される災害の発生がなく、又は災害の応急対策措置が完了したと認めるとき。

(7) 本部設置・廃止の通知区分

災害対策本部を設置・廃止したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各対策部	庁内放送、口頭、電話、その他迅速な方法	統括戦略部統括班長
一般住民	防災行政無線、報道機関、サイレン、広報車、その他迅速な方法	
中予地方局	県防災通信システム、電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、口頭、その他迅速な方法	
警察署	電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、口頭、その他迅速な方法	
防災関係機関	電話、衛星携帯電話、ファクシミリ、口頭、その他迅速な方法	
報道機関	口頭、電話、文書	

(8) 本部長の職務代理者の決定

本部長（町長）が地震発生時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者を、次のとおり定め、また本部長である町長が事故や不在時等の非常時には、定めた順位により災害対策本部の設置を命令し、又は指揮をとる。

- 第1順位 副町長
- 第2順位 教育長
- 第3順位 総務部長
- 第4順位 総務課長

(9) 松前町災害対策本部組織図



(10) 松前町災害対策本部事務分掌

役 名	役 職 名
本 部 長	町 長
副 本 部 長	副 町 長、教 育 長

部 (部長)	班 (班長)	構成員	担当事務
統括戦略部 部長： 総務部長 職務代理者： 危機管理課長	統括班 班長： 危機管理課長	事務局 危機管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の庶務に関すること。 2 各部の総合調整に関すること。 3 県、他市町村及び関係機関等への連絡調整並びに要請に関すること。 4 災害対策全般の企画、総合調整に関すること。 5 職員の動員及び配備計画に関すること。 6 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関すること。 7 警察、消防団等防災関係機関及び県との連絡調整に関すること。 8 地震情報の受領、伝達に関すること。 9 情報の収集、記録、整理に関すること。 10 防災行政無線、庁内電話等通信施設の管理及び電気施設の確保に関すること。 11 災証明書の交付に関すること。 12 交通安全対策に関すること。 13 その他災害対策全般に関すること。
総務対策部 部長： 出納局長 職務代理者： 総務課長	総務班 班長： 総務課長	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況の集収・集計に関すること。 2 各部調査の被害情報のとりまとめに関すること。 3 災害に関する各種情報の広報に関すること。 4 報道機関に対する情報の提供その他連絡に関すること。 5 災害関係文書の受理、発送、保存に関すること。 6 各部間の職員の応援調整に関すること。 7 災害関係経費の収支に関すること。
	財務班 班長： 財政課長	財政課 会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 町有財産の被害調査及び緊急使用に関すること。 2 緊急機材、用品の調達及び貸借に関すること。 3 災害用車両の確保及び輸送計画に関すること。 4 災害対策の予算編成に関すること。 5 災害に伴う財政計画及び財政に関する政府機関との連絡に関すること。

部（部長）	班（班長）	構成員	担当事務
			<ul style="list-style-type: none"> 6 義援金の受付、保管に関する事 7 義援金配分委員会に関する事 8 緊急資機材用品の出納に関する事 9 観光施設の被害調査及び災害対策に関する事
	調査班 班長： 税務課長	税務課	<ul style="list-style-type: none"> 1 家屋の被害認定調査に関する事 2 災害に伴う町民税の減免に関する事 3 災害に伴う固定資産税の減免に関する事
	生活・交通班 班長： 町民課長	町民課	<ul style="list-style-type: none"> 1 指定避難所等の設置、管理及び運営に関する事 2 被災者・被災世帯の確認及び被災者名簿に関する事 3 被災による身元不明の死者の収容及び埋火葬に関する事 4 被災地のごみ及びし尿の収集並びに非常処理に関する事 5 被害時の防疫、公衆衛生に関する事 6 公害防止対策に関する事 7 清掃応援要請及び各種応援団体の掌握に関する事
	人的受援班 班長： 議会事務局長	議会事務局総務課職員係	<ul style="list-style-type: none"> 1 受援対象業務の実施上必要な人的ニーズの取りまとめ 2 他の地方公共団体等への応援要請 3 応援職員の受入れ・配分等に関する調整 4 受援対象業務の進捗把握（人員の受入れ状況の把握） 5 応援職員への配慮 6 調整会議の開催
	物的受援班 班長： 会計課長	（調達担当） 会計課技監・契約係（物資拠点・輸送担当） 財政課企画戦略係・財政係・財産管理係・避難所物資輸送員	<ul style="list-style-type: none"> 1 プッシュ型支援への対応 2 業務実施上必要な物的ニーズの取りまとめ 3 避難所の物的ニーズの取りまとめ 4 他地方公共団体・団体等への物資調達要請 5 調達状況の管理 6 輸送や配送の状況の管理 7 地域内輸送拠点の在庫管理 8 物的資源の過不足の確認（避難所ニーズの把握） 9 車輛の手配 10 調整会議の開催
保健福祉対策部	福祉班	福祉課員、保	<ul style="list-style-type: none"> 1 保育所等の保全及び応急措置に関

部（部長）	班（班長）	構成員	担当事務
部長： 保健福祉部長 職務代理者 福祉課長	班長： 福祉課長	険 課 保 険 料 係・医療保険 係、子育て支 援課員	すること。 2 被災者の援護に関すること。 3 被災生活保護者の調査に関するこ と。 4 食料及び応急救援物資の配給に関 すること。 5 ボランティアの受入調整に関する こと。 6 日赤その他社会福祉団体との連絡 及び協力要請に関すること。 7 被災者の身上相談に関すること。 8 保育園児の安全確保及び臨時保育 所の開設に関すること。 9 被災者への災害弔慰金、見舞金の支 給に関すること。 10 被災世帯に対する災害援護資金、生 活福祉資金等の貸付に関すること。 11 応急仮設住宅入居者の選考及び管 理に関すること。 12 医療保険に関すること。
	要配慮者支援 班 班長： 保険課長	福祉課地域包 括支援センタ ー係・障がい 福祉係及び保 険課介護保険 係の職員	1 避難行動要支援者の把握、名簿作 成・更新に関すること。 2 避難行動要支援者の避難及び安全 確保に関すること。 3 要配慮者の避難生活支援に関する こと。 4 指定福祉避難所の設置、管理及び 運営に関すること。
	救護班 班長： 健康課長	健康課、子育 て支援課の職 員	1 医療機関、保健施設の被害調査及び 災害対策に関すること。 2 災害時の保健、医療、助産に関する こと。 3 災害対策用医薬品等の確保に関する こと。 4 医師会、日赤等への支援要請に関す ること。 5 医療救護所の設置、管理運営に関す ること。 6 社会福祉施設の保全及び応急措置に 関すること。
産業建設対策部 部長： 産業建設部長 職務代理者 産業課長	産業経済班 班長： 産業課長	産業課	1 農水産業の被害調査及び災害対策 に関すること。 2 商工業の被害調査及び災害対策に 関すること。 4 被災農水産業者に対する融資に関 すること。 5 被災商工業者に対する金融政策に 関すること。 6 被災対策用食料、物資、資材、燃料

部（部長）	班（班長）	構成員	担当事務
			<p>等の確保に関すること。</p> <p>7 農協、漁協等との連絡調整及び協力要請に関すること。</p>
	土木・施設班 班長： まちづくり 課長	まちづくり課	<p>調査及び災害対策に関すること。</p> <p>2 港湾施設、海岸保全施設の災害対策に関すること。</p> <p>3 公営住宅の被災調査及び災害対策に関すること。</p> <p>4 家屋の被害判定に関すること。</p> <p>5 町有建築物の被災調査及び災害対策に関すること。</p> <p>6 障害物の除去、交通規制等応急交通対策に関すること。</p> <p>7 応急・復旧用資材の確保及び輸送に関すること。</p> <p>8 土木関係機関の協力要請に関すること。</p> <p>9 応急仮設住宅の建築及び住宅応急修理に関すること。</p> <p>10 適切な管理のなされていない空家等に対する緊急の安全確保措置の実施</p>
	上下水道班 班長： 上下水道課 長	上下水道課	<p>1 飲料水の確保及び供給に関すること。</p> <p>2 水道施設の被害調査及び災害対策に関すること。</p> <p>3 水道応急復旧用資材の調達確保に関すること。</p> <p>4 水道工事指定店の配備計画に関すること。</p> <p>5 下水道施設の被害調査及び災害対策に関すること。</p> <p>6 下水道工事指定店の配備計画に関すること。</p>
教育対策部 部長： 教育委員会事務局長 職務代理者 学校教育課長	学校教育班 班長： 学校教育課 長	学校教育課	<p>1 教育関係施設の被害調査及び災害対策に関すること。</p> <p>2 避難収容施設の供与及び管理に関すること。</p> <p>3 応急食料の非常炊き出しに関すること。</p> <p>4 園児、児童及び生徒の避難に関すること。</p> <p>5 災害対策のための教員確保に関すること。</p> <p>6 被災学校及び児童生徒の教育対策に関すること。</p> <p>7 幼稚園児の安全確保及び臨時幼稚園の開設に関すること。</p> <p>8 教育関係義援金の受入、配分に関すること。</p>

部（部長）	班（班長）	構成員	担当事務
			ること。 9 災害時における学校給食に関する こと。
	社会教育班 班長： 社会教育課 長	社会教育課	1 公民館、文化センター、体育施設等 の被害調査及び災害対策に関するこ と。 2 文化財の被害調査及び災害対策に 関すること。 3 社会教育団体等協力団体との連絡 調整に関すること。
消防対策部 部長：消防団長 職務代理者： 消防団副団長	班長： 消防団長	消防署 消防団	1 予警報の連絡に関すること。 2 災害の警報通報及び連絡に関する こと。 3 河川、海岸、堤防等水害危険区域の 巡視、警戒及び応急復旧対策に関する こと。 4 消防、人命救助活動に関すること。 5 避難指示及び誘導に関すること。 6 行方不明者の捜査及び死体の処理 に関すること。 7 水位、潮位及び雨量に関すること。 8 情報の収集に関すること。 9 災害の調査に関すること。 10 人員、機材の輸送に関すること。 11 救急、救出に関すること。 12 水防倉庫及び水防資機材の点検に 関すること。

(注) 前記編成に関わらず、本部長の指示により、組織の編成替を命ずることがある。

第4 町の体制（配備基準）

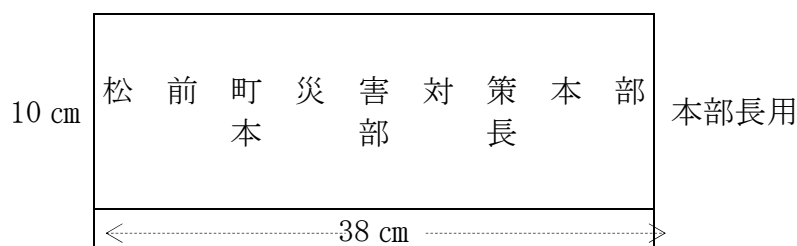
(1) 震度4以上の地震が発生した場合の初動体制

配備区分	配備時期	配備内容	動員人員
第1配備 (警戒体制)	1 町内で震度4の地震 を観測した場合 2 津波注意報が発表さ れ災害に発展するおそ れがある場合 3 その他町長が必要と 認めた場合	1 災害警戒本部を設置し、情 報収集活動が実施できる体制 2 事態の推移に伴い、速やか に第2配備に切替える体制 3 第1配備下の体制 (1) 危機管理課は、県及び関係 機関と連絡を取って、災害 に関する情報を収集し、災 害警戒本部長に報告すると ともに、関係課に連絡する。 (2) 警戒本部長は、必要に応じ 関係部課長を招集し、情報 を聴取して、次の措置をと る。 ア 町内の巡回と状況把握 イ 初動体制の編成と着手	【災害警戒本部】 副町長を警戒本部長、教育長を警戒副本部長として、総務部長、保健福祉部長、産業建設部長、教育委員会事務局長、総務課長、福祉課長、町民課長、保険課長、健康課長、産業課長、まちづくり課長、上下水道課長、学校教育課長及び上記の課に属する防災関係担当職員(事前に課長が指名した職員)

		ウ 津波の監視 4 町長が必要と認めるときは、災害対策本部を設置	
第2 配備 (非常体制)	1 町内で震度5弱及び5強の地震を観測した場合 2 津波警報が発表された場合 3 震度にかかわらず、相当の災害が発生した場合又は発展するおそれがある場合 4 その他町長が必要と認めた場合	1 災害対策本部を設置し、第1 配備を強化して応急対策活動が実施できる体制 2 事態の推移に伴い、速やかに第3 配備に切替えできる体制 3 第2 配備下の体制 (1) 本部の機能を円滑にするため、本部室を開設する。 (2) 各部の部長は、所掌業務にかかる情報の収集及び連絡体制を強化する。 (3) 各部の部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。 ア 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備に着かせる。 イ 装備、物資、機材及び設備を確認させる。 ウ 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。	【災害対策本部】 1 災害対策本部を設置し、災害対策本部員（部長・課長・局長・所長・消防署長・消防団長）及び課長補佐 2 災害警戒本部に属する課の全ての職員と事前に各課長が指名した職員
第3 配備 (特別非常体制)	1 町内で震度6弱以上の地震を観測した場合 2 その他町長が必要と認めた場合	1 災害対策本部を設置し、全職員をもって当たるもので、状況により直ちに救助・応急対策活動が実施できる体制 2 第3 配備下の体制 第3 配備が指令された場合、各部の部長は、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を統括戦略部事務局に連絡し、統括戦略部統括班長は随時本部長に報告する。	【災害対策本部】 全職員

第5 本部職員の腕章等

(1) 腕章



9 cm

松 前 町 災 害 対 策 本 部
副 本 部 長

副本部長用

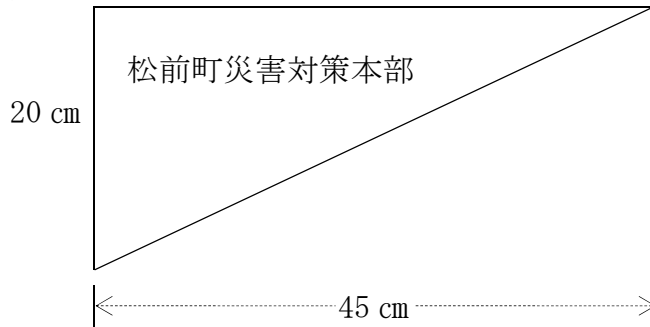
8 cm

松 前 町 災 害 対 策 本 部

部長、部員用

(注) 台地を黄色とし文字は黒色とする。

(2) 標旗



第6 動員計画

(1) 配備計画

ア 各部長は、配備指令に直ちに応じられるよう、所属の職員について、あらかじめ第1配備から第3配備までの指令ごとの出動職員を指名しておき、各職員に周知徹底するとともに、総務課へ名簿を提出する。(災害警戒本部担当課長も同様とする。)

イ 各部長は、あらかじめ所属の職員の中から本部連絡員を指名しておき、指名された本部連絡員は、所属部と松前町災害対策本部との連絡当たる。

(2) 伝達系統

ア 災害警戒本部を設置した場合

警戒本部長からの指示を総務課長は災害警戒本部担当課長に連絡し、担当課長は職員を動員する。

イ 災害対策本部を設置した場合

災害対策本部における職員の動員は、本部長の配備体制の決定に基づき統括戦略部から各部長に、各部長は各部員か本部連絡員に伝達し動員する。

(3) 勤務時間内の動員方法

各部への連絡は、統括戦略部が庁内放送、参集メール、電話、口答等により次の事項を明確に伝える。

ア 配備の種類

イ 本部開設又は招集の時間

ウ 本部の設置場所

(4) 勤務時間外の動員方法

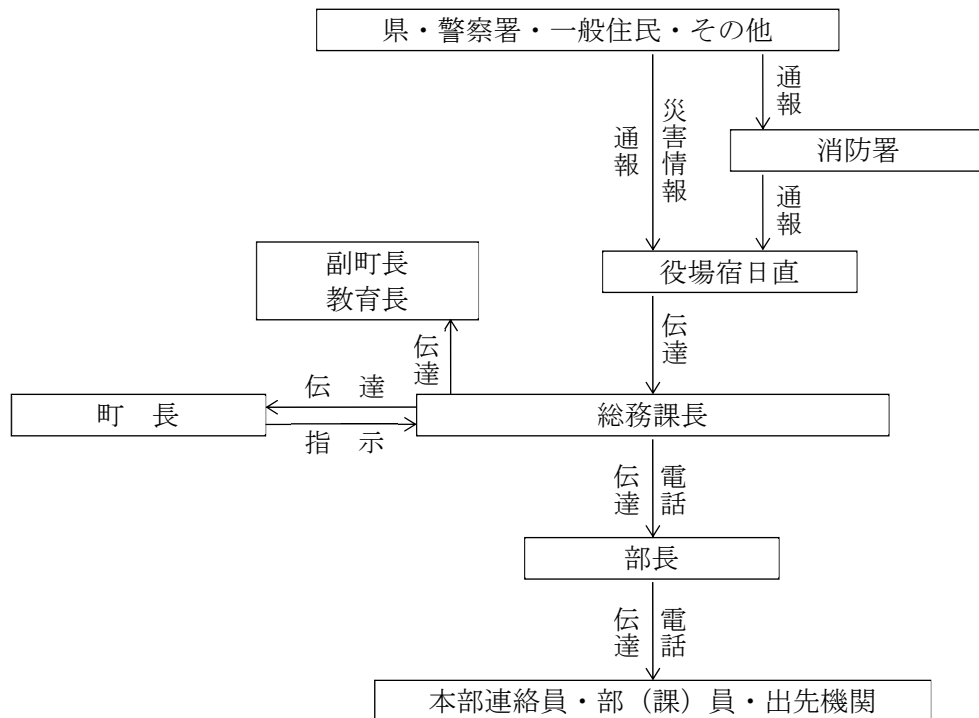
ア 連絡体制

(ア) 夜間・休日等の勤務時間外に町内に震度4の地震が発生した場合には、第1配備を自動配備(震度5弱以上は第2配備、震度6弱以上は第3配備)し、該当する職員は直ちに参集する。

(イ) 職員は自らテレビ・ラジオ等によって地震情報を収集し、動員基準に定める震度の地震を確認した場合、該当する職員(第3配備の場合は全職員、第1配備から第2配備の場合は指名する者)は、連絡がなくとも直ちに参集する。

(ウ) 宿日直者は、災害発生情報を察知したとき、直ちに次の方法により連絡する。

(エ) 統括戦略部は、参集メール等により、速やかに職員の動員を図る。



イ 各部の本部連絡員及び体制確立後の報告連絡体制

(ア) 災害対策本部の各部長は、所属の部と本部との連絡に当たらせるために、本部連絡員を定めておく。

(イ) 本部連絡員は、所属の部と本部との連絡にあたり、本部の指示事項の伝達など連絡活動を行う。

(ウ) 本部長の配備体制の指示に基づき各部が体制の確立を完了したときは、直ちに本部連絡員を通じて統括戦略部事務局に報告し、統括戦略部統括班長は本部長に報告する。

ウ 参集場所

登庁場所は、特別指示された者を除くほか、原則として災害対策本部設置場所とする。

エ 過渡的措置

各部長は、勤務時間外の過渡的措置として職員の参集状況に応じて順次応急的な部編成を行い、正規の部編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

(5) 登庁に当たっての留意事項

ア 電話回線の不通等により登庁連絡ができない場合もあるため、統括戦略部より連絡がなくても各自、最も適した交通手段（徒歩を含む。）で登庁すること。

イ 登庁途中においては、できる限り被害状況を把握し、速やかに登庁して部長に報告すること。

ウ 本人又は家族等が被災するなど、何らかの緊急事態で登庁が遅れるときは、電話回線通話が可能な場合においては、速やかに部長等に連絡すること。

なお、遠方へ外出中などの場合についても、同様とする。

エ 登庁途中で一時的に応急活動（人命救助、消火活動、避難誘導、交通規制の補助等）に当たらざるを得ないときは、適宜連絡すること。

オ 登庁不可能かつ連絡行為不能のときは、直近の公共施設等で待機するか、又は当該施設等で自主的な応急活動に当たること。

カ 部長が登庁遅延のときは、防災担当経験者等いち早く集合した職員等が、その間一時的に初動体制等に必要な本部業務の補助に当たること。

キ 第1配備及び第2配備の対象外となっている職員も、動員指示に備えて自宅で待機しておくこと。

(6) 動員状況の報告及び連絡

防災活動を実施するため職員を動員した場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、関係防災機関に連絡する。また、各部長は非常招集した場合、氏名、時刻等を統括戦略部事務局に報告し、統括戦略部統括班長を通じ、本部長に報告する。

(7) 人員の確保

ア 第1配備から第2配備の場合

副町長は、各班の防災活動遂行において、現状の人員で対応し難いと判断される場合には、班内で配備人員を増員し、その旨を町長へ報告する。

イ 第3配備の場合

各部長は、各部の防災活動遂行において、所属の人員で対応し難いと判断される場合には、応援を統括戦略部事務局に要請する。この場合、統括戦略部事務局は速やかに可能な範囲内において、応援要員の派遣を行う。

ウ 各部別の動員要請

災害応急対策は総合的、迅速かつ的確に実施されなければならないが、災害時の状況及び応急措置の推移により、部ごとに忙閑のアンバランスが生ずることが考えられるので、本部長は必要に応じて各部の所属する職員を他の部に応援させる。そのため災害対策本部の設置後、各部長は動員者数を統括戦略部事務局まで速やかに報告する。

エ 災害時における職員の服務

(ア) 職員は、この計画の定めるところにより、部長の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。

(イ) 職員は、出動指令が出されたときはもちろん、災害が発生し、又は発生するおそれのあることを知った場合は、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集しなければならない。

オ 出動指令の決定

職員の災害出動は、配備の区分に従い町長が決定し指令を出す。

カ 本部長（町長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、災害対策の支援業務に従事する職員を指揮監督し、必要に応じて他県・市町へ派遣するとともに、必要に応じて過去に災害対応業務に従事した職員を災害対策本部及び他県・市町への応援職員として初期対応業務に従事させる。

第4章 通信連絡活動

【危機管理課 財政課】

津波が発生した場合、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）や津波警報等、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり、このため、津波の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなどして、被害規模の早期把握や情報の共有を行う。

第1節 津波警報等の伝達

津波警報等の第一報は、住民等の避難行動の根幹をなす情報となり、応急対策を実施するうえで不可欠な情報であることから、防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に伝達する。

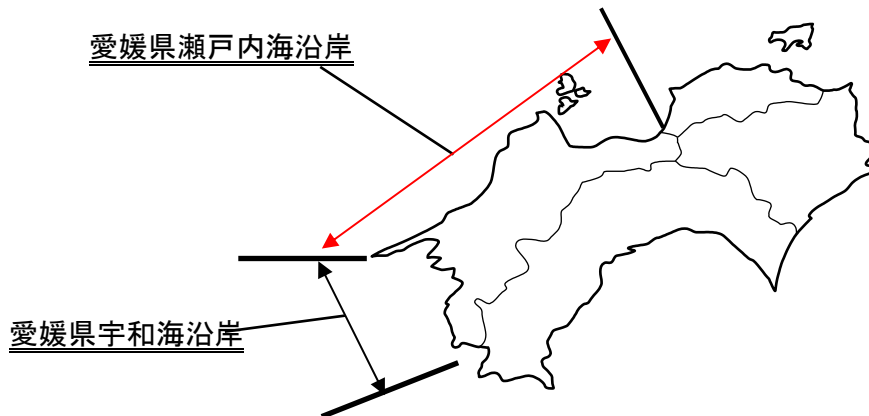
第1 国（気象庁）の津波警報等

(1) 津波警報等の伝達

地震が発生し、次の事項に該当する場合に、松山地方気象台は、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）や大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報等を県及び関係機関へ伝達する。

なお、大津波警報については特別警報に位置付けられる。

ア 下の図に示す県内の津波予報区（瀬戸内海沿岸及び宇和海沿岸）に津波警報、津波注意報、津波予報が発表された場合



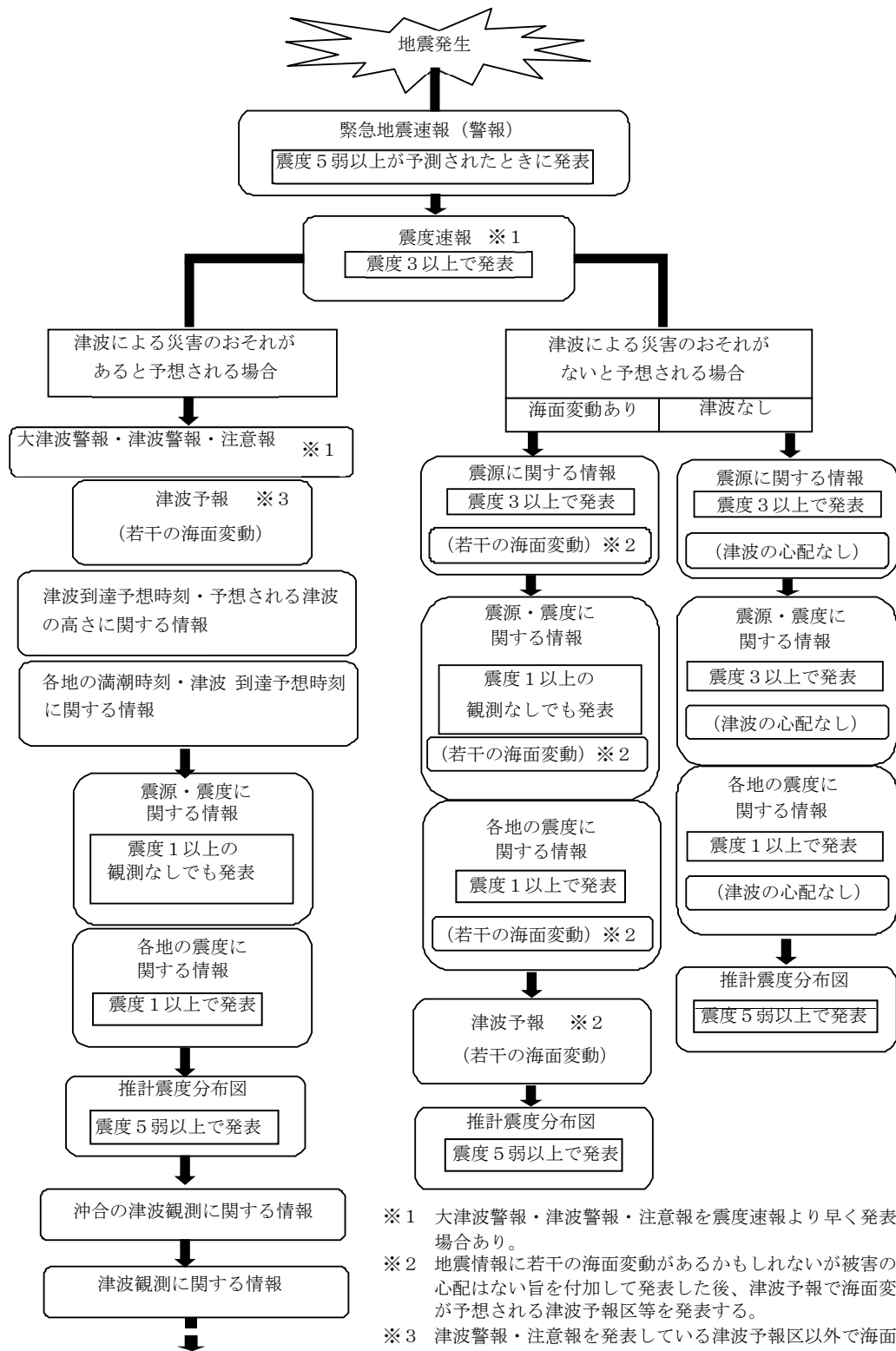
イ その他必要と認める場合

(2) 情報の種類

気象庁（松山地方気象台）が発表する情報は、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波情報、地震情報等で、内容については、地震災害応急対策編第4章第2節の表「地震情報等の種類」のとおりである。

(3) 情報の流れ

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波及び地震に関する情報の流れは、次のとおりとする。



- ※1 大津波警報・津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
- ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
- ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。

(4) 緊急地震速報

ア 緊急地震速報の発表

気象庁は、震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

イ 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、県、市町等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。） 全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市町の防災無線等を通して住民への提供に努める。

日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

(5) 情報の伝達系統

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波及び地震に関する情報の伝達系統は、地震災害応急対策編第4章第2節の「津波警報・津波注意報等及び地震・津波に関する情報の伝達系統図」のとおりとする。

津波警報等の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合 の発表
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)	
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m<予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表

津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は、「微弱」と表現)

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。

大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)又は「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

- ・ただし、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点)

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表

津波注意報	(全ての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
-------	---------	------------------------

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

第2 町の活動

(1) 津波に対する措置

- ア 「大津波警報」又は「津波警報」が発表されたとき
ただちに住民、漁協、港湾関係者等及び海浜の遊客に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難指示を伝達する等必要な措置をとる。
- イ 「津波注意報」が発表されたとき
 - (ア) 海面の監視及び情報の収集を行う。その結果、被害を伴う津波の発生が予想される場合は、住民に対して避難指示等必要な処置をとる。
 - (イ) 住民、漁協、港湾関係者等に適切な手段により伝達し、テレビ・ラジオ・町等からの情報に注意するよう呼び掛ける。
 - (ウ) 海浜の遊客(釣り人・サーファー・遊泳者等)に対し避難の伝達に努める。
- ウ 「大津波警報」、「津波警報」又は「津波注意報」は未発表だが震度4程度以上の地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき
 - (ア) 海面の監視
対応にあたる者の安全が確保されることを前提に、気象庁(松山地方気象台)から大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は海面の状態を監視する。
 - (イ) 報道の聴取
地震を感じてから少なくとも1時間は、当該地震又は津波に関するラジオ・テレビ報道等を聴取する。
 - (ウ) 避難指示等
海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想される場合は、町長は住民に対して避難指示等必要な処置をとる。また、海浜の遊客に対して避難の伝達に努める。

(2) 津波情報等の受理・伝達・周知

- ア 県災害対策本部(県災害警戒本部)から通知される地震に関する情報等は、町災害対策本部(町災害警戒本部)において受理する。
- イ 受理した情報については、防災行政無線(同報系)、スマートフォン向けアプリ、緊急速報メール、消防無線、広報車等を活用して、住民に対して周知徹底を図る。特に、大津波警報の伝達を受けた場合は、直ちに住民等に伝達する。

第1節 通信連絡手段

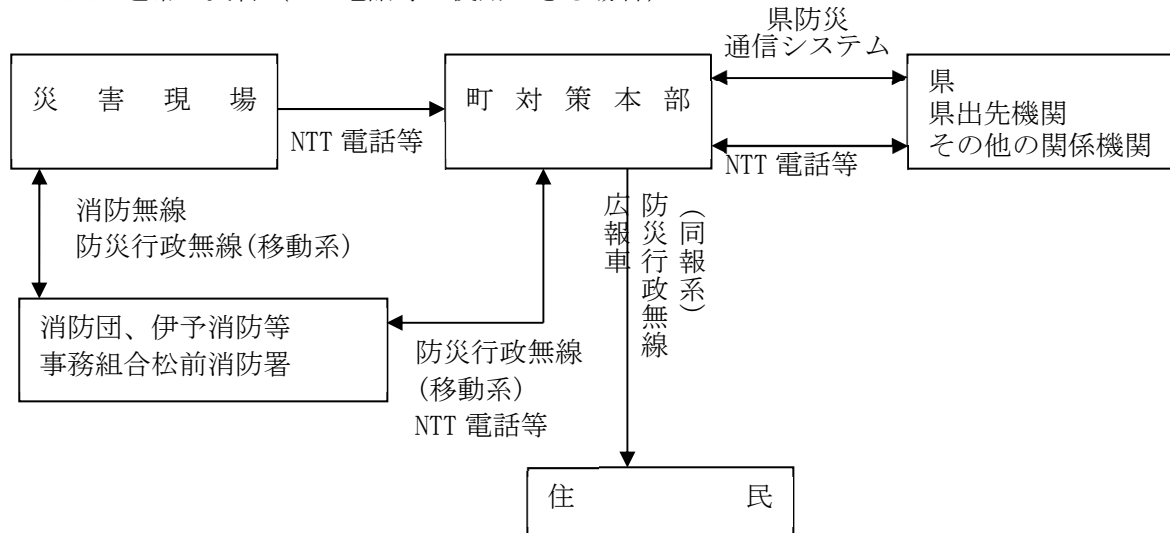
災害情報の伝達、報告等災害時における通信連絡は通信施設の被災状況等により異なるが、

一般加入電話によるもののほか、緊急の場合は概ね次の手段により速やかに行う。

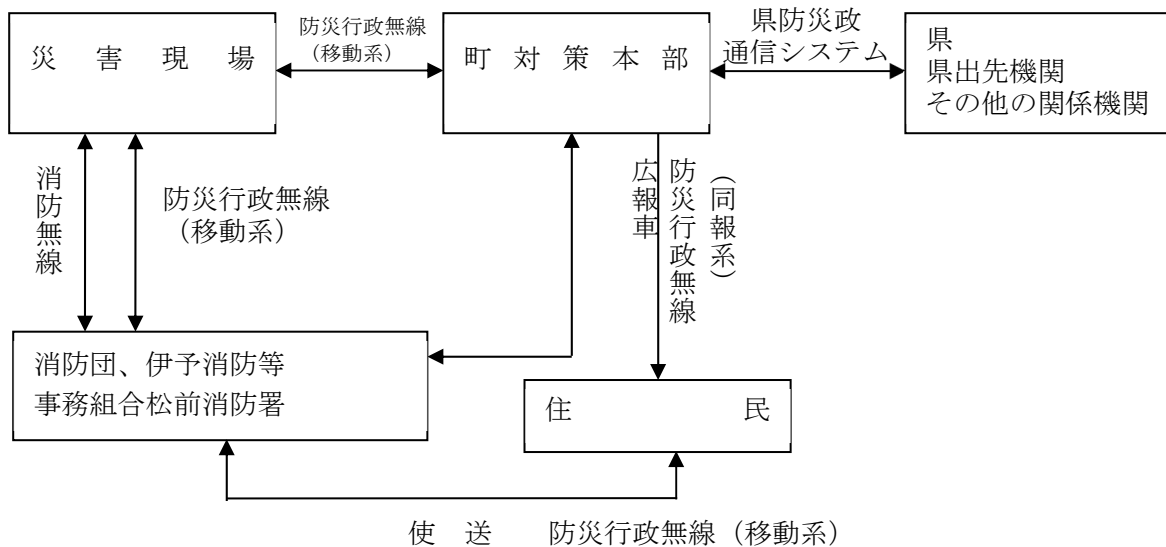
なお、既存の通信手段が使用できない場合には、衛星携帯電話や衛星インターネット、若しくは協定に基づき、民間通信各社から無償貸与される衛星携帯電話等を活用する。

連絡系統図

※ 通常の災害（NTT 電話等が使用できる場合）



※ 大規模災害（NTT 電話等が使用できない場合）



第1 専用通信設備の使用

- (1) 県防災通信システム（地上系・衛星系）
- (2) 町防災行政無線（同報系・移動系）
- (3) 消防無線

第2 町防災行政無線施設の保守

町に設置する防災行政無線の設備に障害が発生した場合、部品交換による迅速な対応が行えるよう保守用部品の確保に努める。

第3 放送施設

- (1) 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、非常用の予備機材を用いて仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。

(2) 応急復旧に必要な資機材を早急に確保し、機器、設備等の機能回復の措置を講じる。

第4 公衆通信設備の優先利用

災害時優先取扱い電話の指定を受けると、電話回線が異常に輻輳した場合においてもNTTが行う発信規制の対象とされない加入電話である。

災 害 時 優 先 電 話	
設 置 場 所	電 話 番 号
松 前 町 役 場	089 (985) 4161
〃	089 (985) 4162
〃	089 (985) 4163
〃	089 (985) 4164

第5 他機関の専用通信設備の利用

災害対策基本法第57条、同79条、災害救助法第28条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定に基づき使用できる他の機関の通信設備は次のとおりである。

- (1) 警察通信設備
- (2) 国土交通省無線設備
- (3) 鉄道通信設備
- (4) 電力通信設備
- (5) 自衛隊通信設備
- (6) アマチュア無線設備

第6 非常、緊急電報

災害時における緊急連絡のため、一般の電報に優先して送信、配達される非常電報又は緊急電報を利用する場合には発信紙に「非常」又は「緊急」と朱書きし、最寄の電報取扱局に申し込む。

第7 NTT電話等が利用できない場合

災害等により、有線通信系が被害を受け不通となった場合又はこれを利用することが著しく困難な場合は、電波法（昭和25年法律第131号）等の定めるところに基づき非常通信により防災業務を遂行する。

この場合、県防災通信システム・衛星携帯電話・町防災行政無線（同報係・移動系）・消防無線等の自己所有の通信系を優先使用するが、必要のあるときは、アマチュア無線局の協力を得て通信の確保に努める。

第8 緊急放送の利用

町長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めたとき、又は避難指示、緊急安全確保の発令を指示する場合において緊急を要し、特に必要がある場合は、あらかじめ協議して定めた手続きにより、放送事業者に緊急放送を要請することができる。

なお、町長は、原則として知事を通じて要請する。ただし、県に災害対策本部が設置されていない場合で特に緊急を要する場合は、直接要請する。

- (1) 放送要請事項
 - ア 町の大半にわたる災害に関するもの
 - イ その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの
- (2) 放送要請内容
 - ア 放送を求める理由
 - イ 放送内容
 - ウ 放送範囲

- エ 放送希望時間
- オ その他必要な事項

第9 インターネット等の利用

町長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めるとき、又は避難指示、緊急安全確保の発令を指示する場合において緊急を要し、特に必要がある場合は、災害対策基本法第57条、同61条の3、災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき、あらかじめ協議して定めた手続きにより、ポータルサイト・サーバー運営業者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを要請することができる。

また、情報の収集・発信のための手段として、SNSの活用を検討する。

第2節 情報システムの確保

災害時における情報システムの確保対策として、県及びその他関係機関等と協力し、次のような措置を講じる。

- (1) 速やかに情報システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
- (2) 情報システムに障害が生じた場合には、保守会社等の協力を得て、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

第5章 災害情報報告活動

【総務課 危機管理課】

関係各機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達し、情報を共有する。

また、県災害対策本部（県災害警戒本部）及び地方本部に対して、関係機関を通じ市町の応急対策実施状況及び管内被災状況等に関する情報収集のほか、被災市町の被害状況を迅速かつ的確に把握し、より適切な対応を行うため、管理職を含む班の派遣を県に要請する。また、この際、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。

第1節 情報活動の強化

第1 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

(1) 町は、津波による人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）建築物の被害状況及び火災、津波の発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により県へ連絡できない場合は、国（総務省消防庁経由）へ連絡する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡するものとする。

なお、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

(2) 県は、市町、関係機関等から情報を収集するとともに、自らも消防防災ヘリコプターによる偵察やヘリコプターテレビ電送システム、固定カメラ、高所監視カメラ等による画像情報等により、概括的な情報を速やかに把握し、これらの情報を消防庁へ報告するとともに、必要に応じ関係省庁及び関係地方公共団体へ連絡する。なお、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとし、人的被害の数について広報を行う際には、市町等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

また、県警察は、直ちに概括的な被害状況を把握及び評価し、警察庁及び中国四国管区警察局四国警察支局に報告する。

第2 情報活動における連携強化

(1) 情報の収集及び伝達は、県災害対策本部と各支部、支部と町災害対策本部の各相互間のルートの基本として、警察署及び各防災関係機関と密接な連携のもとに行う。

(2) 情報活動における連携強化のため、警察署は、必要に応じて支部及び町災害対策本部に警察官を派遣し、支部も必要に応じて町災害対策本部に職員を派遣する。

第3 報道機関との情報活動の連携

日本放送協会、南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ及び株式会社エフエム愛媛は、災害対策基本法に基づき、あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定により正確、迅速な情報の伝達を行う。

第4 異常現象発見者の通報義務

異常な引潮や、海面の急激な盛り上がり等、津波が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市町長または警察官若しくは海上保安官に通報しなければなら

らない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨を速やかに市町長に、また町長は、松山地方気象台、県（危機管理課）、その他の関係機関に通報しなければならない。

第2節 情報の処理

第1 地震情報等の受理・伝達・周知

- (1) 県災害対策本部から通知される地震に関する情報等は、町災害対策本部（災害対策本部設置前においては総務課）において受理する。
- (2) 受理した情報については、町防災行政無線、町ホームページ、スマートフォン向けアプリ、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、ソーシャルメディア、広報車等を活用して、住民に対して周知徹底を図る。
- (3) 確実な情報収集・伝達が可能となるよう、町内地域ごとの担当職員をあらかじめ定めておく。

第2 情報の収集

町災害対策本部は、防災行政無線、消防無線及び自主防災組織を通じた連絡等により情報を収集するほか、次の手段、方法を用いる。

- (1) 職員派遣による収集
災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。
- (2) 自主防災組織等を通じた収集
自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。
- (3) 参集途上の職員による収集
勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況についての情報を収集する。
- (4) 県への応援要請
被害が甚大で情報の収集及び状況調査が不可能な場合や調査に専門的な技術を必要とする場合は、県又は関係機関に応援を要請する。
- (5) 防災関係機関からの収集
情報の収集、調査については、警察、県機関及び関係機関と十分連絡をとる。

第3 収集、伝達すべき情報

収集、伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

また、119番通報状況により被害概況を早期把握するとともに、町職員を地域へ派遣するほか、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定めるなど、迅速かつ正確な情報収集に努める。

- (1) 被害状況
- (2) 避難の勧告、避難指示、緊急安全確保の発令又は警戒区域設定状況
- (3) 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況
- (4) 物資の価格、役務の対価動向
- (5) 金銭債務処理状況及び金融動向
- (6) 指定避難所等の設置状況及び住民の避難生活状況
- (7) 救護所の設置状況並びに周辺医療機関及び病院の活動状況
- (8) 観光客等の状況
- (9) 県の実施する応急対策の実施状況

第4 情報の分析整理

平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積に努めるとともに、インターネット等の活用により災害情報等の周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用を図ることにより、災害時における被害予測や的確な初動体制の確立などの災害対策に資するように努める。

第5 情報の伝達

県との情報伝達は、県防災通信システム（地上系・衛星系）をはじめ、多様な通信手段を活用して行う。

また、住民に対しては、町防災行政無線（同報系・移動系）、防災メール、スマートフォン向けアプリ、緊急速報メール、広報車、自主防災組織等の活用により、情報伝達を行う。

災害の状況によっては、県を通じて報道機関に緊急放送を要請し、住民への周知徹底を図る。

第3節 県災害対策本部に対する報告及び要請

第1 被害状況調査方法

- (1) 被害情報の収集は、総務対策部が関係機関、諸団体及び住民組織に応援を求めて実施する。特に、初期の情報は、区長、組長を通じ直ちに町役場に報告するよう求める。
- (2) 災害が発生したときは、直ちに調査班を編成し情報収集にあたる。公共施設等の被害情報は、関係担当課が収集に当たる。
- (3) 被害が甚大で情報の収集及び状況調査が不可能なとき又は専門的な技術を必要とする場合は、県又は防災関係機関の応援を求めて実施する。
- (4) 情報収集及び調査は、警察署、県機関及び防災関係機関と十分連絡をとる。
- (5) 被害項目と調査担当課

ア 人的被害、住家等被害

消防機関を中心に、必要に応じて各部から応援を求めて調査する。人的被害は、応急対策を実施する上で最も重要な情報であるため、優先的に収集することとし、関係機関や民間の協力を求め、迅速かつ正確に把握できるよう体制及び方法を定めておく。

なお、災害や被災者の状況に応じて、必要があると判断したときは、「被災者台帳」を作成し、以下の事項を記載する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他連絡先
- (カ) 被災状況や支援内容に関すること
- (キ) その他

イ 産業関係等被害

以下に掲げる被害情報は、激甚災害の指定の基礎等となるものであるため、調査、把握する。

(ア) 農業関係被害

産業課が土地改良区、農業協同組合の協力を得て調査する。

(イ) 水産業関係被害

産業課が漁業協同組合の協力を得て調査する。

(ウ) 商工業関係被害

産業課が商工会等の協力を得て調査する。なお、商工関係の被害総額の算定は難しく、不統一傾向があるので事前に十分調整しておく。

(エ) 土木関係被害

まちづくり課が被害地域に出向き調査する。

(カ) 教育関係施設被害

学校教育課が学校長等の施設管理者の協力を得て調査する。

(カ) その他の被害

電気通信、町有財産等の被害については、各担当課が施設管理者の協力を得て調査する。

第2 報告及び要請事項の処理

町災害対策本部は、災害対策本部の設置状況、被害状況、要請事項や町の災害応急対策の実施状況等を速やかに県災害対策本部に対し報告又は要請を行う。

ただし、県災害対策本部に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。また、当該町の区域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、町から直接消防庁へも報告する。なお、連絡がつき次第、県災害対策本部にも報告する。

情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。

(1) 報告すべき災害

ア 災害救助法の適用基準に合致するとき

イ 町が災害対策本部を設置したとき

ウ 災害が当初軽微であっても、今後拡大発展するおそれがあるとき又は2市町以上にまたがるとき

エ 災害による被害に対して、国の特別財政援助を要するもの

オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

カ その他特に県から報告を指示されたもの

(2) 報告事項

ア 緊急要請事項

イ 災害の概況

(ア) 発生した日時及び場所

(イ) 災害の種類及び概況

ウ 被害の概況

特に死者、行方不明者、被災者等の状況

エ 応急対策の状況

特に救助、避難、警戒等の状況

オ その他必要事項

カ 災害対策本部（水防本部を含む）を設置又は解散したとき

キ 町長が自ら災害に関する警報を発したとき

ク 高齢者等避難、避難指示等、緊急安全確保の発令を行なったとき

なお、消防機関への通報が殺到した場合及び町の区域内で震度5強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県災害対策本部及び直接消防庁へも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、町は第一報後も引き続き報告を行う。報告は次の方法により行う。ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝令により報告する等あらゆる手段をつくして報告しなければならない。

第3 報告の内容と時期

(1) 発生報告

被害の有無及び程度の概況についての報告とし、町及び県機関並びに防災関係機関が災害を覚知したとき直ちに即報する。なお、報告にあたっては、迅速を旨とし、概況を「災害発生報告様式」に示す事項について報告することとし、特に人的被害、家屋被害を優先して報告する。

・様式1 災害発生報告 資料8-1

(2) 中間報告

被害状況が判明次第、逐次詳細を報告するもので、「中間報告・最終報告様式」に定める事項について、判明した事項から逐次報告し、即報が2報以上にわたるときは先報との関連を十分保持するため一連番号を付して、報告時刻を明らかにする。なお、報告の基準については、別表「災害の被害認定基準」による。

・様式2の(1)中間・最終報告(共用) 資料8-2

・様式2の(2)被害状況内訳表 資料8-3

(3) 最終報告

被害確定報告であるので、正確な調査結果を、災害応急対策終了後10日以内に、「災害発生報告様式」により行う。

・様式2の(1)中間・最終報告(共用) 資料8-2

・様式2の(2)被害状況内訳表 資料8-3

(4) その他即報事項

次に掲げる事項が発生した場合、直ちに報告する。

ア 町災害対策本部(水防本部等を含む。)を設置又は解散したとき

イ 町長が自ら災害に関する警報を発したとき

ウ 高齢者等避難、避難指示等、緊急安全確保の発令を行ったとき

第4 報告の方法

報告は次の方法により行う。ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝令により報告する等あらゆる手段をつくして報告しなければならない。

(1) 防災行政無線

(2) 電話

(3) インターネット

(4) 衛星携帯電話

第4節 その他の情報活動

(1) 大規模災害時における市町の行政機能の確保状況の把握

震度6弱以上の地震が発生した場合、町における行政機能について、チェックリスト作成し、総務省市町村課に報告する必要があることから、町及び県は、「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」取扱要領に従い、報告するものとする。

なお、総務省市町村課へは県から、FAXにより報告するものとする。

総務省市町村課 FAX 03-5253-5592

(2) 防災関係機関の活動

防災関係機関は、それぞれの防災業務計画に定めるところにより、被害の状況を県及びその他の関係機関に対し通報する。

特に、運輸、通信、電力、ガス等の事業者は、運行不能、不通、供給停止等の事態が発生したとき又は応急復旧が完了したときには、直ちに、県災害対策本部(県災害警戒本部)へ通報する。

(3) 発見者の通報義務

災害の発生又は災害の発生が予測される異状現象を発見した者は、町長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

第6章 広報活動

【総務課 危機管理課】

町及び防災関係機関は相互の連携を密にして住民にニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

第1節 町の活動

第1 広報事項

町は、管内の各防災機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。ただし、県が人的被害の数について広報を行う際には、町等と連携を密にして、適切に行う。

- (1) 災害対策本部設置に関する事項
- (2) 災害の概況
- (3) 津波等に関する地震情報、避難指示、緊急安全確保の発令
- (4) 津波発生時の注意事項（特に出火防止）
- (5) 避難指示、緊急安全確保の発令の指示
- (6) 指定緊急避難場所及び指定避難所等
- (7) 電気、ガス、上下水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (8) 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- (9) 防疫に関する事項
- (10) 医療救護所の開設状況
- (11) 被災者等の安否情報
- (12) 不安解消のための住民に対する呼び掛け
- (13) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (14) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (15) 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- (16) 災害復旧の見込み
- (17) 被災者生活支援に関する情報

第2 広報実施方法

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、あらゆる広報媒体（テレビ等、新聞、広報車、インターネット等）を利用して有効、適切と認められる方法により広報を行う。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等にも配慮した広報を行い、特に、避難行動要支援者に対する広報は、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき、に基づき、確実な情報伝達が可能な手段の確保に努める。

- (1) 防災行政無線（同報系）、有線放送等による広報
- (2) 広報車による広報
- (3) 報道機関を通じた広報
- (4) 広報紙の掲示、配布
- (5) 指定避難所等への広報班の派遣
- (6) 自主防災組織を通じた連絡
- (7) 総合案内所、相談所の開設
- (8) インターネット（ホームページ）等を活用した情報提供
- (9) 緊急速報メールによる情報提供

第3 報道機関に対する情報発表の方法

総務対策部は、次に掲げる事項の広報資料を取りまとめ、町長が報道機関に発表する。

- (1) 災害の種別及び発生日時

- (2) 被害発生 の場所及び発生日時
- (3) 被害状況
- (4) 応急対策 の状況
- (5) 住民に対する避難指示 の状況
- (6) 一般住民又は被災者に対する協力及び注意事項

第4 広報資料の作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の救助活動の資料及び記録の保存のため、きわめて重要であるので、総務対策部は各部と緊密な連絡を図り資料作成を行う。

- (1) 総務部の撮影した災害写真
- (2) 防災関係機関及び住民等が取材した災害写真
- (3) 報道機関等による災害現場の航空写真
- (4) 災害応急対策活動取材した写真その他

なお、交通途絶等により、写真班を現地に派遣できない場合は、あらかじめ自主防災組織等に撮影等の協力を依頼するものとする。

第2節 関係機関の活動

防災関係機関は、各防災業務計画等の定めるところにより、電気、ガス、水道、電話等（ライフライン）の被害状況及び災害応急対策状況並びに復旧見込み等について、各防災関係機関の責任において報道機関の協力を得て行う。この場合、町及び県との連携を密にする。

第3節 住民が必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ正しい情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努める。

第1 情報源と主な情報内容

- (1) テレビ等、インターネット（ホームページ、SNS等）
町長、知事の放送要請事項、津波警報等の地震情報、交通機関運行状況等
- (2) 同報無線、防災行政無線、スマートフォン向けアプリ、緊急速報メール、広報車
避難指示等、主として町内の情報、指示、指導等
- (3) 自主防災組織を通じた連絡
主として災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
- (4) サイレン等
津波警報、火災発生 の通報
- (5) 町や県のホームページ
各種警報、避難指示等の発令状況、被害情報、道路情報等

報道機関一覧

報道機関名	電話	所在地
朝日新聞社松山総局	(089) 941-0155	松山市三番町4丁目9-6
毎日新聞社松山支局	(089) 941-2711	松山市一番町4丁目1-4 2F
読売新聞社松山支局	(089) 933-4300	松山市一番町4丁目1-6
愛媛新聞社	(089) 935-2111	松山市大手町1丁目12-1
産経新聞社松山支局	(089) 941-6680	松山市一番町4丁目1-7
日本経済新聞社松山支局	(089) 941-0349	松山市三番町4丁目11-5
株式会社あいテレビ	(089) 921-2121	松山市竹原1丁目5-25 3F
愛媛朝日テレビ株式会社	(089) 946-4600	松山市和泉北1丁目14-11
NHK松山放送局	(089) 921-1111	松山市堀之内5
株式会社テレビ愛媛	(089) 943-1111	松山市真砂町119
南海放送株式会社	(089) 915-3333	松山市本町1丁目1-1
株式会社エフエム愛媛	(089) 945-1111	松山市竹原1丁目10-7

第4節 広聴活動

地震等により甚大な被害が生じた場合には、情報の途絶や、混乱した社会不安も加わるため、被災者の生活相談や援助業務等の広聴活動を実施し、民生の安定を図り、併せて災害応急対策活動、災害復旧活動に住民の要望等を反映させる。

第1 実施体制

総務対策部は、災害の態様により広聴活動が必要と認めるときは、指定避難所等に職員及び相談員を派遣し、被災相談窓口を開設する。

第2 通信回線の確保

被災地からの情報を迅速に処理するため、町に広聴用電話回線、ファクシミリ回線等を確保する。

第3 要望等の処理

住民の要望等を災害応急対策活動及び災害活動に反映させるため、被災地に派遣された職員は、聴取内容を迅速に整理し、町（災害対策本部）に報告する。

第5節 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から問い合わせがあったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

第7章 避難活動

【危機管理課 町民課 保険課 健康課 福祉課 学校教育課】

大規模地震発生時においては、津波等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、市町等は、避難のために可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分配慮する。

なお、住民に対し避難を求めるに当たっては、自らの身の安全を確保しつつ、地域の防災活動に参加することをあわせて啓発する。

第1節 高齢者等避難及び避難の指示等

第1 実施責任者

避難指示等は、原則として町長が行う。町長は、町の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命及び身体を保護するため必要と認められる時は、避難指示等を行い、必要に応じて伊予警察署長及び消防署長に住民の避難誘導への協力を要請する。

住民に危険が切迫するなど、急を要する場合で、町長が避難指示等を行うことができないとき、又は町長から要求があったときは、次表のとおり警察官等が避難の指示を行うことができる。この場合、速やかに町長に通知する。

実施責任者	勧告指示の区分	災害の種類	根拠法令
町長 (委任を受けた消防職員を含む)	避難指示	災害全般	災害対策基本法第56条 災害対策基本法第60条 災害対策基本法第63条
警察官	指 示	災害全般	災害対策基本法第61条 災害対策基本法第63条第2項 警察官職務執行法第4条
海上保安官	指 示	災害全般	災害対策基本法第61条
知 事	指 示	洪水、高潮	水防法第29条
	指 示	災害全般	災害対策基本法第60条第6項(当該災害発生により、市町長が避難の勧告及び指示を実施できない場合) 災害対策基本法第73条
水防管理者 (町長)	指 示	洪水、高潮	水防法第29条
自衛官	指 示	災害全般	自衛隊法第94条

第2 避難指示等の基準

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、住民の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の指示をする。

(1) 高齢者等避難

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難指示等を実施する必要がある場合、又は避難行動要支援者が避難を行う必要がある場合。
趣 旨	危険が予想される地域の住民に事態の周知を図り、避難するための準備を指示するとともに、避難行動要支援者の避難指示をする。
伝達内容	指示者、危険予想地域、高齢者等避難開始を避難すべき理由、避難支援を要する避難行動要支援者、避難に際しての携帯品、避難方法。
伝達方法	防災行政無線、広報車による伝達、町内会・自主防災組織等による伝達、必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、町ホームページによる広報、緊急速報メール

	等を併用する。
--	---------

(2) 避難指示

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	当該地域、土地建物等に災害が発生するおそれがある場合
伝達内容	指示者、避難すべき理由、避難先、避難所に至る経路
伝達方法	防災行政無線、広報車による伝達、町内会・自主防災組織等による伝達、必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭による伝達、サイレン、町ホームページによる広報、緊急速報メール等を併用する。また、緊急を要し、特に必要があるときは、ポータルサイト・サーバー運業者等に協力を求める。

(3) 緊急安全確保

区 分	基 準 及 び 方 法
条 件	状況が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合、又は現に災害が発生しその現場に残留者がいる場合
伝達内容	指示者、避難すべき理由、避難先、避難所に至る経路
伝達方法	防災行政無線、広報車による伝達、町内会・自主防災組織等による伝達、必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送、口頭による伝達、サイレン、町ホームページによる広報、緊急速報メール等を併用する。また、緊急を要し、特に必要があるときは、ポータルサイト・サーバー運業者等に協力を求める。

第3 避難指示の内容

避難指示の発令は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。
ただし、指示の内容を明示する暇がない場合、この限りではない。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の服装、携行品
- (6) 避難行動における注意事項

第4 指定行政機関等による助言

指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。

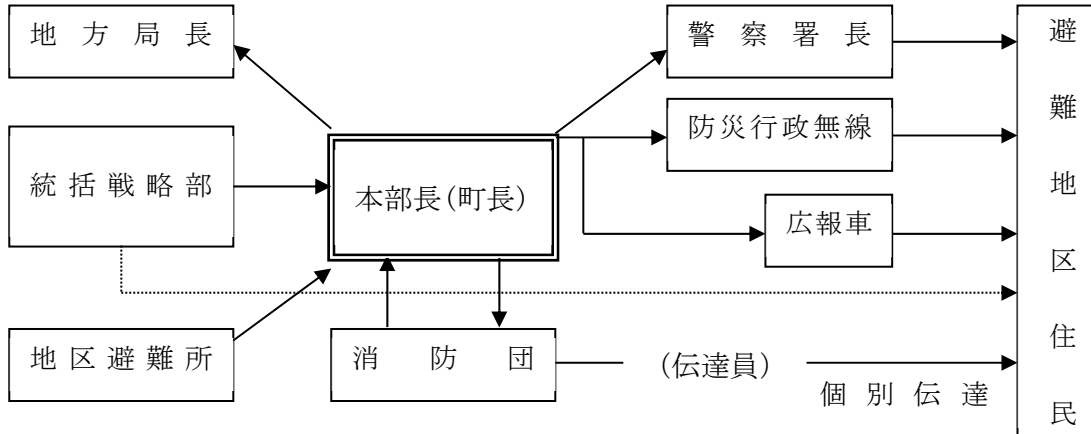
また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、テレビ会議等を活用して町に積極的に助言する

さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

第4 伝達系統

避難指示等は、次の要領により伝達する。

(1) 伝達系統



(2) 伝達方法

避難指示及び解除は、防災行政無線、スマートフォン向けアプリ、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、ソーシャルメディア、広報車、消防車等により伝達するとともに、報道機関への協力要請を行うなど、関係区域内の全ての者に伝わるよう、あらゆる手段を活用する。

なお、状況によっては、消防団等により関係区域に戸別に伝達を行う。

第2節 警戒区域の設定

第1 警戒区域設定の権限

災害時に、特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、地域住民の当該区域への立ち入りの制限を行い、当該住民の生命又は身体に対する危険の防止を図る。

警戒区域設定の実施責任者及び基準は、次のとおりとする。

警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	内 容 (要件)	根 拠
町 長	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
※警察官	災害全般	町長もしくはその委任を受けて、町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条第2項
※警察官	災害全般	人の生命もしくは身体に危険を及ぼした又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態があるとき。	警察官職務執行法第4条
海上保安官	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で、その必要が認められるが、町長若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいないとき、またこれらの者か	災害対策基本法第63条第2項

		ら要求があったとき。	
災害派遣を命じられた自衛官	災害全般	町長もしくはその委任を受けて町長の職権を行うことができる者がその場にいないとき。	災害対策基本法第 63 条第 3 項
知事	災害全般	災害が発生した場合において、当該災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第 73 条
消防職員 消防団員	水災を除く 災害全般	災害の現場において消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第 36 条において準用する同法第 28 条
水防団長、 水防団員、 消防機関に 属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において設定する。	水防法第 21 条

※ 警察官は、消防法第 28 条、第 36 条、水防法第 21 条の規定によっても、第 1 次的な設定権者が現場にいないか又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

第 2 実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。また、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令の定めるところにより罰則を適用できる。

警察官又は自衛官が、町長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

町長及び警察官は協力し住民等の退去の確認を行なうとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

町は、避難指示等の対象地域、判断時期等について、必要に応じて指定地方行政機関に助言を求めるものとする。

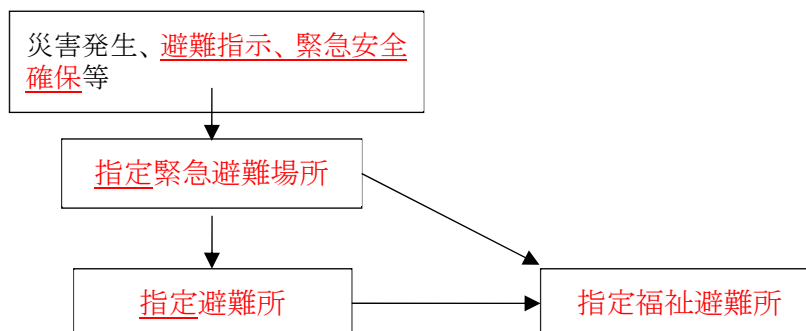
第 3 避難所への受入れ指定避難所等

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合は、町長は必要に応じて指定避難所等を開設してこれらを受け入れ、必要なサービスを提供する。

第 3 節 避難誘導の実施

第 1 避難の流れ

災害の状況により異なるが、指定緊急避難場所等への避難が必要になった住民は、可能な限り地区（自主防災組織等）の単位ごとに集団避難方法により、事前に各地域で検討した避難路を經由して、避難場所、避難所に避難を行う。その際、町職員、警察官、消防団員等が住民を避難誘導する場合は、次の流れによる。



(1) 指定緊急避難場所への避難（住民の自主的避難）

大規模地震発生直後においては、住民の自主的判断で避難が必要な状況が発生する場合又は火災延焼や河川の決壊・溢水等による氾らん等の災害の危険が迫り、町からが発令された場合、住民は、身近な指定緊急避難場所等に避難する。

指定緊急避難場所に集合した住民は、自主防災組織等を中心に組織化し、周辺の状況に注意する。

この段階で、火災等の危険が無く自宅の被害を免れ又は被害軽微な住民は、各自の自宅に帰宅する。

(2) 指定避難所への避難

指定緊急避難場所で組織化した後、地域の危険が去っていない場合又は避難指示等が出された場合、住民は、一団となってあらかじめ定められた指定避難所等へ避難する。

また、指定避難所の安全性が確保された場合、倒壊や焼失等により自宅に帰宅できない被災者を指定避難所へ収容する。

(3) 指定避難所の集約

避難所生活が長期化し、指定避難所によっては避難者が少数となるなど、指定避難所の本来の機能が回復できる見込みとなった場合、指定避難所を集約し、当該避難者は指定された指定避難所へ移動する。

第2 避難の誘導

(1) 避難誘導を行う者

町職員、消防署職員及び消防団員は、警察官、自主防災組織等と協力して住民等の避難誘導を行うが、できるだけ各地域ごとに責任者及び誘導員を定めておき、極力安全と統制を図る。

(2) 避難誘導の順位

災害の状況により異なるが、避難が必要になった住民は、可能な限り自主防災組織等の単位ごとに集団避難方法により、町職員、消防団又は警察官の誘導のもと、指定緊急避難場所、指定避難所に避難を行う。

避難の順序は、可能な限り避難行動要支援者及びこれらに必要な介助者を優先する。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導

要配慮者支援班は、災害時に支援を必要とする高齢者や障がい者、乳幼児、日本語を解さない外国人、妊産婦や地理に疎い旅行者等の避難行動要支援者が確実に避難できるよう、次の対策を講じる。

ア 要配慮者についてあらかじめホームヘルパー、民生委員・児童委員等の協力を得て自主防災組織や行政区等の範囲ごとに、その実態を把握し、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者の名簿を作成するなど避難支援計画を作成して避難誘導に活用する。

イ 寝たきり等施設での生活が必要な人は、老人福祉施設での対応を要請する。

ウ 日本語を解さない外国人に対しては、ボランティア等の協力により外国語による広報活動を行う。また、旅行者等に対し、災害・避難情報の提供に努め、確実な避難誘導を行う。

エ その他、住民は、地域の避難行動要支援者に留意し、安全に避難できるよう相互に協力する。

第3 誘導時の留意事項

(1) 誘導経路は、出来る限り危険な橋、堤防その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

(2) 危険地点には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置し、避難中の事故を防止する。

- (3) 浸水地にあつては、必要に応じ舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。
- (4) 誘導中は、途中の事故防止に努め、夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用し、避難方向を照射する。
- (5) 町長が発令する避難指示等に従わず要避難地にとどまる者に対し、町職員、警察官、自衛官等は、警告等を発するか、避難の指示に従うようできる限り説得に努める。
- (6) 避難者が自力により立退き不可能な場合は、車両、船舶（艇）等により移送を行う。
なお、被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、町単独では措置できないときは、町長は、県災害対策本部に対し、避難者移送（避難のための移送）を要請するものとする。
- (7) 避難開始とともに町職員、警察官、消防職員、消防団員等により現場警戒区域を設定し、危険防止その他必要な警戒連絡を行う。

第4 避難路の確保

避難路の選定にあたっては、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。

第5 移送の方法

- (1) 小規模の移送
避難者が自力で立退くことが不可能な場合は、車両等により移送する。
- (2) 大規模の移送
災害地が広範囲で、大規模な移送を必要とし、町において対応できないときは、近隣市町の応援を求めて実施する。また、近隣の応援だけでは対応できない場合は、地方局を経由して県に要請する。

第6 携帯品の制限

- ア 安全に避難を行うことを第一目的とし、携行品を最小限度（現金、貴重品、印鑑、食料3食分程度、タオル、石けん、チリ紙、着替え、懐中電灯、救急薬品、携帯ラジオ等）にとどめ、過重な携行品及び避難後調達できるものは除外する。
- イ 上記の携行品を非常の表示をした袋に入れて平素用意しておくこと。

第4節 指定避難所等の設置及び避難生活

町は受入れを必要とする被災者の救助のために指定避難所等を設置するとともに、自主防災組織及び避難所等の学校等施設の管理者の協力を得て、住民が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。受入れに当たっては、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

町は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

また、指定避難所等の運営に当たっては、要配慮者や男女のニーズの違いのほか、プライバシーの確保にも十分配慮する

さらに、指定避難所等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

加えて、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

県及び町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

また、県及び町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

第1 指定避難所等の開設

避難が必要になった場合、本計画に定めた指定避難所を被災建築物応急危険度判定等により建物の安全性を確認した後、直ちに開設し、設置場所等を速やかに被災者に周知するとともに、円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て、被災者が必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講じる。開設に当たっては、住民の自主避難にも配慮し、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努め、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの指定避難所の早期開設に努める。

なお、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供のほか、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所等の早期解消に努めることを基本とする。

町が設定した指定避難所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。

第2 避難生活及び設置場所

(1) 避難生活者

指定避難所等で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。

(2) 設置場所

平常時において、指定緊急避難場所と指定避難所を区分の上、あらかじめ指定しておくとともに、地域住民に対する周知を図る。

また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設等についても安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て指定避難所として活用する。

なお、設置場所としては、次の場所が考えられる。

ア 火災延焼等の危険のない地域に設置する。

イ 指定避難所等の設置にあたっては、指定避難所等の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。

(ア) 学校、体育館、公民館等の公共建築物

(イ) あらかじめ協定した民間の建築物

(ウ) 避難場所等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。）

ウ 要配慮者については、必要に応じて福祉避難所を開設する。また、その状況に応じて受け入れるための社会福祉施設等の確保や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるほか、多様な避難所の確保に努める。

エ 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設等を確保する。

・指定避難所一覧表 資料10-1

第3 設置期間

町長は、災害情報、降雨等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。

第4 指定避難所等の運営

- (1) 町は、避難者、住民、自主防災組織、学校等避難所施設の管理者、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て指定避難所等を運営する。その際、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- (2) 指定避難所等には指定避難所等の運営を行うために必要な町職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。
- (3) 避難所の運営に当たっては、要配慮者に配慮する。
- (4) 自主防災組織は、指定避難所等の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。
- (5) 要配慮者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な要配慮者を福祉避難所である社会福祉施設等への移送に努める。また、必要に応じて民間賃貸住宅の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。
- (6) 指定避難所等における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握や仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努め、必要な対策を講じる。また、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- (7) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴設備設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。
- (8) 町は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所等における家庭動物のためのスペース確保に努める。
- (9) 指定避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、性別による役割の固定や偏りがおきないように配慮する。さらに男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点等に配慮する。特に、男女別のトイレ、更衣室、物干し場や授乳室の設置、生理用品等の女性による配布、男女ペアでの巡回警備等による指定避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所等の運営に努める。
- (10) 町は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、トイレ等の配置の工夫、照明の増設や注意喚起のためのポスター掲載など、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (11) 避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等による指定避難所等の早期解消に努める。
- (12) 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理(メンタルヘルスを含む)を行う。特に、エコノミークラス症候群(深部下肢動脈血栓症)、生活不活発病(廃用症候群)、疲労、ストレス緩和、高齢者・児童虐待の防止等について配慮する。また、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発にも努める。
- (13) 避難生活等に関する相談窓口の開設又は巡回相談等の実施に努める。
- (14) 避難者に対する給食、給水その他の物資の支給は、緊急物資の確保計画により実施するが、支給物資の調達を円滑に実施するため、避難人員等を速やかに把握する。

(15) 指定避難所等の運営に当たっては、指定避難所等で生活する避難者だけでなく、避難所以外で避難生活を送る者も支援の対象とし、食料等生活関連物資の配布、巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等、これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。

第5 職員等の配置と役割

(1) 職員等の配置

町が設定した指定緊急避難場所及び指定避難所等には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。

(2) 職員の役割

指定避難所等に配置された職員は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

ア 被災者の収容

イ 被災者に対する食料、飲料水の配給

ウ 被災者に対する生活必需品の供給

エ 負傷者に対する医療救護

オ 火災等の危険状況の確認及び避難した者への情報伝達

カ 避難した者の掌握

キ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示・保護者への引き渡し、又は指定避難所等への収容

(3) 指定避難所等の所有者又は管理者

町が設定した指定避難所等を所有し又は管理する者は、指定避難所等の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力する。

第6 広域避難

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

県は、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について国に助言を求める。また、県は、町から求めがあった場合には、同様の助言を行う。

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

町、県及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

町、県及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

第5節 学校、幼稚園、保育所、診療所等における避難対策

学校、幼稚園、保育所、診療所等の管理者は、災害時に円滑な避難対策が実施できるよう、次に掲げる事項等について計画やマニュアル等を日頃から定めておく。

(1) 避難実施責任者

(2) 避難順位

(3) 避難責任者及び補助者

- (4) 避難誘導の要領
- (5) 避難者の確認方法
- (6) 家族等への引き渡し方法

第6節 避難状況の報告

町災害対策本部は、指定避難所等を開設した場合、速やかにホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して住民に周知するとともに、次の事項について地方局経由で県災害対策本部（県災害警戒本部）をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡を行う。

また、指定避難所等ごとにそこに受入れている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の避難者に係る情報の把握に努め、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。その際、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について、町に提供する。

さらに、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護物資の供給等を県災害対策本部又は県災害警戒本部に依頼する。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び収容人員（避難所ごと）
- (3) 開設期間の見込み

また、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず、食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の把握に努め、県を通じて国等への報告を行う。

その際、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について、町に提供する。

さらに、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護備蓄物資の供給等を県災害対策本部に依頼する。

第7節 他市町への避難者受入れの要請、他市町からの避難者の受入れ

町は、町内に設置した指定避難所等で避難者の収容が困難な場合、県及び協定締結市町村に対して、避難者の受入れを要請する。

町は、県又は他市町村からの避難者の受入れの要請又は協定締結市町村から避難者の受入れの要請を受けた場合、町営住宅や指定避難所等を活用し、可能な範囲で避難者の受入れに努める。

第8節 避難地区の警戒警備

避難指示指令者は、警察官と協議して、避難地域の安全確保と犯罪の防止に努める。

第8章 緊急輸送活動

【危機管理課 財政課 会計課 議会事務局】

緊急輸送の実施にあたっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行う。

第1節 緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位

大規模災害時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、ヘリコプターの活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

に配慮して推進し、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階（被災直後）	第2段階 （被災後1～6日程度）	第3段階 （被災後7日程度以降）
<ul style="list-style-type: none">• 救命に緊急を要する傷病者• 応急救助に要する医療従事者、医薬品等• 災害拡大防止に要する人員・資機材• ライフライン復旧に要する人員・資機材	<ul style="list-style-type: none">• （第1段階の続行）• 食料、水等緊急物資の輸送• 被災者の救出搬送• 応急復旧に要する人員・資機材	<ul style="list-style-type: none">• （第1・2段階の続行）• 災害復旧に要する人員・資機材• 生活必需物資輸送

- (4) 輸送の調整等

緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは町対策本部において調整を行う。この場合、次により調整することを原則とする。

第1順位 住民の生命の安全を確保するために必要な輸送

第2順位 災害の拡大防止のために必要な輸送

第3順位 災害応急対策のために必要な輸送

第2節 緊急輸送体制の確立

輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

第1 輸送の方法

輸送は、災害の程度、範囲により次のうちもっとも適当な方法により行う。

- (1) 車両による輸送（陸上輸送体制）
- (2) 船艇による輸送（海上輸送体制）
- (3) 人力による輸送
- (4) 県消防防災ヘリコプター等による輸送
- (5) 以上のうち2以上を用いる輸送

第2 車両による輸送（陸上輸送体制）

- (1) 輸送道路の確保

緊急輸送を実施するため、次の緊急輸送道路を確保する。

緊急輸送道路

路線名		緊急輸送道路確保区間
国 道	一般国道 56 号	町内区間
県 道	(主) 伊予松山港線 (主) 松山伊予線 (一) 八倉松前線 (一) 砥部伊予松山線 (一) 松山松前伊予線	

(2) 車両の確保

ア 町が、その所轄事務遂行上必要とする車両は、町保有車両を総務対策部財政班が運用を調整し配分する。

イ 町保有車両が不足し、又は調達不能のため輸送が不可能となった場合は、次により民間業者又は関係機関等に対し調達の要請をし、輸送力を確保する。

(ア) 民間業者への依頼

町内の自家用及び営業用車両の保有者に対して協力を依頼し、災害の程度に応じて出動の要請を行う。

(イ) 県への要請

町内で調達が不可能な場合は、県に対しての調達の要請を行う。

(3) 燃料の確保

町対策本部は、緊急通行車両等の燃料を確保するため、町内業者等を把握しておくとともに、必要により協定の締結等を推進する。

・町有車両一覧表 資料 1 4 - 1

(4) 集積所及び要員の確保

ア 物資拠点施設として民間施設の利用を図り、物資の集積配分業務を円滑に行うため、災害時応援協定を締結している愛媛県トラック協会や倉庫業者へ物流専門家の派遣を要請するとともに、必要に応じ物資の集積場所に県職員を派遣する。

イ 大規模災害時には、あらかじめ指定した広域防災拠点に県外からの物資集積を図り、各市町の物資集積場所への中継を行うため、県は広域物資輸送拠点（物資拠点）を、町は地域内輸送拠点（物資集積場所）を速やかに開設し、指定避難所等までの輸送体制を確保するものとする。

また、訓練を通じて保管・搬出管理等の実効性を高めるものとする。

ウ 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

第3 船艇による輸送（海上輸送体制）

災害により陸上輸送が不可能な場合は、船艇による輸送を行う。

町は、漁業協同組合に協力を要請するとともに、なお不足する場合は、直ちに県又は隣接市町に依頼する。

第4 人力による輸送

災害により機動力による輸送が不可能な場合、人夫等による人力の輸送を行う労務の確保は、第26章「広域応援活動」による。

第5 県消防防災ヘリコプター等による輸送

地上輸送が全て不可能な場合は、中予地方局を通じて県に要請し、空中輸送を行う。

町内のヘリポート適地は、次のとおりである。

松前町ヘリポート一覧表

名 称	所 在 地	管 理 者	電 話	広 さ m×m

松前公園多目的広場	松前町筒井 638	松前町教育委員会	(089) 984—7227	100×100
松前町ホッケー公園 多目的広場	松前町鶴吉 118-1	松前町教育委員会	—	60×100

(注) 1 本町のヘリコプター離着陸可能場所は、全て指定避難所内に位置するため、原則として避難者の車両等の乗り入れを禁止するとともに、指定避難所開設の支障とならないよう十分注意する。

第6 協力機関

愛媛県バス協会、愛媛県ハイヤー・タクシー協会、愛媛県トラック協会、赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合は、災害時に、被災者の移送及び物資、復旧用資機材等の輸送の必要が生じたときは、県の要請に基づき乗合・乗用自動車や貨物自動車及び車両等の供給に協力する。

第3節 応援要請

緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県又は他の市町に対し調達、斡旋を要請する。

- (1) 輸送区間及び借り上げ期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集結場所及び日時

第4節 記録等

車両、船艇、人夫等を借上げて物資及び人員を輸送したときは、次の書類、帳簿等を整備保管しておく。

- (1) 輸送記録簿
- (2) 輸送関係支払証拠書類
- (3) 輸送用燃料及び消耗品受払簿
- (4) 修繕費支払簿

第9章 交通応急対策

【危機管理課 町民課 まちづくり課】

津波被害発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散乱していることが予想され、道路管理者等は、緊急輸送等の応急対策を円滑に行うため、これらの障害物を道路啓開により速やかに除去するとともに、必要に応じて交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

また、海上においても、応急対策遂行のため、航路障害の除去及び必要に応じて船舶交通の規制を行う。

第1節 交通の確保対策

第1 緊急地震速報を覚知した時及び地震発生時の自動車運転者のとるべき措置

- (1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。
 - ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させること。
 - イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左端に寄せて停車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。
- (2) 避難のために車両を使用しない。
- (3) 災害対策基本法に基づき、区域又は道路の区間に係る通行禁止等（以下「通行禁止区域等」という。）が行われたときは、通行禁止区域等にある一般車両の運転者は、次の措置をとる。
 - ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。
 - (ア) 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、当該道路の区間以外の場所
 - (イ) 区域に係る通行禁止等が行われたときは、道路外の場所
 - イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。
 - ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の措置命令に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置を命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両等を破損することができる。

第2 情報の収集

町は、道路及び鉄道の被害状況や通行可能な道路の交通状況を迅速に把握するため、関係機関の協力を得て情報共有に努める。

第3 陸上交通確保の基本方針

- (1) 公安委員会は、緊急交通路について優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。
- (2) 公安委員会は、被災地域での一般車両の走行及び被災地への流入を原則として禁止する。
- (3) 道路管理者は、その管理する道路について、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラの活用により早急に被害状況を把握し、道路啓開等を行い、道路機能の回復に努める。

また、道路の破損、欠壊、その他の事由により二次災害の発生防止や交通が危険であると認められる場合は、二次災害の防止に努めるとともに、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

この際、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

- (4) 公安委員会及び道路管理者は、相互に連絡を保ち、交通規制の適切な運用を図る。
- (5) 道路管理者は、道路の通行規制が行われている場合は、通行止めや通行状況が道路利用者に対して確実に伝わるよう道路情報提供装置、インターネット等を活用し、リアルタイムでの情報提供に努める。

第2節 交通規制の実施

第1 交通規制措置

地震発生時において道路損壊等が発生した場合、被災地における災害警備活動の円滑な推進を図るため、警察本部、公安委員会、県警察及び道路管理者は、緊密な連携のもと被災地域及びその周辺地域において、速やかに車両等の通行禁止、制限及び迂回道路の設定、誘導等の交通規制措置をとる。

第2 実施機関

(1) 道路管理者

- ア 道路の損壊、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合
- イ 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

(2) 公安委員会、警察本部、各警察署

- ア 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるとき
- イ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。
- ウ 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

第3 緊急交通路確保のための交通規制

(1) 緊急交通路の選定

知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、県警察及び道路管理者と協議し、緊急輸送にあてる道路を選定する。

この場合、県警察は、主要交差点等を中心とする交通要所に警察官等を配置し、交通整理、指導及び広報を行う。

(2) 交通規制の実施

公安委員会は、緊急交通路の円滑な運行を図るため、交通要点において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。この場合、当該区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要事項を周知させる措置をとる。

また、県警察は、交通規制にあたって道路管理者等関係機関と相互に緊密な連携を保つとともに、交通規制を円滑に行うために、必要に応じて「愛媛県警備業協会」との協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

(3) 路上放置車両等に対する措置

ア 県警察

県警察は、緊急交通路を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去や警察車両による緊急通行車両の先導等を行うとともに、緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し、車両移動等の措置命令等を行う。

イ 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は、自ら当該措置をとる。

ウ 消防職員

消防職員は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は、自ら当該措置をとる。

エ 道路管理者

道路管理者は、定められた通行禁止区域等において、緊急通行車両の通行の妨害や災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるとき、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

第4 実施責任者

区 分	実施責任者	対 象	事 由
道路管理者	四国地方整備局長	一般国道	1 道路の破損、欠損、その他の事由により、交通が危険であると認められるとき。 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められるとき。(道路法第46条)
	県知事	県管理の一般国道及び県道	
	町長	町道、農道	
警察機関	公安委員会	必要な全道路	県内又は隣接県に災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき。(災害対策基本法第76条)
		下記警察署長の行うもの以外のもの	
	警察署長	交通の禁止又は制限をすべき区間が2以上の警察署長の管轄にわたらず、かつその期間が1か月を超えないもの	
	警察官	必要な全道路	道路の損壊、火災その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合。(道路交通法第6条)

第3節 道路交通確保の措置

第1 道路交通確保の実施体制

道路管理者、公安委員会等は、他の防災機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。

第2 道路施設の復旧

道路管理者は、早急に被害状況を把握し、(一社)愛媛県建設業協会等の協力を得て、道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、被害状況に応じた効果的な復旧を行う。なお、この場合、緊急輸送に当てる道路を優先して行う。なお、この場合、緊急輸送にあてる道路を優先して行う。また、迅速な救急救命や救急支援物資などを支えるため、必要に応じて、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路における道路啓開の代行を国土交通省に要請する。

第3 交通安全施設の復旧

公安委員会は、緊急輸送道路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

第4 障害物等の除去

路上における著しく大きな障害物等を除去し、緊急輸送車両の車道確保を早急に行う道路啓開については、必要に応じて、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は協力して所要の措置をとる。

第4節 緊急通行車両の確認等

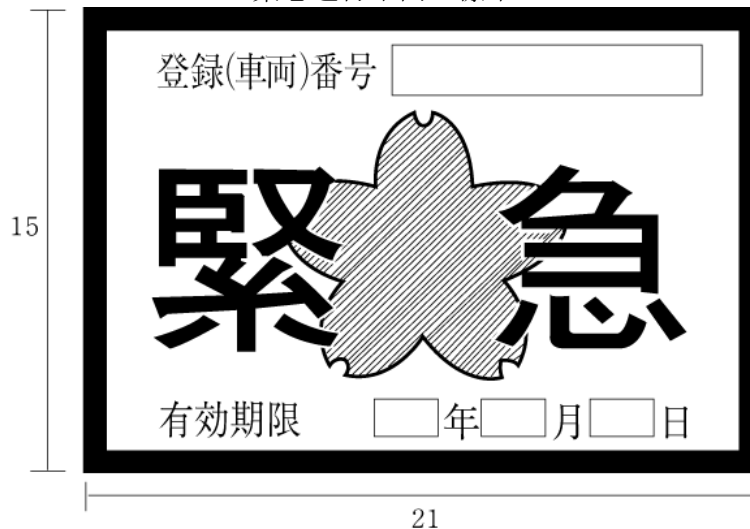
第1 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

- (1) 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対して当該車両が緊急通行車両であることの確認を求める。
- (2) 知事又は公安委員会は、当該車両が緊急通行車両であることを確認したときは、当該車両の使用者に対し災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付する。

第2 緊急通行車両の確認事務

災害対策基本法施行令第33条に基づく確認事務は、知事に対しては危機管理課、公安委員会に対しては警察本部交通規制課及び各警察署交通課において行う。

緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を吟色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

通 行 車 両 の 証 明 書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 (印)	
		公安委員会 (印)	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送に行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は日本工業規格A5とする。

第10章 消防活動

【伊予消防等事務組合 危機管理課】

大規模地震発生時には、津波の発生等により甚大な被害が予想されるため、県、市町はもとより、住民、自主防災組織、事業所等においても、その全機能をあげて消火活動、水防活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行う。

これらの災害応急対策活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分配慮する。

第1節 消防活動の基本方針

地震による火災は、地震の大きさ、震源の位置、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、町は、消防署及び消防団の全機能をあげて、次の基本方針により消防活動を行う。

第1 出火防止活動及び初期消火の徹底

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火に努めるとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

第2 人命救助の最優先

同時多発火災が発生した場合は、人命の安全を最優先し、指定緊急避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

第2節 消防機関の活動

第1 消防署の活動

消防署長は、消防職員及び消防団を指揮し、地震や津波に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動の基本方針に基づき、次の活動を行う。

(1) 火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する次の情報を収集し、町災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車、その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の使用可能状況

オ 要救助者の状況

カ 医療機関の被災状況

(2) 消防活動の留意事項

地震火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意して消防活動を行う。

ア 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行う。また、危険性の高い地域を優先に消防活動を消防力の配備状況及び消防水利の配置状況等を踏まえ、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

イ 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。

- ウ 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。
- エ 救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。
- オ 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。
- カ 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。
- キ 火災が多発し延焼の危険がある場合は、火災現場付近を優先に救助活動を行う。
- ク 延焼火災が少なく、同時に多数の救助が必要な場合は、多数の人命を救助できる現場を優先に救助活動を行う。
- ケ 消防職員の惨事ストレス対策として、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。
 - ・伊予消防等事務組合松前消防署車両等一覧表 資料 7-1
 - ・伊予消防等事務組合松前消防署無線設備一覧表 資料 7-2

(2) 救急救助活動の留意事項

- 要救助者の救助救出と負傷者に対する止血、その他の応急処置を次により行い、安全な場所へ搬送する。
- ア 災害時は、搬送先医療機関そのものが被災し医療行為が実施できない可能性があるため、災害の状況を十分把握して、医療機関の選定及び搬送経路を決定する等被災状況に即して柔軟な対応を行う。
 - イ 災害時には、外傷のほか骨折、失血及び火傷等傷害の種類も多く、また軽傷者から救命処置を必要とする者まで、緊急度に応じ迅速かつ的確な判断と様々な処置が要求されるため、救急救命士の有効活用、救急隊と他の消防隊が連携して出動するなど効率的な出動・搬送を行う。
 - ウ 救急救助活動においては、負傷者や死者等の被害状況及び医療機関の被災状況等の情報をいかに速く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなるため、保健所、医師会等関係機関との情報交換を緊密に行いながら救急救助活動を行う。
 - エ 災害時は道路交通確保が困難なため、消防署等において備蓄している救急救助資機材等を活用し、各地域の消防団等を中心として救急救助活動を行う。
 - オ 高層建築物等に対する救急救助活動については、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に定める防火管理者による自主救護活動との連携を積極的に推進する。
 - カ 傷害の程度に応じ、救命処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者はできる限り自主的、又は住民による応急処置を行わせる。

第 2 消防団の活動

(1) 組織及び消防力

- 消防団は、9 分団をもって組織する。
- ・消防団車両・資機材一覧表 資料 7-3

(2) 消防団の活動

- 消防団は、津波災害が発生した場合、原則として消防署の指揮下に入り消防活動を行う。ただし、消防署の出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。
- ア 出火防止活動

地震発生により火災等の災害発生が予測される場合は、居住地内の住民等に対し出火防止を呼び掛けるとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火に当たる。
 - イ 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。
 - ウ 避難誘導

避難指示等が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

エ 救急救助活動

消防署による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

オ 消防団員の安全確保

消防団員は、自身の安全確保が難しいと判断したときは、自らの命を守るための避難行動を最優先する。

(3) 団員等の惨事ストレス対策

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第3 事業所の活動

(1) 事業所の近隣で津波による火災が発生した場合の措置

ア 自衛防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(2) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講じる。

ア 周辺地域の居住者等に対し、避難等必要な行動をとるうえで必要な情報を提供する。

イ 警察、最寄りの消防機関等に電話又はかけつける等可能な手段により直ちに通報する。

ウ 事業所内への立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講じる。

・危険物施設一覧表（移動タンクのみをの施設を除く） 資料16-1

・危険物施設一覧表その2 資料16-2

第4 自主防災組織の活動

(1) 初期消火活動

近隣で火災が発生したときは、消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。ただし、津波浸水被害のおそれがない場合に限る。

(2) 消防隊への協力

消防隊（消防署、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。ただし、津波浸水被害のおそれがない場合に限る。

第5 住民の活動

近隣で火災が発生したときは、家庭用消火器や風呂のくみおきの水等で消火活動を行う。ただし、津波浸水被害のおそれがない場合に限る。

第3節 消防活動の応援要請

第1 県内の消防応援協定

町が消防活動のために必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、次のとおりである。

協定名及び協定先の市町機関の名称	業務の種類	締結年月日	締結方法	応援要請手続
愛媛県消防広域相互応援協定〔愛媛県内市町等〕	消防、救助、救急、その他の応援	平成18年3月1日	文書	無線又は電話等による
中予地区広域消防相互応援協定	救急、火災、その他の災害	平成2年8月1日	文書	口頭、電話又は電信による
愛媛県消防団広域相互応援	消防、救助、救急、	令和2年3月31日	文書	口頭、電話又は

協定	その他の応援		電信による
----	--------	--	-------

- ・愛媛県消防広域相互応援協定書 資料 7-5
- ・中予地区広域消防相互応援協定書 資料 7-6
- ・愛媛県消防団広域相互応援協定書 資料 7-8

火災が発生し、被災地の消防機関の消防力のみでは火災の防御が困難又は困難が予想される場合は、火災の態様、動向等を的確に判断し、県下の他の消防機関に対して、消防応援協定に基づく応援要請（消防組織法（昭和22年法律第226号）第43条）を速やかに行う。

(1) 近隣市町間の消防相互応援協定に基づくもの

被災地の消防機関の消防力のみでは火災の防御が困難であると予想される場合は、近隣市町等の消防相互応援協定に基づき応援要請を行う。

(2) 東予・中予・南予の広域消防相互応援協定に基づくもの

同じ地域の他の消防機関の個別の応援を得て対応できるものは、各地域の広域消防相互応援協定に基づき応援要請を行う。

(3) 愛媛県消防広域相互応援協定及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づくもの

同じ地域の他の消防機関のまとまった応援又は地域外の消防機関に広く応援を求める必要がある場合は、県下統一協定に基づく応援要請を行う。

第2 他県への応援要請

大規模火災により大規模な被害が発生し、町長が知事に他県の消防機関に対し応援要請（消防組織法第43条）を求めた場合、知事は消防庁長官に緊急消防援助隊の応援を要請し、その結果を直ちに町長に連絡する。

(1) 応援要請の手続き

町長は、他の消防機関に対し応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして要請する。（要請は電話で行い、後日文書を提出する。）

- ア 火災の状況及び応援要請の理由
- イ 応援消防隊の派遣を必要とする期間
- ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員・車両・資機材
- エ 進入経路及び結集場所
- オ その他必要事項

(2) 応援隊の受け入れ体制

応援消防隊の円滑な受入れを図るため、町は、連絡班を設け、受け入れ体制を整えておく。

- ア 応援消防隊の誘導方法
- イ 応援消防隊の人員・車両・資機材、指揮者等の確認
- ウ 応援消防隊に対する食事、宿泊施設等の手配

第3 愛媛県消防防災ヘリコプターに対する応援要請

火災が発生し、町長又は消防長が必要と判断した場合は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、愛媛県消防防災航空事務所に対してヘリコプターの緊急出動を要請する。

- ・愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定 資料 1 7-1

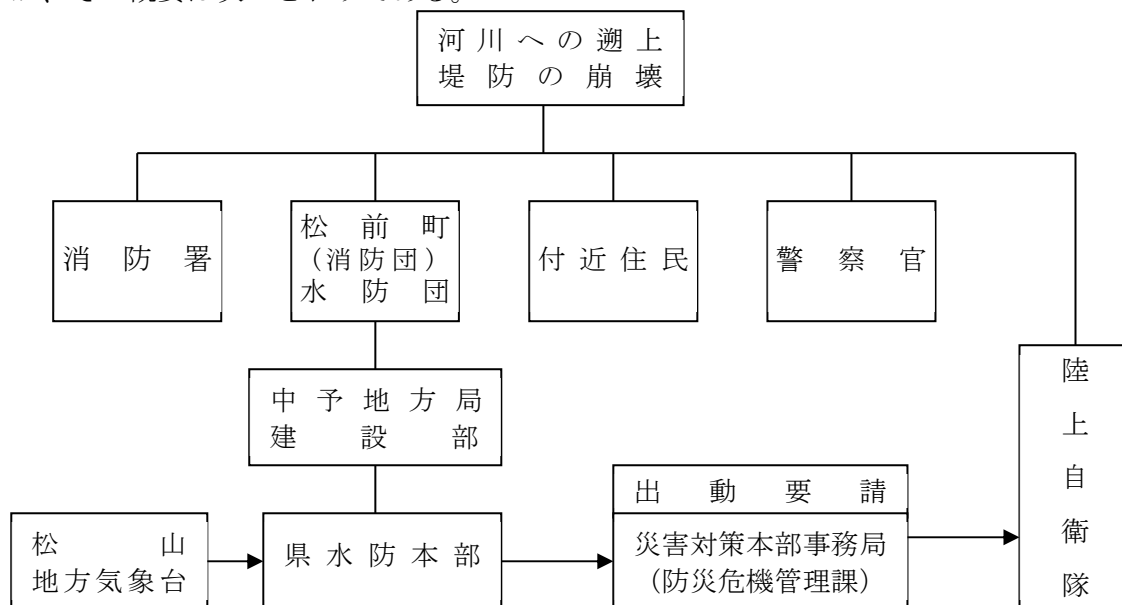
第11章 水防活動

【危機管理課 まちづくり課 産業課 伊予消防等事務組合】

津波による河川への遡上や堤防崩壊を警戒し、防御するなど万全の水防体制を確立して、被害の軽減を図る。

第1節 水防活動

津波による河川への遡上に対する水防活動は、次のとおりとする。なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、町の水防計画書に定めるところによるが、その概要は次のとおりである。



第1 町及び水防管理団体の活動

- (1) 水防活動に便利な箇所に水防倉庫を設置し、必要な資機材を備えつるよう努める。
このほか、防災対策の推進のため、水防倉庫の新設・更新にあたっては、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した用地確保について検討する。
 - ・水防倉庫備蓄資機材状況 資料6-2
- (2) 一線活動の水防団（消防団）については、出動準備と出動とに分け、あらかじめその体制を整備し、水防活動に万全を期するよう努める。
 - ア 待機：水防団（消防団）の足留を行う体制
 - イ 出動準備：水防資器材の整備、点検、水門等開閉の準備と幹部が出動する体制
 - ウ 出動：水防団（消防団）が出動する体制
 - エ 解除：水防活動終了
- (3) 地方局建設部から水防に関する通報を受けたときは、町水防計画の定めるところによりその状況に応じ万全の体制を敷くとともに、次の場合、直ちに地方局建設部又は土木事務所に通知する。
 - ア 水防団（消防団）が水防のために出動したとき
 - イ 堤防等に異常を発見したとき
 - ウ 水防作業を開始したとき
 - エ 応援を求める場合
 - オ 立ち退き避難を指示したとき
 - カ 水防本部を設置したとき

(4) 津波の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた職員又は水防管理者（町長）は、必要とする区域の居住者に対し避難のため立退きを指示することができる。

なお、立退きの指示を行った旨を、当該地域を管轄する警察署長に通知する。

(5) 水防団長（消防団長）は、情報の収集に努め、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。

第2 河川等の巡視、警戒

町及び水防団（消防団）は、河川、海岸、堤防等を随時巡視し、警戒するとともに、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに町長を通じ、また緊急を要する場合は直接、中予地方局建設部及び警察署長に連絡し必要な措置を求めなければならない。

また、必要な水防作業を次のとおり実施する。

- (1) 裏法の漏水又は飽水による亀裂又は欠け崩れ
- (2) 表法で水当りの強い場所の亀裂及び欠け崩れ
- (3) 天ばの亀裂又は沈下
- (4) 堤防の越水状況
- (5) 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常
- (7) 高潮時における越波状況

第3 水位、潮位、雨量等の観測

危機管理課は、常に県水防本部及び関係する中予地方局建設部、観測所と緊密な連絡を保ち、情報の収集・伝達・記録に当たる。

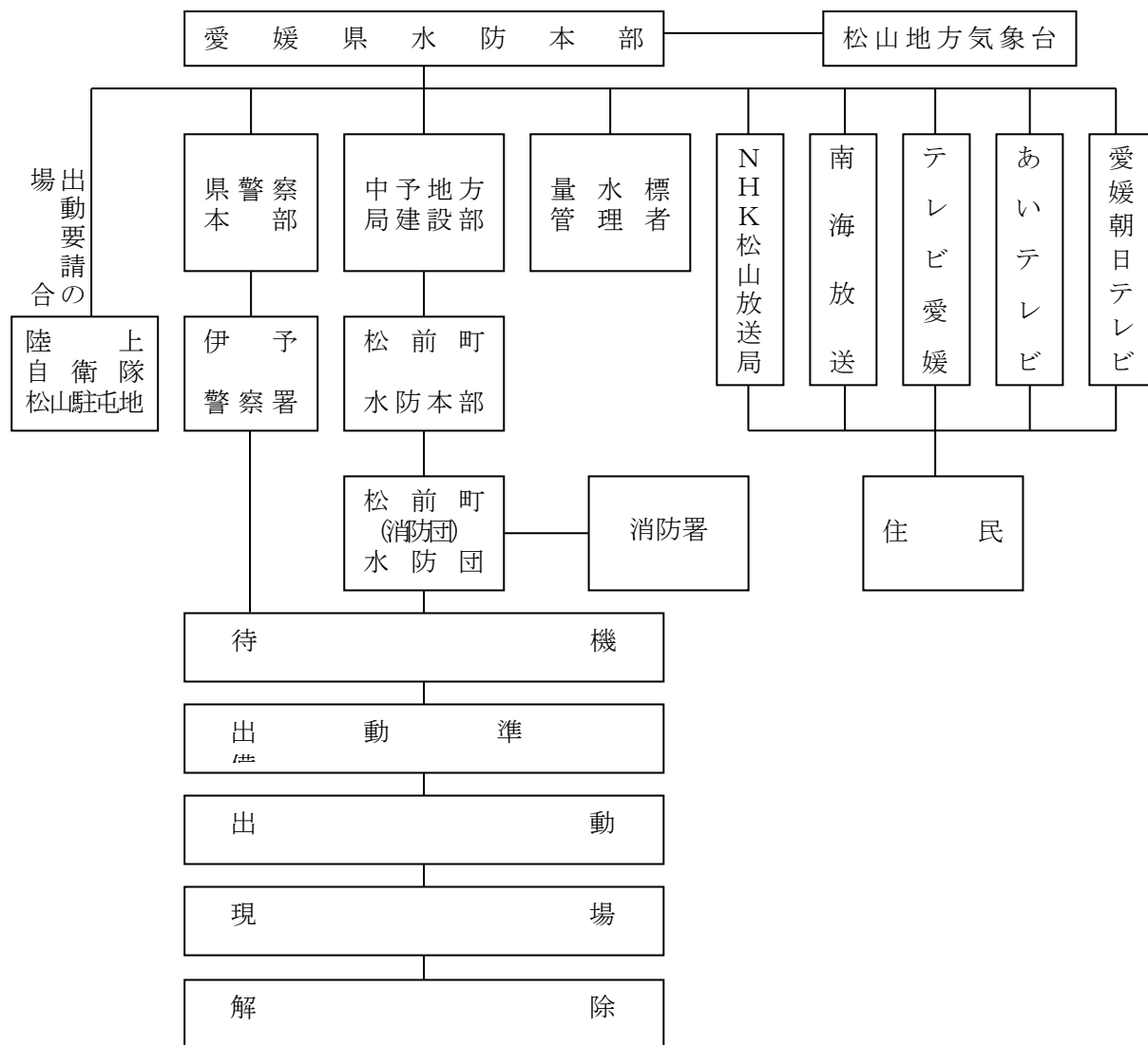
(1) 水位・潮位の観測

水防管理者（町長）は、県水防本部からの水防に関する指示あるいは、气象台からの気象通報に基づき巡視・警戒を行い、危険が予想される場合は、必要に応じて巡視員を増員し、水位・潮位の監視を十分に行い、状況を逐次県水防本部に報告する。

(2) 雨量観測

水防管理者（町長）は、24時間継続雨量90mm以上又は時間雨量30mm以上が予想される場合には、頻繁に観測を行い、特に短時間雨量（10分間雨量等）に注意し、県水防本部に連絡するとともに、住民への周知等必要な処置を取る。

第4 連絡系統図（洪水注意報・警報・情報及び解除）



第5 水防団(消防団)の出動準備及び出動

津波による水防活動は緊急性を要することが想定されるため、気象庁からの津波注意報、津波警報及び大津波情報が発表された時点で水防警報を自動発表とする。

町における水防団（消防団）の出動等については、水防団員の安全の確保が図れるよう配慮することとし、原因となる地震発生の箇所により津波到達までの時間が異なるため、気象庁が発表する津波到達予想時刻に対し、「活動可能時間」及び「活動必要時間」が取れない場合等、十分な安全が確保できない場合は、水防警報が発表となっても出動はせず待機又は待避することとする。

(1) 出動準備及び出動

町長は、水防警報が発表されたとき（自動発表含む。）、水防団（消防団）に出動準備及び出動させる。

(2) 解除

水防警報が解除されたとき、又は津波注意報、津波警報及び大津波警報が解除されたとき水防活動を終了する。

第2節 河口部・海岸部の水門等の操作及び通報

- (1) 水門、閘門等の管理者は水防上必要な津波等の状況の通知を受けたときは、直ちに水門、閘門等の操作責任者に連絡しなければならない。
- (2) 水門、閘門等の操作責任者は、津波等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、水門、閘門等及び付近に異状を認めたととき、又は操作等に人員を要するときは、直ちに管理者に報告しなければならない。
- (3) 水門、閘門等の操作責任者は、津波警報等が発令された場合には、安全確保のため直接操作をしないなど、操作員の安全確保を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行う。
- (4) 水門、閘門等の管理者は、日頃から操作に支障のないように点検整備を行わなければならない。
- (5) 水防作業時には、水防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達予想時刻等を考慮して、団員が津波の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

第3節 水防活動の応援要請

- (1) 地域住民の応援
水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、無用の者の立入を禁止し、若しくは制限し、あるいはその区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させる。
- (2) 警察官の応援
水防のため必要があると認められるときは、所轄警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。
- (3) 隣接水防管理団体への応援要請
水防法（昭和24年法律第193号）第23条の規定に基づき、緊急の場合必要に応じ他の水防管理者、市町長、消防団長に対して応援を要請する。
- (4) 自衛隊の応援
大規模の応援を必要とする緊急事態が生じたときは、知事を通じ、陸上自衛隊松山駐屯地司令に災害派遣要請を行う。

第12章 人命救助活動

【危機管理課 伊予消防等事務組合 学校教育課】

救出を必要とする負傷者等に対する救助活動は、関係機関が連絡を密にし、可能な限り速やかに行う。

救助・救急活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分に配慮するとともに、惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第1節 人命救助活動の基本方針

- (1) 救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、町長が行うことを原則とする。
- (2) 県、県警察及び自衛隊は、町長が行う救出活動に協力する。
- (3) 県は救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。
- (4) 町は、町の区内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。
- (5) 自主防災組織、事業所等及び住民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。
- (6) 救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第2節 町の活動

- (1) 職員を動員し負傷者等を救出する。
- (2) 町長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。
 - ア 応援を必要とする理由
 - イ 応援を必要とする人員、資機材等
 - ウ 応援を必要とする場所
 - エ 応援を必要とする期間
 - オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項
- (3) 町長は、広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づき、応援要請を行うものとし、要請を受けた市町等は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施する。
 - ・愛媛県消防広域相互応援協定 資料7-5
- (4) 町長は状況に応じ、自衛隊の救出活動を県に要請する。

第3節 消防機関の活動

消防署及び消防団は、震災時には広域的に多数の負傷者の発生が予想されるため、住民の協力を確保するとともに、医師会、日本赤十字社愛媛県支部、警察署との協力体制を整え、的確な人命救出活動に当たる。

また、町は、広域的な応援を必要とする場合、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づき、応援要請を行い、要請を受けた市町等は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施する。

第4節 自主防災組織の活動

第1 救出・救護活動の実施

建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の治療を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。

第2 避難の実施

町長、警察官等から避難の指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に指定避難所等に誘導する。

避難の実施に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。
ア 市街地 火災、落下物、危険物
- (2) 避難に当たっては、必要最低限の物のみ携帯する。
- (3) 自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、自主防災組織等地域住民が協力して避難させる。

第3 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となるが、これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としてもそれぞれが保持する食料等の配布を行うほか、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第5節 事業所の活動

事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行う。

- (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
- (3) 事業所の防災組織は、自主防災組織等と相互に連携をとって地域における救出活動を行う。
- (4) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察等に連絡し早期救出を図る。
- (5) 救出活動を行うときは、可能な限り町、消防機関、警察と連絡をとりその指導を受ける。

第6節 自衛隊の活動

県の要請に基づき、救出活動を実施する。

第7節 学校における災害応急対策

学校における災害は、いつ、どこで発生するか分からないことから、不測の事態に際しても、万全の対応策がとれるよう、日頃から教職員全員が危機管理意識をもって、備えをしておくことが重要である。

このため、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）等に基づき、安全教育を計画的に実施していくとともに、防災に関する計画や災害時のマニュアルを日頃から定めておく。また、指定避難所を指定する市町の関係部局や自主防災組織の指導・協力を得て、施設の利用方法等について、事前に学校の役割分担を協議しておく。

- (1) 危機管理マニュアルの作成
- (2) 災害対応に関する教職員の共通理解の促進
- (3) 保護者、地域、関係機関との連携
- (4) 防災上必要な設備等の整備及び点検
- (5) 災害発生時の連絡体制の確立と周知
- (6) 適切な応急手当のための準備
- (7) 緊急避難場所の確認
- (8) 登校・下校対策
- (9) 学校待機の基準と引渡しの方法

以上の項目の他、特別支援教育諸学校については、その特殊性に配慮する。

第8節 帰宅困難者への対応

町、県及び民間事業者等は連携し、適切な情報提供、指定避難所の開設などにより帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するよう努める。

- (1) 町及び県は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- (2) 町及び県は、都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。
- (3) 民間事業者は、帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。

第9節 災害救助法の適用計画

県は、災害による被害の規模が一定以上となった場合、災害救助法を適用し、災害救助法に基づく救助を実施する。

災害救助法に基づく救助は、県が実施機関となり、町はその補助機関として活動に当たすが、知事は、救助を迅速に行う必要がある場合は、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を町長に委任する。

第1 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、市町の区域を単位に、原則として同一の原因の災害による被害が一定の程度に達した場合で、かつ現に救助を要する状態にあるときに実施する。

- (1) 住家等への被害が生じた場合
 - ア 住家が滅失した世帯数が、60 世帯数以上であること。
 - イ 愛媛県の区域内で住家が滅失した世帯数が、1,500 世帯以上であって町の区域内の住家が滅失した世帯数が 30 世帯数の数以上であること。
 - ウ 住家の滅失した世帯の数か県内合計で 7,000 世帯以上であって、町において多数の住家が滅失した場合であること。
 - エ 当該災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したこと。
※内閣府令に定める特別の事情
被災者に対する食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。
- (2) 生命・身体への危害が生じた場合
多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって内閣府令で定める基準 に該当すること。
※内閣府令で定める基準
 - ア 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。
 - イ 被災者に対する食品の給与等に特殊の給与方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

第2 被災世帯の算定基準

- (1) 滅失世帯の算定方法
災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は次のとおり算定する。
 - ア 住家が全壊、全焼、流失した世帯は1とする。
 - イ 住家が半壊、半焼した世帯は1/2とする。
 - ウ 住家が床上浸水した世帯は1/3とする。
- (2) 住家の滅失等の認定基準

ア 全壊、全焼、流失

住家がその居住のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

イ 半壊、半焼

住家がその居住するための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合が20%以上50%未満のものとする。

ウ 床上浸水

ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することが出来ない状態となったもの。

第3 活動計画

(1) 町の活動

町における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、当該市町長は、ただちにその旨を県災害対策本部各地方本部を通じ、知事に報告するとともに、災害救助法を適用する必要がある場合は、併せてその旨を要請する。

第4 災害救助法の実施機関

災害救助法による救助は知事が実施し、町長は補助機関として活動にあたるが、知事は、救助を迅速に行う必要がある場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町長に委任する。

なお、町長への委任にあたって、知事は、災害ごとに救助の事務の内容及び期間を町長に通知して行う。

県から町長への事務委任は以下の考え方により行う。

市町長及び知事それぞれが担当する救助事務

実施機関	担当する救助事務
町長 (原則県から委任)	1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 医療及び助産(救護所における活動) 5 被災者の救出 6 被災した住宅の応急修理 7 学用品の給与 8 埋葬 9 死体の捜索及び処理 10 障害物の除去
県知事 (原則県が実施)	1 応急仮設住宅の給与 ※愛媛県応急仮設住宅建設ガイドラインに定められた役割分担に基づき、町及び県が業務を実施。市町は補助機関として業務に当たる。 2 医療及び助産(DMATの派遣など)

第13章 食料の確保・供給

【危機管理課 福祉課 会計課】

津波災害時に避難者、被災者及び災害対策従事者等に対する応急的な炊き出し、その他食料等の応急供給を実施する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い、食物アレルギーを有する者のニーズ等に配慮する。

第1節 災害時における応急供給

第1 実施体制

災害時における食料の確保及び供給は、町長が行う。この場合、非常持ち出しができない被災住民や旅行者等に対し、自らの備蓄物資を供給するとともに、あらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有者から調達する。また、これらによっても調達ができない場合は、必要に応じ県に調達又は斡旋を要請する。なお、緊急物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が物資の供給を行うことを基本とし、知事からの委任に基づき町長が行う。

第2 応急配給計画

(1) 配給対象

- ア 炊き出しにより、被災者に対し配給を行う必要がある場合
- イ 被災により配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合
- ウ 災害地において救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業従事者に対して給食を行う必要がある場合

(2) 供給食料

- ア 応急的に供給する食料は、町が備蓄する非常食及び調達による米穀、食パン、弁当等の主食のほか、必要に応じて町内販売業者等から調達する梅干し、佃煮等の副食品とする。
また、乳児に対しては、原則として、粉ミルク販売業者等からの調達による粉ミルク（調整粉乳）とする。
- イ 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

(3) 供給基準

供給数量は、愛媛県災害救助法施行細則に準じた一人1食又は1日当たりの基本供給量に町長が必要と認める受給者の数及び実施期間の食数（日数）を乗じて得た数量とする。

(4) 調達方法

- 食料の確保及び調達は、統括戦略部が本部長の指示に基づき、次のとおり行う。
- ア 非常食については、町の備蓄食料を使用する。
 - イ 米穀、食パン等の主食については、知事に必要量を要請して、指定された事業者等より、引渡しを受ける。なお、知事に要請する暇がないときは、直接、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に連絡及び要請書を提出する。町が直接、政策統括官に連絡・要請した場合は、必ず県に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。
 - ウ 梅干し、佃煮等の副食品及び粉ミルクについては、必要に応じ町内販売業者より調達する。ただし、地域内で調達不能の場合は知事にあっせん依頼する。
 - エ 町長は、町のみで必要な応急食料の確保ができないときは、県に対し、県が緊急援護物資として備蓄している食料の供給について要請するものとする。
 - オ 災害により交通通信が途絶したため応急配給について県の指示を受けられない場合

には、町長の責任において応急配給を実施する。

(5) 供給方法

ア 指定避難所等に收容された者

町長は、調達した食料をあらかじめ指定避難所等ごとに組織された部等の責任者を通じて配給する。

イ 被災者に対するもの

町長は、調達した食料を直接供給するほか、小売業者及び取扱者を指定して行う。

ウ 災害対策従事者に対するもの

アに準じて行う。

第2節 町の活動

(1) 食料や生活必需品の非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して緊急物資を配分する。

(2) 町は、自らの備蓄物資を供給するとともに、あらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有者から調達する。これによって調達できないときは、他の緊急物資保有者から調達するほか、必要に応じ次の事項を示して県に調達、又はあつせんを要請する。

ア 調達又はあつせんを必要とする理由

イ 必要な緊急物資の品目及び数量

ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者

エ 連絡課及び連絡責任者

オ 荷役作業員の派遣の必要の有無

カ その他参考となる事項

(3) 緊急物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。

(4) 指定避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設けるほか、食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。

(5) 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

第3節 住民及び自主防災組織の活動

(1) 町は、住民に対して7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資を備蓄するよう周知を図る。

(2) 災害発生当初の食料及び生活必需品等の確保は、家庭及び地域（自主防災組織）での備蓄並びに住民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は、町に供給を要請する。

(3) 自主防災組織は、町が行う食料の公平な供給に協力する。また、必要に応じ、炊き出しを行う。

(4) 住民は、必要な緊急物資、非常持出し品の整備、搬出に努める。

第4節 炊き出し計画

第1 対象者

(1) 指定避難所等に收容された者

(2) 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水などで炊事ができない者

(3) 一般家庭の来訪者等

(4) 被害を受け一時縁故先で避難する者

(5) 救助活動に従事する者

第2 炊き出しの方法

- (1) 炊き出しの必要があるときは、町内会、婦人会、ボランティア等の応援を求めて既存の給食施設を利用して行う。
- (2) 炊き出しの現場には責任者を配置する。責任者は、その実態に応じて指揮するとともに、関係事項を記録するものとする。
- (3) 献立は栄養価等を考えて定めなければならないが、被災の状況を十分考慮し、食器が確保されるまでの間は、握り飯と漬物、缶詰の副食物等を配給するものとする。
- (4) 町本部において直接炊き出しすることが困難な場合で、米飯業者等に注文することが実情に即すと認められるときは、炊き出しの基準等を明示し業者から購入し、配給する。
- (5) 炊飯が困難な場合は、乾パン又は生パンを支給するものとする。

第3 炊き出しの基準及び期間

炊き出しのために支出できる費用及びその期間は、愛媛県災害救助法施行細則に準ずる。

第4 食品衛生

炊き出しに当たっては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。

- (1) 炊き出し施設には、飲料適水を十分供給する。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付ける。
- (3) 炊き出し場所には、皿洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。
- (4) 供給食品は、防ハエ、その他害虫駆除に留意する。
- (5) 使用原料は、できるだけ信用のある業者から仕入れを行い、保管に留意する。
- (6) 炊き出し施設は、給食センター又は公民館、社寺などの既存施設を利用するが、これらが得がたい場合、湿地、排水の悪い場所、じんあい汚物処理などから遠ざかった場所を選定して設ける。

第5 食物アレルギー

避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

第6 応援などの手続

炊き出し等食品の給与ができないとき、又は物資の確保ができないときは、次により応援を要請する。

- (1) 町長は、応援の必要を認めたときは県に要請する。ただし、緊急を要するときは、直接隣接市町に応援を要請する。
- (2) 応援等の要請は、次の事項を明示して行う。

ア 炊き出しの実施

- (ア) 所要食数（人数）
- (イ) 炊き出しの期間
- (ウ) 炊き出し品送付先
- (エ) その他必要な事項

イ 物資の確保

- (ア) 所要物資の種別、数量
- (イ) 物資の送付先及び期日
- (ウ) その他必要な事項

- (3) 政府所有米穀の調達活動

県は、町からの要請等を踏まえ、政府所有米穀の供給が必要と判断される場合は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に連絡及び要請書を提出する。町が直接、農産局長に連絡・要請した場合は、必ず県に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。

第7 記録等

炊き出しの状況（場所数及び場所別給与人員〔朝・昼・夕に区分〕）を県に報告するとと

もに、次の必要な帳簿、書類を整備保存しておく。

- (1) 炊き出し受給者名簿
- (2) 食料品、現品給与簿
- (3) 炊き出し、その他による食品給与、物品受払簿
- (4) 炊き出し用物品借用簿
- (5) 炊き出しの協力者、奉仕者名簿

第14章 生活必需品等の確保・供給

【福祉課 会計課 財政課 危機管理課】

町及び関係機関は、被災者のニーズ等に応じた生活必需品等の応急供給を実施する。その際には、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、県、町及び関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

さらに、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

第1節 応急供給実施体制

災害時における生活必需品等物資の供給は、町長が行う。この場合、非常持ち出しができない被災住民や旅行者等に対し、自らの備蓄物資を供給するとともに、あらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有者から調達する。また、これらによっても調達ができない場合は、必要に応じ県に調達又は斡旋を要請する。なお、緊急物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が物資の供給を行うことを基本とし、知事の委任に基づき町長が行う。

第2節 町の活動

- (1) 食料や生活必需品の非常持ち出しができない被災住民や旅行者等に対して緊急物資を配分する。
- (2) 町は、自らの備蓄物資を供給するとともに、あらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有者から調達する。これによって調達できないときは、他の緊急物資保有者から調達するほか、必要に応じ次の事項を示して県に調達、又はあつせんを要請する。
 - ア 調達又はあつせんを必要とする理由
 - イ 必要な緊急物資の品目及び数量
 - ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
 - エ 連絡課及び連絡責任者
 - オ 荷役作業員の派遣の必要の有無
 - カ その他参考となる事項
- (3) 緊急物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。
- (4) 指定避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設けるほか、食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。
- (5) 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

第3節 災害救助法による被服寝具その他生活必需品の給付又は貸付け

第1 対象者

災害により住家が全壊(全焼)、流失、埋没、半壊(半焼)又は床上浸水等により等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失又は損傷し、日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

第2 支給品目

支給物資は、次の品目の範囲内で現物をもって支給する。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 寝 具 | 就寝に必要な毛布、ふとん等 |
| (2) 外 衣 | 普通着、作業衣、婦人服、子供服等 |
| (3) 肌 着 | シャツ、ズボン下、パンツ等 |
| (4) 身 回 品 | タオル、靴下、履物、傘、使い捨てカイロ等 |
| (5) 炊事用具 | なべ、かま、包丁、ガス器具、バケツ等 |
| (6) 食 器 | 茶わん、吸物わん、皿、はし、缶切、哺乳びん等 |
| (7) 日 用 品 | 石けん、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨き、トイレ衛生用品（洗剤、消臭剤、タワシ）、ポリ袋（ゴミ袋）、ビニールシート、生理用品、紙おむつ（小児用・大人用）等 |
| (8) 光熱材料 | マッチ、ろうそく、プロパンガス等 |
| (9) その他 | |

第3 給与又は貸与の基準、期間

被災者に衣料、生活必需品その他の物資を給与又は貸与するときは、愛媛県災害救助法施行細則に準じ、被害の状況、被災人員、被災世帯、構成人員を十分調査の上品名及び期間を決定する。

第4 燃料の供給

- (1) 町は、炊き出しに必要な器具及び燃料等の支給又はあつせんを民間事業者の協力等を得て行う。また、これらの器具及び燃料等を調達できないときは、次の事項を明示して、県に調達のあつせんを要請する。
 - ア 必要なプロパンガスの量
 - イ 必要な器具の種類及び個数
- (2) 町は、役場庁舎、指定避難所等、防災対策上特に重要な施設、又は、災害応急車両への燃料の安定供給体制の整備に努める。

第5 記録等

災害時の給与又は貸与物資について記録するため、次の簿冊を整備保存する。

- (1) 物資購入（配分）計画表
- (2) 物資受払簿
- (3) 物資給与及び受領簿
- (4) 物資購入関係支払証拠書類
- (5) 物品物資払出証拠書類

第6 住民及び自主防災組織の活動

- (1) 生活必需品等の確保は、家庭及び地域（自主防災組織等）での備蓄並びに住民相互の助け合いによって可能な限りまかない、これによってまかなえない場合は、町に供給を要請する。
- (2) 自主防災組織は、町が行う緊急援護物資等の公平な供給に協力する。
- (3) 自主防災組織は必要に応じ炊き出しを行う。
- (4) 地域内の販売業者等の協力を得て、必要な器具及び燃料を確保する。

第4節 町が保有する備蓄物資の取扱い

町が備蓄している非常災害用救援物資は、総務対策部が保管し、被災者に対して供給する必要が生じた場合は、総務対策部が保健福祉対策部の支援を受けその配給に当たる。

第5節 日本赤十字社愛媛県支部が保有する備蓄物資の取扱い

日本赤十字社愛媛県支部が備蓄している非常災害用救援物資は、日本赤十字社愛媛県支部の委任を受けて、あらかじめ定められた配分基準により町が被災者に分配する。

第6節 県が保有する備蓄物資の供給要請

町長は、町のみで必要な緊急救援物資が確保できないときは、県に対し、県が緊急救援物資として備蓄している日用品等の供給について要請する。

町は、県が保有する備蓄物資の供給を受けたときは、役場庁舎又は松前公園体育館等の公共施設に保管し、町有備蓄物資の取扱いに準じて取り扱う。

第15章 飲料水の確保・供給

【上下水道課】

津波災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染し、あるいは給水施設の被害等により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し飲料水等を供給し、被災者の生活を保護する。

第1節 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、町長が行う。ただし、町において実施できないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。

- (1) 給水を必要とする人員
- (2) 給水を必要とする期間及び給水量
- (3) 給水する場所
- (4) 必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数量
- (5) 給水車両のみ借上げの場合は、その必要台数

第2節 給水方法

町は、備蓄している飲料水を被災者に供給するとともに、中予保健所等の指示に基づき、次の方法により飲料水を供給し、又は確保する。

- (1) 飲料水が汚染したと認められるときは、浄水器により浄水して供給する。
- (2) 浄水場の貯留水、井戸水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は、特に衛生上の注意を払う。
- (3) 供給の方法は、被災の状況に応じて次の内から行う。
 - ア 浄水器によるろ過給水
水道施設が損壊し、又は飲料水が汚染した場合は、供給人員、範囲等を考慮のうえ、比較的汚染の少ない井戸等を水源に選定して、浄水基地とし、浄水装置により行う。浄水した水は、給水車（自衛隊、他市町に応援を要請）又は容器により搬送し給水する。
 - イ 容器による搬送給水
 - (ア) 被災地において水源を確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から給水車又は容器により搬送し給水する。
- (4) 給水場所
役場、浄水場、指定避難所等、地区公民館等その他実状に応じて行う。
- (5) 広報の実施
応急給水を実施する場合には、給水場所、時間帯、給水方法その他必要事項を町防災行政無線、広報車等により、速やかに地域住民に対し広報する。
また、自己努力により飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意についても広報する。
- (6) 住民及び自主防災組織（住民）の活動
 - ア 災害発生後3日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。
 - イ 災害発生後4日目から7日目位までは、地域の住民組織による給水及び町の応急給水により飲料水を確保する。
 - ウ 地域内の井戸等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は、町に確認し、特に衛生上の注意を払う。
 - エ 町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬、配分を行う。
- (7) 応援の要請
町は、飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を県に示して、県の備蓄する緊急援護物資（飲料水）の供給又は調達あっせんを要請する。
 - ア 給水を必要とする人員
 - イ 給水を必要とする期間及び給水量
 - ウ 給水する場所

- エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

第3節 給水量

被災者に対する1人1日当たりの給水量は3リットルとする。

第4節 給水期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害対策本部長（町長）が必要と認める場合は、その期間を延長することができる。

なお、大規模地震の発生時等災害が大規模で水道施設に被害を受けた場合においては、災害発生後約8日を目途に仮設共用栓等を設置し、最低の生活に必要な水を供給するよう努める。

その場合の供給水量は1人1日3リットルを目標とし、飲料水の供給期間については、水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。

第5節 給水施設の応急復旧

給水施設が破壊された場合には、迅速に応急復旧を行うものとする。町の能力をもって応急復旧困難な場合は、指定給水装置工事事業者の応援を求める。

- ・指定給水装置工事事業者 資料12-2

第16章 医療救護活動

【健康課 子育て支援課】

町、県、日本赤十字社愛媛県支部、愛媛県医師会等、公的医療機関及び旧国立医療機関は、緊密な連携により災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む。以下同じ。）救護を行う。

第1節 医療救護活動の実施方針

- (1) 医療救護活動の実施にあたっては、死亡者を一人でも少なくすることを最優先し、トリアージの実施等により効率的な活動に努める。
- (2) 町、県、日本赤十字社愛媛県支部、愛媛県医師会等、公的医療機関及び旧国立医療機関は、松前町医療救護活動マニュアル等に基づき、緊密な連携により災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む。以下同じ。）救護を行う。
- (3) 町内の医療救護を行うため、医療救護所を設置し、また、救護病院等に傷病者を収容する。
- (4) 県及び災害医療コーディネータは、医療施設の被害状況や医薬品等医療資機材の需給状況等の情報を収集・提供し、町の医療救護活動について広域的な調整を行う。
- (5) 保健所は、被災地域における医療救護支援の拠点として、災害医療コーディネータと密接に連携し、地域の関係機関との調整を行う。
- (6) 災害により在宅医療等の継続が困難になる難病患者等に対する医療の確保に努める。
- (7) 医療救護活動の実施にあたっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。
- (8) 県は、災害時小児周産期リエゾンの養成に努め、災害時小児周産期リエゾンは、災害医療コーディネータと連携し、小児・周産期に係る医療救護活動の助言及び調整の支援を行う。
- (9) 県は、保健医療福祉調整本部会議を適宜開催し、保健医療福祉活動における情報共有等を行うものとする。

第2節 情報の収集・提供

- (1) 県及び災害医療コーディネータは、町、消防機関、警察、県医師会等との連携のもと以下について情報収集を行い、町等は県等への情報提供に努める。
 - ア 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
 - イ 指定避難所、救護所等の設置状況
 - ウ 指定避難所、救護所等における医療ニーズ
 - エ 医薬品等医療資機材の需給状況
 - オ 医療施設、救護所等への交通状況
 - カ その他参考となる事項
- (2) 被災地の保健所は、必要に応じて医療施設、指定避難所、救護所等へ職員を派遣して情報収集を行い、県へ報告する。
- (3) 県及び災害医療コーディネータは、広域災害・救急医療情報システムを活用して、支援を必要とする医療機関及び支援が可能な医療機関についての情報収集を行い、医療機関は県等への情報提供に努める。
- (4) 県及び災害医療コーディネータは、医療救護に関して把握した情報を関係機関に提供するとともに、必要に応じて国への報告を行う。

第3節 救護所等における活動

第1 救護所

- (1) 町は、災害の発生により医療救護が必要となったときは救護所を設置し、県医師会等と災害時の医療救護活動について締結した協定（以下「災害時の医療救護に関する協定」という。）に基づく救護班の派遣要請を行うなどにより、救護班を確保する。

- (2) 救護所での医療活動は、市町の指揮の下で救護班が実施する。災害発生直後は、大量の傷病者に対して限られた医療資源により救護に当たる必要があるため、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を重点的に行う。
- (3) 救護所において救護班は次の業務を行う。
 - ア 傷病者の傷病の程度判定
 - イ 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
 - ウ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - エ 転送困難な傷病者及び指定避難所等における軽症者に対する医療
 - オ 助産活動
 - カ 死体の検案
 - キ 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への収容状況等の報告

第2 被災地域内の医療機関

- (1) 病院建築物、医療設備の被災状況、医薬品等の確保状況等を調査し、診療機能の確認を行う。必要に応じ、被害の応急修復を実施するとともに、ライフライン事業者等に応急復旧の要請を行う。
- (2) 被災により既存入院患者等の治療継続が困難であるときは、患者受入れ医療機関及び移送手段の確保に努めるとともに、必要に応じて県及び市町に支援を要請する。
- (3) 町からの救護班の派遣要請を受けて、又は通信の遮断等の際は自らの判断により、参集可能なスタッフによる救護班を編成し、町が設置する救護所へ派遣する。
- (4) 自らの施設で診療を行う場合は、救護所や他の医療機関で対処できない患者を受け入れ、治療に当たる。
- (5) 被災地域内の医療機関は、広域災害・救急医療情報システムの積極的活用などにより、相互に密接な情報交換を図るとともに、災害医療コーディネータを通じて、支援・協力を求めるほか、被災状況に応じて、医療従事者の派遣等を行うなど、相互に支援・協力をを行う。
- (6) 被災地域内の医療機関は、状況に応じ、県知事との協定に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・災害支援ナース・救護班を派遣するよう努めるものとする。

第3 支援後方医療機関の確保

- (1) 災害（基幹）拠点病院（災害拠点精神科病院を含む。）
 - ア 救護所へ救護班を派遣する。
 - イ 被災地等に救護班や災害派遣医療チーム等（DMAT、DPAT、その他の災害対策に係る医療活動を行うチームをいう。以下、同様。）を派遣するとともに、他県等から派遣された救護班や災害派遣医療チーム等の活動拠点として、救護班や災害派遣医療チーム等の受入れ・派遣調整等を行う。
 - ウ 被災地域の救護所や救護病院等で対処できない重症者及び中等症者を受け入れ、救護病院等と同様の活動を行う。
 - エ 広域災害・救急医療情報システムの活用により、被災地域の医療機関に関する情報を把握し、支援が可能な医療情報を提供する。
 - オ 圏域内の医療救護の調整・実施拠点として、災害医療コーディネータと一体的に活動を行う。
- (2) 三次救急医療施設
 - 災害（基幹）拠点病院等で対処できない重篤救急患者を受け入れ、救命医療の提供を行う。

第4節 被災地及び被災地外の町の活動

第1 被災地の町の活動

- (1) 救護所開設予定施設及び救護病院等の被災状況を調査するとともに、医薬品等の調達

- の実施などにより医療救護体制を確立する。
- (2) 被災により救護病院等の機能が失われたときは、必要に応じて他の医療施設を救護病院等として選定する。
 - (3) 災害時の医療救護に関する協定に基づき救護班の派遣を要請する。
 - (4) 傷病者を最寄りの救護所又は必要に応じて救護病院等に搬送する。
 - (5) 救護所・救護病院等が効果的に機能するよう傷病者の収容状況等を把握し、必要な調整を行う。
 - (6) 救護所・救護病院等の収容状況等を把握するため、必要に応じて職員を配置する。
 - (7) 救護所・指定避難所等における医療ニーズ等を経時的に把握し、救護班の受入れ調整や各種要請、機能評価等を行うとともに、自ら十分な活動が行えない場合は、保健所に職員の派遣を要請する。
 - (8) 救護所・救護病院等から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、保健所を通じて県に調達・あっせんを要請する。
 - (9) 輸血用血液を確保する必要があるときは、献血予約登録者等に協力を呼び掛ける。
 - (10) 救護所・救護病院等において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示し、保健所や災害医療コーディネータを通じて県に救護班の派遣を要請する。
 - ア 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別人員）
 - イ 必要な救護班数
 - ウ 医療救護活動を必要とする期間
 - エ 派遣場所
 - オ その他必要事項
 - (11) 市保健所は、被災地における医療救護の拠点として、県保健所と同等の活動を行う。
 - (12) 難病患者等の避難動向及び医療の継続状況について調査し、地域の医療機関等とともに必要な対策を行う。

第2 被災地外の町の活動

県からの協力要請に基づき、市町立病院・診療所職員で構成する救護班を派遣するとともに、傷病者の受入れを行う。

第5節 負傷者等の搬送

- (1) 被災現場から救護所への負傷者の搬送は、町が行う。救護所が設置されていない被災初期の段階においては、現場周辺の医療機関へ搬送する。
- (2) 救護所等の責任者は、後方医療機関に収容する必要がある者の搬送を町に要請する。
- (3) 救護所等から後方医療機関までの搬送は、町が県及び防災関係機関との連携・支援のもとに実施する。
- (4) 県は、県内の各消防本部その他の防災関係機関と情報交換を図り、円滑な患者の搬送が行われるよう調整を行う。
- (5) 県は、遠隔地へ傷病者を搬送する必要があるとき、又は道路の損壊等のため救急車による搬送が困難なときは、協定等に基づき、ドクターヘリの基地病院、他の都道府県、自衛隊等と調整を行い、ヘリコプターや船艇等による広域的な医療搬送体制を確保する。
- (6) 広域医療搬送を実施する場合、県は、あらかじめ定めた計画に基づき、国や関係機関と連携し、広域医療搬送拠点や航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）を「松山空港ビル株式会社」との協定に基づき、松山空港に設置し、運営する。

医療救護所で救護ができない者又は救護が適当でない者については、収容医療機関へ搬送を行う。

搬送は、救急車、ヘリコプター、患者搬送車、町所有車等により行うが、状況により、警察署、自衛隊等に協力を要請する。

第6節 関係機関等への支援要請

第1 愛媛県医師会・愛媛県歯科医師会に対する支援要請

町は、災害の発生により被災が著しく、町の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合には、「災害時における医療救護に関する協定」に基づき、救護班派遣要請書により県を通じて県医師会及び県歯科医師会に対して救護班等の派遣要請をし、医療救護活動体制を確保する。その際、次の事項を示して要請する。

- (1) 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別人員）
- (2) 必要な救護班数
- (3) 医療救護活動を必要とする期間
- (4) 救護班の派遣場所
- (5) その他必要事項

第2 日本赤十字社県支部に対する派遣要請

県災害対策本部を通じて要請する。

第3 隣接市町への派遣要請

原則として中予保健所又は災害医療コーディネータを通じて、県災害対策本部に要請する。

第7節 協力要請への対応

県からの協力要請を受けた際は、関係職員で構成する救護班を派遣するとともに、負傷者等の受入れを行う。

第8節 住民及び自主防災組織の活動

- (1) 軽症者については、家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用いて処置する。
- (2) 傷病者を最寄りの救護所又は救護病院等に搬送する。

第9節 病院診療所等一覧

- ・病院・診療所等一覧表 資料11-1

第17章 防疫・衛生活動

【町民課】

町は、災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を実施するとともに、被災者の心身の健康保持に努める。

第1節 実施責任者

被災地帯の防疫は、保健福祉対策部が県の指導指示に基づいて行う。ただし、本町のみで実施できないときは、県又は隣接市町及び関係機関の応援を要請して実施する。

また、甚大な被害により、防疫機能が著しく阻害され、町が行うべき防疫業務が実施できないとき、又は不十分であるときは、県に代執行を要請する。

第2節 防疫・保健活動

第1 防疫の種別と方法

(1) 疫学調査及び健康診断

疫学調査及びその結果に基づく健康診断は県が行うので、指定避難所等、浸水地域、その他衛生条件が悪い地域を詳細報告する等、県に協力する。

(2) 臨時予防接種

予防接種による予防措置を講ずべき必要がある場合は、県と打ち合わせて臨時予防接種を実施する。

(3) 消毒方法

県の指示に基づき町の職員及び臨時に雇い上げた作業員による防疫班により、下記の方法で消毒を実施する。

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条の規定により実施する。

イ 浸水地域に対しては、被災の直後に各戸にクレゾール及びクロール石灰を配布して、床壁の拭浄、手洗設備の設置、便所の消毒を指導する。

(4) ねずみ族・昆虫等の駆除

ア 県が地域を定めて消毒を実施するので、併せて実施する。

イ ねずみ族・昆虫等の駆除を実施する場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則に定める薬品を使用する。

(5) 塵かき、汚泥、し尿の処理

塵かき、汚泥等を仮集積場所及び分別所を経て埋立又は焼却するとともに、し尿の処理に万全を期す。

(6) 町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

第2 家庭用水の供給

(1) 県の指示に基づき、家庭用水（井戸水）の停止期間中、家庭用水の供給を行う。

(2) 家庭用水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸水、水道水等の衛生処理について指導する。

第3 患者などに対する措置

(1) 被災地域において感染症患者若しくは保菌者が発生したときは、直ちに隔離収容の措置をとる。隔離病舎に収容することが困難な場合は、適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容する。

(2) やむを得ない理由によって隔離施設への収容措置をとることができない保菌者に対しては自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理等について厳重に指導し、必要があるときは治療を行う。

第4 指定避難所等の防疫指導

- (1) 指定避難所等の管理者を通じて避難者において衛生に関する自治組織をつくるよう指導する。
- (2) 指定避難所等に対しては少なくとも1日1回検病調査を実施する。
- (3) 衣服は日光にさらし、特に必要があるときはクレゾールなどによる消毒とノミ等の発生防止のため薬剤の散布を行わせる。便所、炊事場、洗濯物などの消毒、クレゾール石けん液、逆性石けん液の適当な場所への配置、手洗いの励行等について十分指導する。
- (4) 感染症の発生状況及び防疫活動の状況を随時、県（保健所）に報告する。
- (5) 町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

第5 記録等

防疫のため予防接種等を行った場合は、次の書類、帳簿等を整備保存しておく。

- (1) 災害状況及び防疫活動状況報告書
- (2) 疫学調査及び健康診断状況記録簿
- (3) 清潔及び消毒状況記録簿
- (4) 臨時予防接種状況記録簿
- (5) 防疫薬品資材受払簿
- (6) 防疫関係支払証拠書類及び備蓄薬品払出し証拠書類
- (7) 防疫関係機械器具修繕支払簿

第3節 住民の活動

- (1) 住宅内の汚染物の清掃、消毒等は、努めて各自で処理する。
- (2) 県（保健所）及び町の指導を受けながら、指定避難所等において良好な衛生状態を保つよう注意する。
また、自治組織を構成し、健康管理の徹底に努める。

第18章 保健衛生活動

【健康課 子育て支援課】

町は、災害に伴う被災者の健康管理を行うため、県と協力して保健衛生活動を行う。

第1節 保健衛生活動に必要な情報の収集・共有化

町は、県による指定避難所等の被災者の保健衛生活動の適切な実施のため、指定避難所等の衛生状況を要求に応じて速やかに報告する。なお、町が被災状況により、自ら情報収集ができない場合には、県が中予保健所と協力して情報収集を行う。

第2節 被災者等への保健衛生活動

- (1) 町は、愛媛県災害時保健衛生活動マニュアル等を活用し、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等により、被災者のニーズ等に的確に対応した保健衛生活動を行う。
- (2) 被害が甚大で避難生活が長期化する場合や指定避難所等が多数設置されている場合等、被災者等の保健衛生活動を計画的・組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の保健衛生活動のための計画を策定し計画的な対応を行う。
- (3) 県が収集した保健衛生活動に必要な情報に基づき、国の助言を受け保健師等の派遣調整を行うとともに、適切な保健衛生活動を行う。

第3節 保健師等の応援・派遣受入

- (1) 町は、被災者等への保健衛生活動に際し、町の保健師等のみによる対応が困難であると認める場合は、災害対策基本法や地方自治法の規定、自治体間の相互応援協定等に基づき、その他の都道府県・市町村に対し、保健師等の応援・派遣を、厚生労働省健康局を通じて要請する。
- (2) 県は、保健衛生活動を実施するにあたり、管下の保健所等の機能強化を図るために、管下の公衆衛生医等のみによる応援対応が困難な場合には、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等で構成される災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣を、厚生労働省健康局を通じてその他の都道府県等に要請する。
- (3) 県及び町は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

第19章 食品衛生活動

【健康課】

被災地における伝染病の発生等環境悪化を防ぐため、町及び県は、食品の衛生管理等を行う。

第1節 町の活動

- (1) 臨時給食施設の設置状況等、情報の提供を行う。
- (2) 消毒薬等必要物資を配布する。

第2節 住民の活動

- (1) 手洗い、消毒の励行及び食器、器具の消毒を行う。
- (2) 食品関係営業者は、食品衛生監視員の指示に従うとともに、自主管理を強化する。

第20章 死体の搜索・処置・埋葬

【町民課】

災害により、死亡していると推定される者の搜索並びに死亡者の収容、処置及び埋葬を的確かつ迅速に実施する。

第1節 実施体制

- (1) 死体の搜索、処置及び埋葬は、町が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、県が行うが、県の委任に基づき町が行う。
- (2) 警察は、死体の見分、検視を行う。
- (3) 町は、死体の搜索、処置、火葬及び埋葬について、町単独で対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。
 - ア 搜索、処置、火葬及び埋葬別とそれぞれの対象人員
 - イ 搜索地域
 - ウ 埋葬施設の使用可否
 - エ 必要な輸送車両の数
 - オ 死体処理に必要な器材、資材の品目別数量

第2節 行方不明者及び死体の搜索・処置・埋葬

第1 行方不明者及び死体の搜索

- (1) 行方不明
 - ア 行方不明者の届出の受理は、総務対策部において取り扱うものとする。届出のあった際は、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、その他必要事項を聴取し記録する。
 - イ 届出のあった者については、前号の事項を記載した書面で警察に通知する。ただし、状況により書面をもって通報することが困難な場合は、電話等をもって連絡する。
 - ウ 搜索は、消防対策部が警察と協力し活動体制を編成し実施する。また、被災の状況により、消防団及び自主防災組織等に協力を要請し、地域住民の応援を得て実施する。
 - エ 災害対策本部長（町長）は、必要に応じ臨時に現地搜索活動体制を編成し、連絡所を設け効果的な搜索活動を実施する
- (2) 死 体
 - ア 死体の搜索及び収容の必要がある場合は、災害対策本部長（町長）の命により消防対策部及び総務対策部を中心として実施する。
 - イ 死体の搜索活動は、町災害対策本部及び警察が相互に連絡を密にし、それぞれの立場からこれを実施するものとし、防災関係機関及び地元自主防災組織等の協力並びに車両、船舶（艇）、機械器具の借上げ等で可能な限りの手段方法により、早期収容に努める。
 - ウ 死体、行方不明の搜索中死体を発見したときは、総務対策部及び警察に連絡するとともに、身元確認を行う。
 - エ 死体が海上に漂流している場合又は漂流が予想される場合には、直ちに中予地方局を通じて県に、海上保安部及び海上自衛隊の搜索を要請する。
 - オ 死体の搜索期間は、愛媛県災害救助法施行細則に準ずる。
- (3) 応援要請等
 - ア 搜索作業に特殊機械器具及び特殊技能者を必要とする場合は、県災害対策本部に要請し、自衛隊、海上保安部、その他の関係協力機関の協力を求める。
 - イ 死体が流失などにより他の市町に漂着していると考えられるときは、県及び関係のある市町に次の事項を明示して搜索の応援を要請する。

- (ア) 死体が埋没又は漂着していると思われる場所
- (イ) 死体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣、持ち物など
- (ウ) 応援を求めたい人数又は船舶（艇）、器具など
- (エ) その他必要な事項

第2 死体の検案

- (1) 検案の実施
死体の検案は、伊予医師会等の協力を得て、死因その他について医学的検査を行う。
- (2) 検案時の処置
死体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を併せて行うとともに検案書を作成する。
- (3) 死体の輸送
検案を終えた死体は、町が指定する死体収容（安置）所に輸送する。

第3 死体の収容、安置

- (1) 身元確認
警察、地域住民等の協力を得て、死体の身元引受人の発見に努め、身元が確認された遺体は、死体の氏名等の識別を行った後、親族等に引き渡す。
相当期間引取り人が判明しない身元不明者については、死体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。
- (2) 死体収容（安置）所の開設
総務対策部は、葬祭社、寺院、公共建物又は公園等、死体収容に適切な場所を選定し、死体収容（安置）所を開設する。
死体収容（安置）所の開設に当たっては、納棺用品等必要器材を確保するとともに、葬祭社での協力要請をする場合においては、災害時における棺その他の葬祭用品の供給等の協力に関する協定書によるものとする。死体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設する。
また、遺体収容（安置）所や遺体検案所が不足する場合には、県に必要な施設の設置を要請する。

第4 埋・火葬

遺体について、遺族等の引取り手がない場合又は遺族等が埋・火葬を行うことが困難な場合、応急措置として埋葬を行うものとし、埋葬は、直接火葬に付し、又は棺、骨つぼなどを遺族に支給するなど現物給付をもって行う。

なお、埋葬の実施にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 事故死などによる死体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。
- (2) 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡しその調査に当たるとともに、埋葬に当たっては火葬とする。
- (3) 被災地以外に漂着した死体のうち身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。
- (4) 無縁の焼骨は、納骨堂に収蔵するほか、墓地に埋葬する。

第5 死体の処置及び埋葬に要する費用

死体の処置及び埋葬に要する費用は、愛媛県災害救助法施行細則に準ずる。

第6 記録等

死体搜索処置及び埋葬を行ったときは、次の書類、帳簿等を整備保存しておくも。

- (1) 死体搜索状況記録簿
- (2) 死体処置台帳
- (3) 埋葬台帳
- (4) 死体搜索、死体処置及び埋葬関係支払証拠書類

- (5) 死体捜索用機械器具燃料受払簿
- (6) 死体捜索用機械器具修繕費支払簿

第7 住民及び自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報等を町や警察等に提供するよう努める。

第21章 廃棄物等の処理

【町民課】

被災地域の環境衛生の万全を図るため、ごみの収集処理、し尿の汲取処分を適切に行う。

第1節 実施体制

被災地における清掃業務の実施は、町が行うが、本町のみで実施できないときは、県又は近隣市町の応援を要請する。

災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、災害廃棄物の仮置場への搬入方法及び分別方法等に関する住民への周知計画、し尿、生活ごみ及び災害廃棄物の処理・処理計画（災害廃棄物処理実行計画）を作成することにより、災害時に応急体制を確保する。

第2節 廃棄物等処理体制の編成

清掃作業を効果的に実施するため保健福祉対策部内で、ごみ収集運搬とし尿収集運搬に区分して活動体制を編成し、許可業者と連携して実施する。

第3節 ごみ収集処理の方法

第1 収集、運搬

被災地ごとにごみ集積場所を定め収集等により運搬するものとする。なお、収集にあたっては、災害廃棄物の分別収集の徹底を次のとおり被災住民に広報し、ごみ収集運搬班に徹底させる。

- (1) 速やかに仮集積場所及び収集日時を定めて住民に広報する。
- (2) 住民によって集められた仮集積場所のごみを管理し、できるだけ速やかにあらかじめ選定した処理場に運び処理する。なお、可能な限りリサイクルに努める。
- (3) 持ち運びの困難な躯体残骸物等は、町が直接仮集積場所及び処理場に運搬する。
- (4) 消毒用又は防臭用の薬剤及びごみ袋を住民に配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し優先的に処理し、また処理するように指導・広報する。
- (5) 災害廃棄物の搬入場所及び搬入時期、分別方法などを速やかに住民に周知する。

第2 処理

清掃工場のほか必要に応じ埋立、露天焼など環境衛生上支障のない方法で行うものとする。

【清掃関係施設】

名 称	住 所	電 話 番 号	処 理 能 力
伊予地区清掃センター	伊予市三秋 1433	(089)982—1287	可燃物 80 t / 日

第4節 し尿の収集と処理

第1 し尿の収集

- (1) し尿の収集は、被災後必要がある場合直ちに許可業者により行う。
- (2) 被災地域が処理能力に比し広範囲にわたっている場合は、早急に各戸のトイレの使用を可能にするため、応急措置としては、便槽容量上限の1 / 5 ~ 1 / 4程度の汲取りを全戸について実施する。

第2 し尿の処理

し尿は、し尿処理場において処理するほか、農林還元等環境衛生上支障のない方法で行う。

【し尿処理施設】

名 称	住 所	電話番号	処理能力
伊予市・松前町共立衛生組合	松前町大字筒井 1813	(089)984—5602	68k1/日

第3 町の活動

- (1) 下水道施設の緊急調査を実施し、被災状況を速やかに県に連絡する。
- (2) 下水道施設の普及地域においては、下水道施設の被災状況を把握出来るまでは、住民に水洗トイレの使用をひかえ、仮設トイレ等で処理するよう広報を行う。
- (3) 下水道の被害状況を把握し、必要に応じて水洗トイレの使用制限について広報を行う。
- (4) 速やかに下水道施設、し尿処理施設の応急復旧に努めるものとし、住民に対して仮設トイレ等で処理するよう指導する。
- (5) 下水道施設の復旧支援を必要とする場合には、速やかに県に連絡する。
- (6) 下水道施設の緊急調査及び応急復旧等について、協定を締結した事業者に対し、必要に応じて支援を要請する。

第4 町民及び自主防災組織の活動

- (1) 水洗トイレは町からの連絡があるまでは使用しないこととし、下水道施設の被災を発見したときは、町に連絡するとともに、市町からの指示に従う。
- (2) 自主防災組織を中心に仮設トイレの設置、消毒、管理を行う。

第5節 災害廃棄物処理の実施

第1 基本方針

応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の倒壊、焼失及び解体によって発生する災害廃棄物を愛媛県災害廃棄物処理計画に従って迅速・適正に処理する。

第2 町の活動

- (1) 災害廃棄物処理対策組織の設置
町内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。
- (2) 情報の収集
町内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。
 - ア 家屋の倒壊に伴う解体件数
 - イ 廃棄物処理施設等の被災状況
 - ウ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計
 - エ 仮置場、仮設処理施設の確保状況
- (3) 発生量の推計
収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。
- (4) 仮置場、仮設処理施設の確保
推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理施設を確保する。
- (5) 住民への周知
災害廃棄物の搬入場所及び搬入時期、分別方法等を速やかに住民に周知する。
- (6) 処理施設の確保
中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。
- (7) 関係団体への協力の要請
収集した情報や仮置場、仮設処理施設及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。
- (8) 災害廃棄物の処理の実施
被災状況を勘案した上で、県が示す実行計画や事前に策定した町災害廃棄物処理計画に基づき、町災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物の処理を実施する。
- (9) 解体家屋の撤去

解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。

第3 事業者の活動

自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。また、町から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

第4 町民の活動

- (1) 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、町の指示する方法により搬出等を行う。
- (2) 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

第6節 野外仮設トイレの設置

指定避難所設置などに伴う野外仮設トイレの設置は、立地条件を考慮し、漏えい等により地下水を汚染しないような場所に設定し、また閉鎖にあたっては、消毒を実施後埋没するようにする。

第7節 死亡獣畜の処理方法

災害の発生に伴って死亡した獣畜及び家きんの処理は、原則として獣畜の飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、町及び県は協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

第1 町の活動

- (1) 飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。
- (2) 処理場所の確保について町のみで対応できないときは、県に協力を要請する。

第2 飼養者等の活動

- (1) 処理場所を確保し、獣畜の処理については、保健所長の許可を受ける。
- (2) 処理場所を確保できないときは、町へ協力を要請する。
- (3) 処理方法及び公衆衛生上必要な措置について保健所、町の指導を受け、適正に処理する。

第8節 処理施設の応急復旧

処理施設の被害による処理能力の低下を最小限にとどめるため、迅速な復旧体制方法について別に定めておく。

第9節 住民の活動

第1 し尿処理・清掃活動体制の確保

- (1) 自主防災組織の清掃班を中心として、資機材の点検を行い、必要に応じ臨時共同トイレの設置を準備する。

第2 し尿処理の実施

- (1) 水洗トイレ（下水道）
下水道施設の緊急調査を実施し、被災状況を速やかに県に連絡する。
町からの連絡があるまでは使用しないこととし、下水道施設の被災を発見したときは、町に連絡するとともに、町からの指示に従う。
下水道施設の緊急調査及び応急復旧等について、協定を締結した公益社団法人日本下水道管路管理業協会に対し必要に応じて支援を要請する。
- (2) 水洗トイレ（浄化槽）

保守業者による浄化槽の点検を行い、復旧するまでは使用しない。保守業者での対応が困難な場合は、町を通じて県に対し協力要請を行い、点検を実施する。

(3) 仮設トイレ

自主防災組織を中心に仮設トイレの建設、消毒、管理を行う。

第3 生活系ごみ処理の実施

町民は、自主防災組織を中心として、町によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、次の対応をとる。

- (1) 生ごみ等自分で処理できるものは努めて処理し、自分で処理できないものは指定された仮置場へ搬出する。
- (2) 住民が搬出するごみの仮置場を設定し、住民に周知する。
- (3) 自主防災組織の清掃班を中心として、仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。
- (4) 仮置場のごみは、町が定めた日時に仮集積場所へ搬出する。

第4 災害廃棄物処理の実施

- (1) 危険物、通行上支障がある物等を優先的に収集・運搬する。

また、大型車両や重機類を用いた搬入・搬出作業及び分別作業等ができる広さの仮置場の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルートの確保を図る。

- (2) 損壊した建築物の残骸等持ち運びの困難な物を、仮置場及び処理施設に運搬する。
- (3) 仮置場での災害廃棄物の分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクル率向上を図る。

また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

- (4) 廃家電・廃自動車等のうち、リサイクル可能なものは、各リサイクル法に基づく処理を行う。

第22章 障害物の除去

【まちづくり課】

災害により発生した土砂、立木及び災害を受けた工作物等の障害物については、各関係機関において除去し、災害の拡大防止と交通路の確保を図る。

第1節 実施体制

道路、河川、港湾等の各種公共土木施設等に生じた障害物は、(一社)愛媛県建設業協会等の協力を得ながら、障害物の除去に必要な人員、資機材等の確保に努めるとともに、その管理者が障害物の除去を行う。

被災地における障害物の除去は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行うが、知事の委任に基づき町長が行う。

第2節 障害物等の除去

第1 道路上の障害物の除去

道路管理者は、管理する道路について、路上障害物（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、雪害における除雪を含む。）の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努め、道路上における著しく大きな障害物等の除去について、状況に応じて、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して必要な措置を行う。

なお、優先的に障害物を除去すべき道路については、次の順位を基準に定める。

- (1) 地域住民の生命の安全を確保するために重要な道路
- (2) 災害の拡大防止上重要な道路
- (3) 緊急輸送を行ううえで重要な道路
- (4) その他応急対策活動上重要な道路

除去した障害物は、町があらかじめ定めた仮集積場所、民地の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場に集積する。

また、適当な集積場所がない場合は避難路及び緊急輸送にあてる道路以外の道端等に集積する。

第3節 河川の障害物の除去

河川管理者は、管理する河川について、障害物の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努め、水防のための緊急の必要があるときは、水防管理者、消防署長又は消防団長は、支障となる工作物その他障害物を処分する措置をとる。

第4節 港湾区域における障害物の除去

町は、港湾区域について、障害物の有無も含めて、早急に被災状況等について把握に努め、著しく大きな障害物等の除去について、港湾管理者及び各関係機関等と協力する。

第5節 住宅関係障害物の除去

第1 障害物除去の対象

災害によって住居又は周辺に運び込まれた土石、竹木等日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去で、次に該当する者に対して行う。

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- (2) 居間、炊事場等日常生活に欠くことのできない場所に障害物が運ばれているか、又は敷地内に運び込まれているため家の出入りが困難な状態であること。

- (3) 自らの資力では障害物の除去ができない者であること。
- (4) 住家が半壊又は床上浸水した者であること。
- (5) 応急措置の支障となるもので緊急を要する場合であること。

第2 除去の方法

- (1) 住居に運び込まれた障害物については、日常生活を可能にする程度の除去を行う。
- (2) 機械器具等の必要がある場合は、関係機関の応援又は県災害対策本部に要請し、自衛隊等の応援を求める。

第3 除去の費用及び期間

除去の費用及び期間は、愛媛県災害救助法施行細則に準ずる。

第4 障害物の保管等の場所

校区ごとに公立学校の校庭を利用するが、状況により次の条件の備わった場所に保管する。

- (1) 障害物の大小によるが、原則として再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
- (2) 道路交通の障害とならない場所
- (3) 盗難等の危険のない場所
- (4) 工作物を保管したときは、保管を始めた日から14日間、その工作物を公示する。

第5 障害物の売却

保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるとき、保管に不相当な費用又は手数を要するときは、当該工作物は、競争入札又は随意契約により売却し、売却した代金を保管する。

第6 留意事項

- (1) 収集後の障害物は、処理・処分の進捗状況を踏まえ、再生可能な資源のリサイクルを図る。
- (2) アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

第7 記録等

障害物の除去を実施したときは、次の書類、帳簿等を整備保存しておく。

- (1) 障害物除去の状況記録
- (2) 障害物除去費支出関係証拠書類
- (3) 障害物除去用機械器具修繕費支払簿

第23章 動物の管理

【町民課】

災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、県、町及び住民は、協力して動物の保護及び危害防止に努める。

なお、町及び県は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。

第1節 町の活動

- (1) 被災動物の把握
- (2) 飼養されている動物に対する餌の配布
- (3) 危険動物の脱走対策
- (4) 被災動物の一時収容、応急処置、保管、指定避難所等における家庭動物のためのスペースの確保
- (5) 被災動物救護センターの設置場所のあっせん
- (6) 被災動物による公傷事故、危害防止の啓発
- (7) 災害死した動物の処理
- (8) その他動物に関する相談等

第2節 住民及び民間の活動

- (1) 被災動物の一時保護、応急処置、通報
- (2) ボランティア獣医師による負傷動物の治療
- (3) 危険動物の脱走対策
- (4) ボランティアによる被災動物救護センターの管理、運営
- (5) その他行政への協力

第3節 死亡した動物及び家きんの処理

災害の発生に伴って死亡した動物及び家きんの処理は、原則として飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、県及び町は協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

第1 町の活動

- (1) 飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。
- (2) 処理場所の確保について町のみで対応できないときは、県に協力を要請する。

第2 飼養者等の活動

- (1) 処理方法及び公衆衛生上必要な措置について保健所、町の指導を受け、適正に処理する。

第24章 応急住宅対策

【まちづくり課】

災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなった避難者の避難所生活を早期に解消するとともに、自己の資力では住宅を得ることができない者を収容するための公営住宅の一時的な供給、応急仮設住宅の設置及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅対策を実施する。

避難所生活を早期に解消するために、被災者の住宅を応急的に確保する。

なお、住宅の確保に当たっては、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

第1節 住宅応急対策の実施

第1 実施体制

災害により住家が滅失し、自己の資金では住宅を確保することができない被災者に対する住宅の提供、あっせん及び住宅の応急修理に係る計画の策定並びに実施は、町長が行う。

ただし、災害救助法が適用になった場合の応急仮設住宅の建設は、知事が行い、住宅の応急修理は、知事の委任に基づき町長が行う。

第2 被害状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。

第3 被災建築物等に対する応急危険度判定の実施

地震により建築物等が被害を受けたときは、その後の地震活動等による人的被害の発生を防止するため、次の安全対策を実施する。

- (1) 町及び県は、(公社)愛媛県建築士会等建築関係団体の協力を得て、地震被災建築物応急危険度判定士等により、被災建築物等の危険度の把握を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 町及び県は、被災宅地危険度判定士等により被災宅地等の危険度の把握を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (3) 町は、地震発生時に被災宅地危険度判定を円滑に実施するため「愛媛県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、認定・登録している被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。
- (4) 住民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物等の安全性を確認するとともに、必要な措置を講じる。

第4 応急住宅の供給

応急住宅の供給は、原則として既設の町営住宅等で提供可能なものを供給するものとし、なお必要数に不足する場合は町有地に応急仮設住宅を建設して供給する。

なお、町有地に建設し難いときは、官有地又は私有地とする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

第5 建築相談窓口の設置

建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じる。

第6 建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請

- (1) 町長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。
- (2) あっせん・調達用紙に示す事項
ア 応急仮設住宅の場合

- (ア) 戸数（全焼、全壊、流出）
 - (イ) 設置を必要とする住宅の戸数
 - (ウ) 調達を必要とする資機材の品名及び数量
 - (エ) 派遣を必要とする建築業者数
 - (オ) 連絡責任者
 - (カ) その他参考となる事項
- イ 住宅応急修理の場合
- (ア) 被害戸数（半焼、半壊）
 - (イ) 修理を必要とする住宅の戸数
 - (ウ) 修理を必要とする資機材の品目及び数量
 - (エ) 派遣を必要とする建築業者数
 - (オ) 連絡責任者
 - (カ) その他参考となる事項
- (3) 住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、町内において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にアッセン又は調達を要請する。
- (4) 応急仮設住宅の建設及び応急修理は、建設業者との請負契約により実施する。

第2節 公営住宅等の一時供給

第1 公営住宅の入居対象者

次の基準を満たす者を入居対象者とする。

なお、入居者の選定にあたっては、公平を期するほか、要配慮者に十分配慮する。

- (1) 災害のため住家が全壊、全焼又は流出した世帯
- (2) 居住する仮住家がない世帯
- (3) 自己の資力では、住宅を建設することができない世帯

第2 供給する公営住宅等の確保

- (1) 既設の公営住宅等で提供可能なものを確保する。
- (2) 町内の公営住宅等で確保できない場合は、県に既設の公営住宅等のアッセンを要請する。

第3節 応急仮設住宅の供給

第1 応急仮設住宅の入居基準

応急仮設住宅の入居基準は、次の世帯とする。また、収容にあたっては、被災者の特性や実態を踏まえ、要配慮者にも十分に配慮しながら優先的に入居できるように努める。

- (1) 災害のため住家が全壊、全焼又は流出した世帯
- (2) 居住する仮住家がない世帯
- (3) 自己の資力では、住宅を建設することができない世帯

第2 設置の程度、方法及び期間

設置の程度、方法及び期間は、県災害救助法施行細則（「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」資料15-1）に準じて行う。

(1) 供与の期間

応急仮設住宅として供与する期間は、工事が完成した日から建築基準法第85条第3項及び第4項に規定する期間内（最高2年以内）

(2) 規格

1戸あたり平均29.7㎡（9坪）を基準とし、世帯構成人数により調整を行う。

第3 応急仮設住宅の管理

住宅使用契約書及び住宅台帳を作成し、応急仮設住宅の入退去手続き・維持管理を行う。各応急住宅ごとに入居者名簿を作成し、入居者調査、巡回相談等により、応急住宅での生

活に問題が発生しないよう努める。

第4 応急仮設住宅の運営管理

各応急住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

第5 記録等

応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させたときは、次の帳簿等を整備し保管しておくなければならない。

- (1) 応急仮設住宅入居者台帳
- (2) 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- (3) 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書その他設計書、仕様等
- (4) 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

第4節 被災住宅の応急修理

- (1) 建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分について応急修理を行う。
- (2) 建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自らの資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し、居室、炊事場及びトイレ等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。
- (3) 町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、応急対策をとれば居住可能な住宅の応急修繕を推進する。

第5節 経費の負担

応急仮設住宅の設置及び被災住宅の応急修理のために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、県災害救助法施行細則（「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」、資料15-1）に定める限度額内において県の負担となる。

第25章 要配慮者への援助

【健康課 保険課 福祉課】

高齢者、障がい者、乳幼児など要配慮者の早期発見、避難誘導に努めるとともに、要配慮者一人ひとりの状況に応じたサービスの提供等の援助活動を行う。

第1節 町の活動

第1 要配慮者の避難

町は、自主防災組織、民生委員・児童委員や地域住民等と連携協力し、災害発生直後の避難誘導を行うほか、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

また、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所として指定するほか、要配慮者に対する介護やプライバシーの確保、男女のニーズの違いなどにも配慮する。

第2 指定避難所等への移送

要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷者の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講じる。

なお、指定避難所等へ移動した要配慮者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスの提供に努める。

- (1) 指定福祉避難所への移動
- (2) 病院への移送
- (3) 施設等への緊急入所

第3 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅の収容に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

第4 在宅者への支援

在宅での生活が可能とされた要配慮者ややむを得ず指定避難所等に滞在することができない要配慮者の生活実態を的確に把握し、次のとおり適宜提供する。

- (1) り災により補装具を亡失又はき損したものに対する修理又は交付
- (2) り災障害者の更正相談

第5 要配慮者に対する情報の提供

要配慮者に対しても、確実に情報が伝達できるよう多様な手段を用いて広報活動を実施する。

第6 要配慮者の生活必需品等の確保と提供

避難所に収容した高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等に対して、生活必需品や要配慮者の特性に配慮した食料等を確保し、提供する。

第7 巡回相談の実施

避難所、応急仮設住宅、在宅の要配慮者に対し、巡回相談を実施し、物資の確保や心理的な支援、専門機関への伝達等必要かつ的確な措置を実施する。

第8 応援依頼

救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、県、隣接市町へ応援を依頼する。

第26章 広域応援活動

【伊予消防等事務組合 総務課 危機管理課 議会事務局】

大規模な地震が発生した場合においては、広範な地域に被害がおよび、社会機能が著しく低下するなかにあつて、消火活動や救命、救急、救助活動、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。

このため、各機関は、平素から関係機関と十分に協議し、災害時にあつては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

応援職員の派遣に当たっては、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。さらに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

第1節 消防機関の活動

大規模災害が発生し、消防本部の消防力のみでは災害の防御が困難又は困難が予想される場合は、災害の態様や動向等を的確に判断し、県内の他の消防機関に対して、消防応援協定に基づく応援要請（消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条）を速やかに行う。

なお、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づく応援要請に当たっては、「愛媛県消防広域応援実施計画」の定めるところによる。

第2節 町の活動

第1 知事等に対する応援要請等

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

また、町の行う災害応急対策の実施状況の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、災害応急対策の実施状況を勘案するとともに、市長会及び町長会等と連携しながら、他の市長会に対し次の事項を示して応援について必要な指示又は調整を要請する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、物資、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) その他応援に関し必要な事項

また、県外への広域避難が必要な場合には、知事に対し、他の都道府県知事と協議することを求める。

第2 他の市町等に対する応援要請

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、あらかじめ締結している応援協定等に基づき、協定締結先の市町又は民間団体等に対し、応援部隊の派遣、物資の供給、医療救護活動等必要な応援要請を行う。要請方法等については、それぞれの協定書による。また、被災住民の居住の場所の確保が困難な場合には、広域避難について、他の市町村長と協議する。

なお、消防に関する応援要請については、消防組織法第39条に基づき締結された「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」による。

第3 関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対する応援要請

町長は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するほか、知事に対してこれらの機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

第3節 海上保安庁の支援

第1 海上保安庁への支援の要請

知事は、海上保安庁の支援を必要とするときは、支援を要請する事項等を明らかにして支援を要請する。

(1) 支援要請事項

- ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ウ その他、町及び県が行う災害応急対策の支援

(2) 支援要請手続

知事は、次の事項を明らかにした文章をもって、松山海上保安部を窓口として海上保安庁第六管区海上保安本部長に要請する。

ただし、緊急を要するときは、県防災通信システム（地上系）等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書を交付する。また、松山海上保安部との連絡が困難である場合には、第六管区海上保安本部若しくは他の海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請する（海上保安庁の巡視船艇・航空機は、防災相互通信波の無線機を搭載）。

- ア 災害の概要及び支援活動を要請する理由
- イ 支援活動を必要とする期間
- ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- エ その他参考となる事項

(3) 町長の支援要請の依頼手続

町長は、災害応急対策を円滑に実施するため必要があるときは、知事に対し、海上保安庁の支援について(2)のア～エの事項を明示した文書をもって、必要な措置を講じるよう依頼する。

ただし、緊急を要するときは、県防災通信システム（地上系）等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書を交付する。

また、事態が急迫し、知事に要請を依頼する暇がない場合、又は知事を通じて要請することが困難な場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

第2 海上保安庁との連絡

(1) 情報交換

知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し、災害応急対策を効果的に実施するため、第六管区海上保安本部と密接な情報交換を行う。

(2) 連絡員の派遣

大規模災害が発生したときは、松山海上保安部に対し連絡員の派遣を要請する。

機 関 名	電話番号	県防災通信システム（地上系）	FAX
松山海上保安部	089-951-1197	6-6216	089-951-7796
第六管区海上保安本部	082-251-5111	（衛星）64-034-101-159	082-251-5185

第4節 応援要員の受入れ体制

応援職員の派遣に当たっては、感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底する。さらに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

第5節 従事命令又は協力命令

町長は、災害応急対策を実施するため、人員が不足し、緊急に必要な場合は、災害対策基本法、災害救助法等の規定に基づき従事命令等を発し、応急措置の実施を担保する。

第6節 外国からの応援活動

外国からの応援活動については、国が受け入れを決定し、自ら作成する受入れ計画に基づいて、県が受け入れる。

県は、受け入れた外国からの応援活動が円滑に実施できるよう、県国際交流センター等を通じて通訳を確保し、町は関係機関等と連携を図りながら支援を行う。

第27章 ボランティア等への支援 【福祉課(松前町社会福祉協議会)】

大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、NPO・ボランティア等の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、災害救援ボランティア活動への支援体制の整備に努める。

第1 町災害救援ボランティア支援本部の設置

災害時において、災害救援ボランティアによる支援及び活動の総合調整が必要と認められる場合に、支援本部を町ボランティアセンター（町社会福祉協議会）内等に設置する。

第2 町支援本部の構成メンバー

町支援本部は、町社会福祉協議会、NPO・ボランティア等関係団体、ボランティアコーディネータ等で構成する。

第3 町支援本部の任務

(1) ボランティア活動に関する情報収集

町、県、NPO・ボランティア等関係団体や被災住民等からの情報を取りまとめ、町内の被災状況、ボランティアによる救援活動状況、ボランティアの不足状況等を的確に把握する。

(2) ボランティア・被災住民等に対する情報提供窓口の開設

被災地の状況や救援活動状況等の情報をボランティアや被災住民等に対して的確に提供する窓口を開設する。

(3) ボランティアの募集及びグループ化等活動体制の整備

ボランティアが不足すると考えられる場合等において、ボランティア参加者の募集を行うとともに、そのボランティア申出者と平常時から登録しているボランティアのグループ化を行うなどにより、機能的な活動が行われるよう活動体制の整備を行う。

(4) ボランティアのあっせん

被災住民、町支援本部や社会福祉施設等からボランティアのあっせん要請が出された場合、ボランティアグループ等のあっせん・派遣を行う。

第4 町支援本部等に対する情報、活動拠点及び資機材の提供

被災地の状況、救援活動の状況等の情報を町支援本部等に提供するとともに、庁舎その他所有施設等をボランティアの活動拠点として提供する。また、ボランティア活動に必要な資機材を、可能な限り貸出すことにより、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

第2節 自衛隊の救助活動の内容

自衛隊が災害派遣時に実施する救助活動の具体的内容は、災害の状況や他救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容や現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
車両、ヘリコプター等状況に適した手段による偵察
- (2) 避難の援助
避難者の誘導、輸送等
- (3) 遭難者の捜索救助
行方不明者、傷病者等の捜索救助
- (4) 水防活動
堤防、護岸の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬
- (5) 消火活動
消防機関に協力しての消火活動
- (6) 道路、水路等交通上の障害物の排除
施設の損壊又は障害物の除去、道路上の崩土等の排除
- (7) 応急医療、救護及び防疫の支援
被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援
- (8) 人員、物資の緊急輸送
緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水の支援
被災者に対する給食及び給水、入浴支援
- (10) 宿泊支援
被災者に対する宿泊支援
- (11) 危険物等の保安、除去
能力上可能なものについての火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

第3節 要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待つ暇がないときは、自主的に部隊等を派遣する。この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。

自衛隊が自主派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められること
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであると明確に認められること
- (4) その他特に緊急を要し、知事等からの要請を待つ暇がないと認められること

第4節 派遣部隊の受入れ措置

- (1) 受入れ総括責任者は町長とする。
- (2) 連絡責任者は統括戦略部統括班長とし、現地連絡責任者（地方局長）を通じて部隊の活動等の要請を行い、また、その活動を援助する。
- (3) 統括戦略部統括班長は派遣部隊の到着に備え、概ね次のような準備を実施する。
 - ア 宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備する。

- イ 派遣部隊との連絡調整にあたる現場責任者を定め派遣する。
- ウ 派遣の状況により、自衛隊の作業に必要な資機(器)材を確保し到着後直ちに活動できるよう準備する。
- エ ヘリコプターの応援を受ける場合には、着陸地点、風向き表示等の必要な準備事項を行う。
- オ 町及び県は、自衛隊の活動が他の機関と競合複合しないよう効率的に作業を分担するよう配慮する。
- カ 作業計画の連絡調整
 - 自衛隊に対し作業を要請するにあたっては、次の事項に留意して応急対策活動の重複を避け、資機材の効果的な運用が図れるよう防災関係者との連絡調整に努める。
 - (ア) 作業箇所及び作業内容
 - (イ) 作業箇所別必要人員及び資機(器)材
 - (ウ) 作業箇所別優先順位
 - (エ) 作業に要する資材の種類別保管場所及び調達場所
 - (オ) 部隊との連絡方法及び連絡場所
- (4) 警察署長に連絡し、交通の整理、確保を図り、部隊のスムーズな移動が行えるよう配慮する。
- (5) ヘリポートの開設
 - ア ヘリポートは、あらかじめ指定したヘリコプター発着場一覧表 資料 1 4 - 2 とする。
 - イ 被害状況の調査及びヘリポートの指定
 - 統括戦略部統括班長は、アに定めたヘリポート及び周辺の被害状況を調査し、使用するヘリポートを指定する。
 - ウ 開設の方法
 - 統括戦略部統括班長は、次の要領によりヘリポートの開設を行う。
 - (ア) 広さ
 - 開設するヘリポートの広さは、別に定める臨時ヘリポートの基準により確保する。
 - (イ) 整地(地ならし)
 - ヘリポート内は、板、トタン、小石、砂塵等が巻き上がらないように措置するとともに、必要に応じて周囲の雑草、雑木の除去、散水等をしておく。
 - (ウ) 発着点の表示
 - ヘリポートであることを表示するため、石灰等を用い幅 30 センチメートル以上の白線で半径 2 メートル以上の円を描き、中央に H と表示する。
 - (エ) 風向きの表示
 - 地上の状態をヘリコプターに確認させるため、吹流しを発着場付近に立てる。吹流しは、布製で発着に支障のないよう発着地点から離れた地点で、かつ、施設、地形等による影響の少ない場所を選ぶ。
- (6) 救護班の編成
 - 陸上自衛隊松山駐屯地指令は、応急医療、救護及び防疫のため、必要に応じ上級部隊に救護班(チーム)の派遣を要請する。

第 5 節 派遣部隊の撤収

町長は、部隊活動の必要がなくなると認めるときは、速やかに知事に対し、その旨を報告する。(要請書の様式は資料 1 8 - 1 を参照のこと。)

第 6 節 費用負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として町が負担

するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機（器）材（自衛隊の装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- (3) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた損害（自衛隊の装備に係る物を除く。）の補償。
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町、必要に応じて県が協議して決定する。

第29章 ライフラインの確保

【上下水道課 危機管理課】

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。

また、は情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、情報提供に努める。

なお、人命に関わる医療機関や指定避難所等の重要施設への供給ラインの優先的な復旧を行う。

第1節 水道施設

災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講じるとともに、応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

また、配管の仮設等による応急給水に努め、特に医療機関、指定避難所等への優先的な応急給水に努める。

第2節 下水道施設

下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講じる。

- (1) 下水道施設の緊急調査を実施し、被災状況を速やかに県に連絡する。
- (2) 下水道施設の普及地域においては、下水道施設の被災状況を把握出来るまでは、住民に水洗トイレの使用をひかえ、仮設トイレ等で処理するよう広報を行う。
- (3) 下水道の被害状況を把握し、必要に応じて水洗トイレの使用制限について広報を行う。
- (4) 速やかに下水道施設、し尿処理施設の応急復旧に努めるものとし、住民に対して仮設トイレ等で処理するよう指導する。
- (5) 下水道施設の復旧支援を必要とする場合には、速やかに県に連絡する。

第1 管渠

周辺住民に対して、下水道の使用を中止するよう広報するとともに、管渠施設の構造物、設備等の被害程度を判断して、管渠、マンホール内部のしゅんせつ、可搬式ポンプによる下水の排除、仮排水路の設置などの応急復旧を実施する。

第2 終末処理場等

本復旧までの一次的な処理機能の確保を目的として、水路の仮締め切り、配管ルートの切り回し、仮設沈殿池等の応急復旧を実施する。

第3節 電力施設

電気事業者は、災害が発生した場合、その定める防災業務計画に基づき、電力施設の防護及びその迅速な復旧を図り、電力供給の確保に万全を期する。

第1 災害対策組織の編成

災害が発生、又は発生のおそれがある場合に対処するため、災害対策本部及び災害対策隊の組織をあらかじめ定めておく。

第2 情報の収集

災害が発生した場合は、電気施設の被害状況や停電による主な影響をはじめとする被害状況の収集を行うとともに、国や地方自治体等から収集した情報を集約し総合的な被害状況の把握に努める。

第3 災害時における広報

- (1) 停電による社会不安除去のため、電力施設等の被害状況及び復旧状況の広報活動を行

う。

(2) 電気事故を防止するために必要な広報活動を行う。

第4 対策要員の確保

防災体制が発令された場合、対策要員は、速やかに所属する対策組織に出動する。なお、交通途絶等により出動できない者は、最寄りの事業所に出動する。

第5 災害復旧用資機材の確保

電気事業者は、事業所に保有する応急措置用資材を優先使用するとともに、不足する場合は、本店、支店及び関係業者等から緊急転用措置をとる。

第6 他電力会社間の電力融通

災害時において、電力供給が不足する事態が生じた場合は、負荷の重要度に応じた系統構成にするとともに、他電気事業者からの融通等により供給力を確保する。

第7 危険予防措置

送電が危険な場合及び警察、消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

第8 設備の応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して迅速、適切に実施する。

(1) 水力・火力・原子力発電設備

共通機器、流用可能部品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(2) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、仮復旧の標準工法に基づき迅速に行う。

(3) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(4) 配電設備

応急復旧工法標準マニュアルによる迅速確実な応急復旧を行うとともに、重要性の高い地区には、移動用発電機を設置する。

(5) 通信設備

可搬型電源、移動無線機等の活用により通信回線を確保する。

第9 復旧の順位

各設備ごとにあらかじめ定めてある復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も高いものから復旧を行う。

第4節 ガス施設

ガス事業を行うものは、災害発生に際し、当該供給施設を防御し被災地に対するガスの供給を確保するために、それぞれ当該機関の防災に関する計画に定めるところにより、施設の保全又は災害応急復旧を実施する。

第5節 電信電話施設

電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

第1 NTT西日本株式会社（四国支店）

災害の発生又は発生のおそれがあるときは、必要に応じ社外関係機関と災害対策に関する連絡をとるとともに、災害時に重要通信を疎通させるための通信手段を確保するなど、速やかに

災害を受けた通信手段の応急復旧を行う。

(1) 通信の非常疎通措置

災害に関し、次により臨機に措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規定の定めるところによる利用制限等の実施

ウ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報の優先取扱

エ 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携

オ 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携

カ 災害救助法が適用された場合等の指定避難所への特設公衆電話の設置

キ 災害用伝言ダイヤル「171」の開設

(2) 災害時における広報

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

また、広報については、テレビ等、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車による巡回により地域の顧客に対する広報も積極的に実施する。

(3) 対策要員の広域応援

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信の確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等の稼働を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等を計画に基づき確立し、運用する。

(4) 災害時における災害用資機材の確保

ア 災害用資機材は、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達又は資材部門に要求する。

イ 災害対策用資機材の輸送は、ヘリコプター、車両等により行う。

ウ 必要に応じ、災害対策用資機材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保する。

この確保が困難と思われる場合は、県及び町等の災害対策本部等に依頼して迅速な確保を図る。

(5) 設備の応急復旧

ア 被災した電気通信設備等の復旧は、速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。

ウ 復旧にあたっては、行政機関や他のライフライン事業者等と連携し、早期復旧に努める。

(6) 災害復旧

ア 応急復旧工事の終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。

イ 被災地における地域復興計画の作成・実施にあたっては、これに積極的に協力する。

第2 株式会社NTT・ドコモ四国支社

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、次の措置を講じる。

(1) 臨時回線の設定をするほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。

(2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとる。

第3 NTTドコモビジネス株式会社

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため必要な次の措置を講じる。

(1) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、一般利用の制

限等の措置をとる。

(2) 被災した電気通信設備等の応急復旧工事を速やかに実施する。

第4 KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、次の措置を講じる。

- (1) 電気通信施設の整備及び保全
- (2) 災害時における電気通信の疎通
- (3) 災害用伝言板サービスの提供

第30章 公共土木施設等の確保

【まちづくり課 産業課】

大規模地震災害時には、公共土木施設における復旧対策のため、地震発生後、直ちに専門技術者により所管する施設・設備の調査を実施し、被害状況を把握するとともに、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に応急復旧を速やかに行う。

また、災害の状況により、関係機関の協力を得て、障害物の除去、二次災害の防止工事、応急復旧、通行制限等に必要の人員、資機材等の確保に努める。

第1節 道路施設

早急に被災状況を把握し、県等へ報告するほか、被害が確認された場合、復旧活動の支援のため、道路啓開による障害物の除去や応急復旧等を行い、道路機能の確保に努めるものとする。なお、迅速な救急救命や救急支援物資などを支えるため、必要に応じて、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路における道路啓開の代行を国土交通省に要請するものとする。

また、町道については、被災状況に応じ、通行止めや重量制限等の通行規制、迂回路の設定、二次災害の防止工事、応急工事など所要の応急措置を講ずるものとし、迂回路がない場合は、仮設道路の設置など早期に通行の確保が図られるよう必要な措置を講ずる。

第2節 海岸保全施設

発災後、早急に被害状況を把握し、県等へ報告するほか、被害が確認された場合、堤防や護岸の崩壊等については、浸水被害及び施設の増破を防ぐ処置を講ずるとともに、水門等の被災については、故障、停電等により、運転が不能となることが予測されるため、土のう、矢板等により応急に締切りを行い、水防管理者と連携し内水の排除に努める。

また、町関係の海岸保全施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、特に浸水による被害の拡大防止に重点をおき、速やかに施設の復旧に努める。

第3節 河川管理施設

発災後、早急に被害状況を把握し、県等へ報告するほか、被害が確認された場合、堤防や護岸の崩壊等については、浸水被害及び雨水の浸透等による増破を防ぐ処置を講ずるとともに、水門、排水機等の被災については、故障、停電等により、運転が不能となることが予想されるので、土のう、矢板等により応急に締切りを行い、内水の排除に努める。

また、町関係の河川管理施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、特に氾濫水による被害の拡大防止に重点をおき、速やかに施設の復旧に努める。

第4節 港湾施設

発災後、早急に被害状況を把握し、県等へ報告するほか、二次災害の危険性の有無、施設の使用可否の決定を行い、関係機関の協力を得て、必要な措置を講ずる。

また、町関係の港湾施設は、発災後の緊急物資輸送拠点としての重要な施設を含むことから、速やかに応急復旧を行い、海上輸送の確保に努める。

第5節 農地・農業施設

発災後、早急に被害状況を把握し、県等へ報告するほか、被害が確認された場合、災害が拡大しないよう応急措置を実施するとともに、災害に起因して二次災害を誘発しないよう関係機関との連絡を密にし、適切な措置を講ずる。

また、交通、利水等の施設災害を緊急に復旧する必要がある場合は、少なくともその機能

を維持する程度まで復旧する。

第6節 都市公園施設

発災後、地震発生後、早急に被害状況を把握し、県等へ報告するほか、状況に応じ、使用禁止、立入禁止等の措置を行う。

また、都市公園は、指定緊急避難場所となる可能性が高いため、被害を受けた施設は速やかに応急復旧を行い、諸施設の機能回復を図る。

第31章 郵政事業の運営維持

日本郵便株式会社四国支社は、災害時においても各種の郵政事業の運営維持に努める。

第1節 郵便物の送達の確保

被災地における郵便の運送及び集配の確保について早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送・集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等の応急対策を講じる。

第2節 郵便局の窓口業務の維持

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不可能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じる。

第32章 鉄道施設災害の応急活動

鉄道事業者は、鉄道施設の大規模災害を未然に防止し、災害時には迅速、的確に応急対策を実施する。

第1節 災害対策本部等の設置

鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、本社等に災害対策本部を設置し、旅客の安全及び輸送の確保に努める。

第2節 情報連絡体制の整備

鉄道事業者は、災害時の情報連絡体制の円滑化を図るため、情報の収集伝達に努める。

第3節 災害応急措置及び復旧対策

鉄道事業者は、被害状況に応じて仮復旧を行うとともに、次の措置を可及的速やかに行う。

- (1) 不通区間が生じた場合は迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努める。
- (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。また、必要に応じて、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどして、鉄道の迅速な復旧に努める。
- (3) 早期運転再開を期するため、工事業者に出勤を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
- (4) 非常緊急に関わるものの輸送を速やかに行う。

第4節 旅客等への広報

- (1) 乗務員は、災害の情報等について、必要な事項を旅客に周知するとともに、今後の措置等をできるだけ速やかに放送するなどして、混乱の防止を図る。
- (2) 駅長及び鉄道事業者は、災害による旅客及び公衆の動揺・混乱を防止するため、被害状況等について案内等を行う。

第5節 避難誘導

- (1) 乗務員は、列車又は線路構造物等の被害による危険が大きいと予測されるときや線路被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、旅客を安全な場所に誘導する。
- (2) 駅長及び鉄道事業者は、災害の規模、駅及び駅周辺の被害状況を考慮して、負傷者、老幼婦人等を優先誘導して混乱を招かないよう努める。

第33章 危険物施設等の安全確保

【伊予消防等事務組合】

大規模地震時に、危険物施設等が被害を受け、危険物の流出その他の事故が発生した場合は、迅速かつ的確な応急防災活動を実施し災害の拡大を防止することにより被害の軽減を図るとともに、事業所関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

第1節 危険物施設

第1 施設管理者等の活動

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、施設の管理者等は、危険物の取り扱い作業を安全に中止し、又は安全な場所へ移動する等、危険物の漏えい及び流出防止等の措置を行うとともに、直ちに警察署、消防機関等に通報する。

また、施設の管理者等は、危険物保安監督者等に命じ、次に掲げる措置を行う。

- (1) 危険物の流出、爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
- (2) 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
- (3) 危険物施設の応急点検
- (4) 施設の管理責任者と密接な連絡をとり、災害を防止するための消防活動、死傷者等の救出、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策の実施

第2 消防機関の活動

- (1) 保有する消防力を効果的に活用して火災防御を実施し、特に火災の規模や危険物の種類等、状況に応じて他の機関に消火薬剤の提供、化学消防自動車等の派遣要請などを行う。
- (2) 被害を受けた施設等に対しては、危険性の程度により使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施させる。
- (3) 危険物が漏えいした場所等危険な場所については、火災警戒区域を設定し対処する。

第2節 高圧ガス施設

第1 施設管理者等の活動

災害により高圧ガス事業所が危険な状態となった場合は、高圧ガス事業所の所有者又は占有者は応急措置を講じ、事態を発見した者は、直ちにその旨を知事（各地方局防災対策室又は消防防災安全課）又は警察官、消防機関若しくは海上保安官に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止のため次の緊急措置を講じる。

- (1) 発災事業所に対し、一切の作業を中止させ、設備内のガスを安全な場所に移動させるとともに、放水による冷却等適切な措置を行う。
- (2) 発災事業所周辺の住民の安全を確保するため、危険区域を定め、必要に応じて区域の住民を避難させるための措置を行う。
- (3) 水害による高圧ガス容器の流失が認められた場合は、流出容器による災害防止のため町、警察官及び消防機関等相互の連絡を密にし、必要な措置を行う。

第2 消防機関の活動

- (1) 住民の安全を確保するため、警戒区域を定め、必要に応じて区域内の住民又は従事者に避難するよう警告する。
- (2) 津波等の水害に対しては、高圧ガス容器の流出防止のための措置をとる。
流出した容器がある場合は、流出容器による災害が発生しないよう、関係機関相互の連絡を密にし、回収に努める。

第3節 毒物・劇物貯蔵施設

第1 製造業者等の活動

毒物劇物の製造業者、販売業者、電気めっき業者、金属熱処理業者及び運送業者又は毒物劇物取扱責任者は、地震により毒物劇物が流出、飛散、漏えい等の被害が発生した場合、速やかに保健所、警察署及び消防機関に通報するとともに、毒物劇物の回収、その他危害防止のための必要な措置を講じる。

第2 消防機関の活動

- (1) 火災に際しては、施設管理者と連絡を密にし、施設の延焼防止を図る。
- (2) 関係機関と相互に連絡をとり、地域住民及び通行人等に対し、周知徹底を図り、危険又は汚染地域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出、避難誘導等の措置を講じる。

第4節 火薬類製造施設・貯蔵施設

第1 施設管理者等の活動

災害により火薬庫が危険な状態となった場合は、その火薬庫の所有者又は占有者は次の(1)、(2)に掲げる応急措置を講じ、事態を発見した者は、直ちにその旨を警察官、消防機関又は海上保安官に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止のため次の(3)に掲げる緊急措置を講じる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移動する場合は、必ず見張人を付け、関係者以外の者の立入を禁止する。
- (2) (1)の措置を講じる余裕がない場合は、火薬類を付近の水槽等の水中に沈める等、爆発防止の措置を行うとともに、盗難防止の措置を講じること。
- (3) 爆発による被害を受けるおそれのある地域は、立入禁止の措置を行うとともに、危険区域内の住民を避難させるための措置を行う。

第2 消防機関の活動

- (1) 火災に際しては、誘発防止のため、延焼拡大を防止する。
- (2) 爆発による被害を受けるおそれがある地域は、立入禁止の措置をとるとともに、警戒区域内の住民を避難させるための措置をとる。
 - ・危険物施設一覧表（移動タンクのための施設を除く） 資料16-1
 - ・危険物施設一覧表その2 資料16-2

第34章 海上災害応急活動

【危機管理課 町民課 まちづくり課 伊予消防等事務組合】

船舶、陸上施設等の事故により、遭難、火災又は大量排出油等による海上災害が発生して、船舶乗組員、沿岸住民、船舶等に被害を及ぼすおそれのある大規模な災害が発生した場合、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立して各種応急対策を実施することにより、人命救助、船舶等の消火活動、油拡散防止、付近船舶の安全確保及び沿岸住民への被害拡大防止に努める。

第1節 実施機関

第1 大規模海難が発生した場合

松山海上保安部が中心となり、警察機関、町（消防機関を含む。）等のほか、状況に応じて県、隣接市町、漁業協同組合、その他諸団体又は住民等に協力を求めて応急対策を実施する。

また、必要に応じて災害対策本部を設置し、松山海上保安部を中核とする総合連絡体制を整備し、関係機関が連絡を密にして応急対策にあたる。

第2 大量流出油等事故の場合

流出原因機関（者）の責任において処理するものとするが、下記機関が連携のもと応急対策にあたるほか、状況に応じて漁業協同組合、関係企業、住民等に協力を求めて応急対策を実施する。

なお、排出油等防除協議会による流出油等防除活動を必要とする場合は、同協議会会長（松山海上保安部長）が会員への出動を要請するとともに、総合調整本部を設置し、活動の調整を行う。

・松山地区排出油等防除協議会会則 資料7-7

また、排出油等が沿岸に漂着し、又は漂着するおそれがあるときは、状況に応じて災害対策本部を設置し、関係機関の連携のもと応急対策にあたる。

- (1) 四国地方整備局松山港湾・空港整備事務所
- (2) 松山海上保安部
- (3) 県（港湾管理者を含む。）
- (4) 警察機関
- (5) 町（消防機関を含む。）
- (6) 流出の原因機関（者）

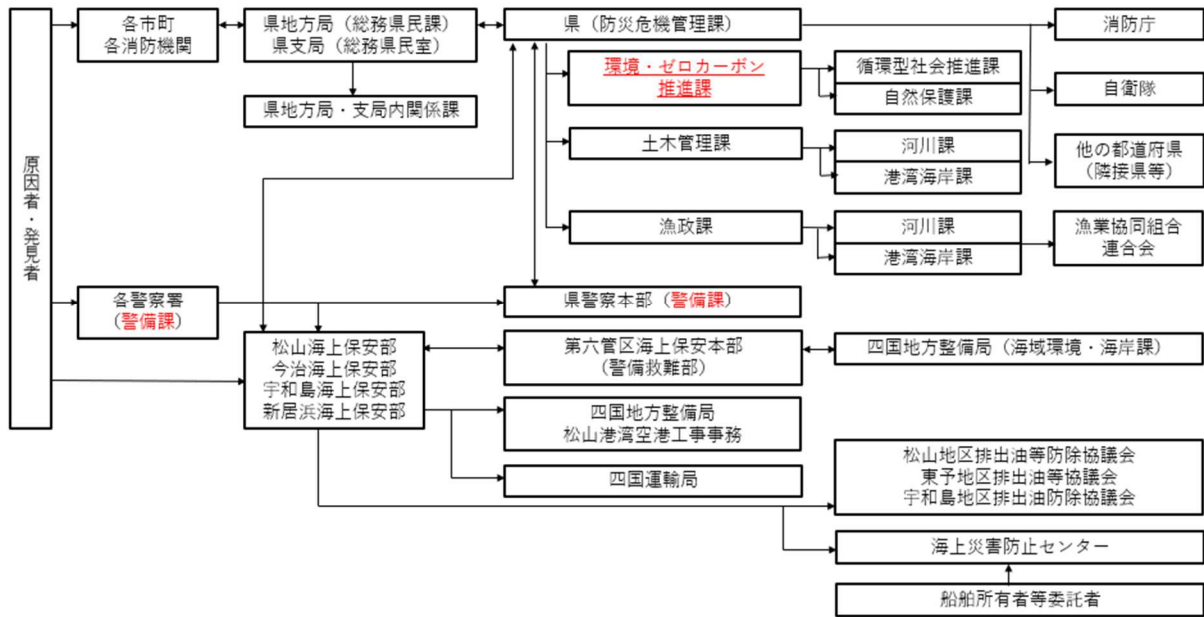
第2節 関係機関相互の通報連絡

松山海上保安部、町及び県等の関係機関は、所定の通報連絡系統・内容に基づき、迅速かつ的確な情報連絡を相互に行う。

第1 通報連絡系統

事故発生時等の通報連絡系統は、次のとおりである。

災害時緊急連絡系統図



第2 通報連絡内容

通報連絡内容は、次のとおりである。

- (1) 事故発生の日時及び場所
- (2) 事故の原因と被害の状況
- (3) 応急措置の状況
- (4) 復旧見込み
- (5) その他必要な事項

第3節 関係機関の活動

第1 四国地方整備局松山港湾・空港整備事務所の活動

四国地方整備局松山港湾・空港整備事務所は、昭和50年3月31日付、運輸省港湾局と海上保安庁との確認事項に基づき、次に掲げる応急対策活動を実施する。

- (1) 災害情報の収集及び情報連絡
- (2) 排出油等の防除作業及び協力
- (3) その他必要な措置

第2 松山海上保安部の活動

松山海上保安部は、次に掲げる応急対策活動を実施する。

- (1) 警報等の伝達に関する事項
- (2) 情報の収集に関する事項
- (3) 活動体制の確立に関する事項
- (4) 海難救助等に関する事項
- (5) 緊急輸送に関する事項
- (6) 物資の無償貸与又は譲渡に関する事項
- (7) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事項
- (8) 流出油等の防除に関する事項
- (9) 海上交通安全の確保に関する事項
- (10) 警戒区域の設定に関する事項
- (11) 治安の維持に関する事項

- (12) 危険物の保安措置に関する事項
・松山海上保安部等船艇・航空機の状況 資料14-3

第3 県の活動

県は、次に掲げる応急対策活動を実施する。

- (1) 的確な災害状況の把握と連絡通報
- (2) 防除作業に必要な資機材の調達
- (3) 排出油等の防除作業及び協力
- (4) 回収油等の処理
- (5) 災害救援ボランティアの受入れ、調整
- (6) その他必要な措置

第4 警察機関の活動

警察機関は、次に掲げる応急対策活動を実施する。

- (1) 災害情報の収集と付近住民への広報活動
- (2) 付近住民等の避難誘導
- (3) 排出油等の防除作業及び協力
- (4) 緊急車両通行路の確保と交通規制
- (5) 警戒区域の設定と警戒警備
- (6) その他必要な措置

第5 関係団体・企業等の協力活動

関係団体・企業等は、次に掲げる活動を実施する。

- (1) 松山海上保安部その他関係機関への事故情報の通報、連絡
- (2) 応急対策活動用資機材の備蓄及び調達
- (3) 自力による応急対策活動の実施
- (4) 松山海上保安部の指示に基づく応急対策の実施
- (5) その他必要な措置

第4節 大量排出油対策

大量排出油災害の発生段階においては、松山海上保安部等との連携を密にしながら関係機関への情報伝達等を行うなど応急対策活動に対する協力を行う

排出油が沿岸に漂着し、又は漂着するおそれがある場合においては、県、警察、漁業協同組合等関係機関との連携のもと、応急対策活動を実施する。

第1 情報の収集・伝達

沿岸部への排出油漂着状況等の災害情報を的確に把握し、関係機関へ必要な情報通報、伝達を行う。

情報の収集にあたっては、付近沿岸住民及び海岸、港湾、河川の各管理者等を通じて実施するものとし、状況に応じて県消防防災ヘリコプターの応援要請を行う。

第2 排出油防除資機材の調達

排出油の防除に必要な資機材の調達にあたっては、町保有の資機材及び町内業者保有の資機材を中心に調達するとともに、必要に応じて県、他の市町等に応援を要請する。

第3 応急対策活動の内容

応急対策活動の内容は、次のとおりとし、活動の実施に伴い、関係機関への応援要請及び相互調整を行う。

- (1) 的確な災害状況の把握と連絡調整
- (2) 死傷病者の救出、救護（搬送、収容）

- (3) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (4) 排出油の拡散防止及び除去又は処理等
- (5) 警戒区域の設定及び立入り制限、現場警戒
- (6) 沿岸住民に対する避難の指示
- (7) 沿岸住民に対する災害状況の周知徹底、広報の実施
- (8) 排出油防除作業に必要な資機材の備蓄及び調達
- (9) 災害救援ボランティアの受入れ、調整
- (10) 県又は他の市町に対する応援要請
- (11) その他必要な措置

第5節 船舶火災対策

船舶火災については、次のとおり対処する。

第1 協力措置

松山海上保安部及び消防部は、船舶火災が発生した場合「消防業務協定」に基づき、次に掲げる船舶の消火活動については、主として消防対策部が実施し、その他の船舶については松山海上保安部が実施する。

- (1) ふ頭又は岸壁に係留された船舶
- (2) 上架又は入渠中の船舶
- (3) 河川における船舶

なお、この消火活動の実施にあたっては、松山海上保安部と消防対策部は相互に協力する。

第2 連絡調整

タンカー等の事故の場合における消火活動等を効果的に行うため、松山海上保安部と消防対策部は、次の事項につき連絡調整を行う。

- (1) 情報及び資料の交換
- (2) 消火活動要領の作成
- (3) 必要な器材、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進

第6節 在港船舶対策

災害時における河川のはん濫又は津波、高潮等に起因する被害に対し、次のとおり防ぎよ活動を実施する。

第1 在港船舶対策

- (1) 事前措置
 - ア 災害発生に関する情報の収集及び伝達
 - イ 在港船舶及び入港予定船舶の動静把握及び避難指示
 - ウ 危険物荷役船舶に対する措置
 - エ 運転不自由船舶に対する措置
 - オ 在港船舶の整頓
- (2) 事後措置
 - ア 被害の調査
 - イ 災害復旧応急対策の策定
 - ウ 事故船に対する救難措置

第7節 陸上施設事故対策

陸上施設からの流出油等の事態が発生し、被害を及ぼすおそれのある災害が発生した場合

における応急対策を実施する。

流出油事故に対する措置は、個々の状況（場所、流出量、油の種類、風向、風速、周囲の状況、その他）に応じ、適切な方法を考えるべきであるが、一般的には次により処理する。

第1 事故原因者の措置

- (1) 流出量を最小限に止める措置
- (2) 関係機関（特に所管責任機関）への通報
- (3) 引火（着火）防止と延焼防止の警戒措置
既に燃焼している場合は延焼防止の措置、人命財産の保護に対する適切な措置を講じなければならない。
- (4) 拡散防止
- (5) 流出油の回収除去
- (6) 近隣施設等への応援要請
- (7) その他必要な措置

第2 町の措置

- (1) 事業所、その他関係機関等との連絡調整及び指導
- (2) 災害の拡大防止のための消防活動
- (3) 死傷者等の救出収容
- (4) 警戒区域の設定
- (5) 広報活動及び避難の指示
- (6) 他市町への応援要請
- (7) その他必要な措置

第3 排出油が海上に達したとき等の措置

大量の排出油が海上に達したとき、又は達するおそれがあるときは、第4節「大量排出油対策」に準じて措置する。

第35章 応急教育活動

【学校教育課 社会教育課】

学校施設等が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、県及び町教育委員会等は、学校施設等の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財の保護の措置を実施する。

第1節 学校における災害応急対策

学校における災害は、いつ、どこで発生するか分からないものであり、不測の事態に際しても、万全の対応策をとることができるよう、日頃から教職員全員が危機管理意識をもって、備えをしておくことが重要である。

このため、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）に基づき、安全教育を計画的に実施していくとともに、災害時の対応策を日頃から策定しておく必要がある。また、避難所を指定する町や自主防災組織の指導・協力を得て、事前に学校の役割分担を協議しておく。

- (1) 危機管理マニュアルの作成
- (2) 教職員の共通理解の促進
- (3) 保護者、地域、関係機関との連携
- (4) 防災上必要な設備等の整備及び点検
- (5) 災害時の連絡体制の確立と周知
- (6) 適切な応急手当のための準備
- (7) 指定緊急避難所の確認
- (8) 登校・下校対策

第2節 応急教育計画の作成

第1 実施責任者

- (1) 町立学校等の応急教育並びに町立文教施設の応急復旧対策は、町教育委員会が実施する。
- (2) 県立学校の応急教育は、県教育委員会が実施する。
- (3) 町立学校等ごとの災害発生に伴う適切な措置については、学校長等が具体的な応急計画を立てて行う。

第2 応急計画

学校長等は、学校等の立地条件も考慮し、あらかじめ災害時の学校等施設の応急整備、応急計画の方法等について計画を定めておく。

第3 応急措置

- (1) 実施責任者は、施設の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関と密接な連携をとり、被害が少ない地域の学校施設、公民館、その他民有施設を借り上げ、応急仮設校舎の建設等速やかに授業ができるよう措置する。
なお、応急仮設校舎の建設に当たっては、被害の状況により、必要があるときは町又は地域住民の協力を求めるとともに、関係機関に協力を要請して短期間に完成させる。
- (2) 学校長等は、災害の状況に応じて次のような措置を講じる。
 - ア 状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与えること。
 - イ 災害の規模、児童生徒等及び教職員並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、県教育委員会と連携し、災害対策について万全の体制を確立すること。
 - ウ 被害状況に応じ、臨時休校（園）などの措置をとる。
帰宅させる場合は、注意事項を充分徹底し、必要に応じて低学年児童等に対しては、教師等が地区別に付き添う。
 - エ 休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を防災行政無線、電話等により

確実に児童、生徒等に徹底させる。

休校措置の決定は、登校時間を考慮し、予測できる災害については、早朝にその情報を把握し決定する。

第4 応急教育の実施

学校等の施設が被災し又は学校等が地域の指定避難所となった場合は、町は次の方法により応急教育を実施する。

- (1) 教職員を動員し、施設及び設備の応急復旧整備を行い授業再開に努める。なお被害の状況により、必要があるときは町又は地域住民等の協力を求める。
- (2) 施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童・生徒等及び保護者に連絡する。
- (3) 全児童、生徒等を学校へ同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じる。
- (4) 児童、生徒等を通学不可能な他地域へ集団移動して応急教育を実施する場合は、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努める。
- (5) 教育活動の再開に当たっては、児童、生徒等の登下校時の安全確保に留意する。
- (6) 必要に応じて、児童、生徒の心のケアや教育活動再開等のための人的支援を行う。

第5 学校等が地域の指定避難所になる場合の留意事項

- (1) 学校長等は、指定避難所に供する施設、設備の安全を確認し、管理者に対し、その利用について必要な指示をする。
- (2) 教育委員会は、学校等管理に必要な教職員を確保し、施設及び設備の保全に努める。
- (3) 避難生活が長期化する場合には、学校長等は、応急教育活動と避難活動との調整について、町等と必要な協議を行う。

第6 学用品等の調達

学用品の給付は、災害救助法を適用した場合、知事が行うが、知事が委任した場合、町長が行う。

なお、災害救助法が適用されない高校生の学用品等の調達については、関係機関が連携し、可能な限り対応する。

第7 学校給食対策

- (1) 学校給食施設、設備及びパンその他の給食物資の納入業務の被害状況を速やかに把握し、必要に応じ、学校給食を中止する。
- (2) 被害状況が判明した後において、具体的な復旧対策を立て、速やかに実施する。

第8 保健・衛生対策

- (1) 被災教職員、園児、児童、生徒の保健管理
被災状況により、被災学校の教職員、園児、児童、生徒に対し、臨時予防接種や健康診断を実施する。
- (2) 被災学校の清掃、消毒
学校が浸水等の被害を受けた場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、保健所の指示又は協力により、校舎等の清掃、消毒を行う。

第3節 高等学校生徒の災害応急対策への協力

学校長は、登校可能な生徒に対し、教職員の指導監督のもとに学校の施設・設備等の応急復旧作業に可能な範囲で協力を求める。

また、状況に応じ、地域における応急復旧又は救援活動等に協力するよう指導する。

第4節 文化財の保護

第1 文化財に関する災害予防・応急対策

文化財に関する災害予防・応急対策については、それぞれの文化財の所有者、管理責任者又は、管理団体及び教育委員会が定める。

教育委員会は、文化財の日常の維持管理、適切な時期における保存修理、周辺の環境整備等について指導する。

第2 文化財の災害状況報告

文化財が被災した場合、管理責任者又は管理団体及び教育委員会は、被災の調査を実施するとともに消防機関等に通報する。

また、速やかに県教育委員会に被災状況を報告協議し、復旧対策を講じる。

第36章 社会秩序維持活動

【産業課 総務課 危機管理課】

津波発生時には、多数の住民が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居や家財が喪失して地域社会が極度の混乱状態に陥る可能性があるため、県、県警察及び町は、関係機関、団体等と協力して人心の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講じる。

第1 住民への広報

町は、各種情報の不足や誤った情報等のため、町の地域に流言飛語等による混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民に対して正確な情報を提供するとともに、住民のとるべき措置等について呼び掛ける。

第2 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

- (1) 生活関連商品の価格及び需給状況の把握に努める。
- (2) 必要に応じ、物価の安定を図るための施策を実施する。

第3 県に対する要請

町は、当該地域の社会秩序を維持するため必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

第4 帰宅困難者への対応

町、県及び民間事業者等は連携し、適切な情報提供、指定避難所の開設などにより帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するよう努める。

- (1) 町及び県は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- (2) 町及び県は、都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。
- (3) 民間事業者は、帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。

第37章 消防防災ヘリコプターの支援

【危機管理課 伊予消防等事務組合】

津波災害等の際し、必要に応じて愛媛県が所有する消防防災ヘリコプターの運航を要請し、有効かつ迅速に支援活動を行うことによって、その被害を最小限に防止する。

第1節 緊急運航要請手続

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請は、町域に災害が発生し又は発生しようとしている時及び町長が必要と認めた時、町長又は伊予消防等事務組合の消防長若しくは関係行政機関の長が、県消防防災安全課長に対して行う。

この要請は、愛媛県防災航空事務所（消防防災航空隊）に対して電話にて行うこととし、事後に要請書を提出する。

連絡先

緊急連絡用電話	0 8 9 - 9 6 5 - 1 1 1 9
一般事務用電話	0 8 9 - 9 7 2 - 2 1 3 3
ファクシミリ	0 8 9 - 9 7 2 - 3 6 5 5
E-mailアドレス	bousaikoukuu@pref.ehime.jp

第2節 支援活動の種類

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空に係る消防防災の応援活動

第3節 緊急運航の要件

消防防災ヘリコプターは、次の要件を満たす場合に緊急運航する。

- (1) 公共性
- (2) 緊急性
- (3) 非代替性

・愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定 資料17-1

第4節 自主出動

運航管理責任者が災害等の実態を勘案し、特に緊急を要する防災活動の実施について、要請を待つ暇がないときは、要請を待たず自ら緊急運航を決定することができる。

第 38 章 災害救助法の適用対策

【福祉課 税務課 危機管理課 まちづくり課】

津波災害等による被災者の生活再建等のための災害救助法の適用については、次による。

第 1 節 災害救助法の適用

第 1 災害救助法の適用手続

県は、大規模災害が発生するおそれがあり、又は災害による被害の規模が一定以上となった場合、災害救助法を適用し、災害救助法に基づく救助を実施する。

災害救助法に基づく救助は、県が実施機関となり、町はその補助機関として活動に当たるが、知事は、救助を迅速に行う必要がある場合は、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を町長に委任する。

第 2 災害救助法の適用基準

(1) 災害が発生するおそれがある場合の災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、現に救助を必要とするときに、市町の区域を単位に実施する。

(2) 災害が発生した場合の災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、市町の区域を単位に、原則として同一の原因の災害による被害が一定の程度に達した場合で、かつ現に救助を要する状態にあるときに実施する。

人口が 3 万人以上で 5 万人未満に該当する本町の場合、災害救助法の適用は、災害による町域の被害が次のいずれかに該当する場合において、知事が指定する。

- ア 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下「滅失世帯」という。）の数が、60 世帯以上に達した場合に適用される。（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号）
- イ 愛媛県内で滅失世帯が 1,500 世帯以上に達する場合であって、町の滅失世帯の数が 30 世帯以上に達する場合に適用される。（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 2 号）
- ウ 愛媛県内で滅失世帯が 7,000 世帯以上に達する場合であって、町において多数の住家が滅失した場合に適用される。（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号前段）
- エ 多数の者が、生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当する場合に適用される。
- (ア) 多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。
- (イ) 食品、生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は救出について特殊の技術を必要とすること。
- (ウ) 災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表 資料 15-1

第 3 滅失(り災)世帯の算定基準

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊(全焼・流失)」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第 1 条第 2 項の規定に基づき、みなし換算を行う。

【滅失世帯の算定基準】

- 住家の全壊、全焼又は流失は、1 世帯を滅失 1 世帯とする。
 - 住家の半壊、半焼は、2 世帯をもって、滅失 1 世帯と算定する。
 - 住家の床上浸水及び土砂の堆積等は、3 世帯をもって、滅失 1 世帯と算定する。
- (注) 床下浸水、一部損壊は換算しない。

第 4 住家の滅失等の認定基準

(1) 全壊、全焼、流失

住家とその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流

失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

(2) 半壊、半焼

住家はその居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合が20%以上50%未満のものとする。

(3) 床上浸水

(1)、(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

第5 被害状況の把握

被害状況の把握は、災害対策の第一歩であり、災害発生後の応急対策の実施に極めて重要な役割を果たすこととなるため、迅速かつ的確な状況把握に努める。

(1) 被害状況の調査、把握

被害の状況の調査は、総務対策部を中心として、関係機関、地域住民の協力を得て実施する。

(2) 被害程度の認定基準

被害程度の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるだけでなく、救助の実施に当たり、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるので適正に行う。

第6 被害状況の報告

災害が発生した場合、直ちに正確な被害状況を把握して、速やかに県に報告する。

(1) 報告を必要とする災害

災害が発生した場合、おおむね次に掲げる程度のものについて報告する。

ア 災害救助法の適用基準に該当するもの

イ 災害による被害が当初軽微であっても、その被害が拡大するおそれがある場合

ウ 町の被害が軽微であっても、全体的に大規模な同一災害である場合

エ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められる場合

オ その他特に必要と認められる場合

(2) 報告の要領

被害報告は、災害の時間的経過に伴い、発生報告、中間報告、確定報告の3種類に区別される。

これらの報告は、次により実施する。

ア 発生報告

発生報告は、正確度よりむしろ迅速を主とすることが望ましい。

災害の態様、規模によっては、短時間に正確な被害状況を把握することが困難ではあるが、全体の被害状況が判明してからの報告では、県の対応等に支障をきたすので、把握できた範囲内で、次の事項について報告する。

その際、情報の出所、調査時点、正確度等も併せて報告する。

(ア) 災害発生の日時及び場所

(イ) 災害の原因及び被害の概況

(ウ) 被害の状況

- (エ) 既に行った措置及び取ろうとする措置
- (オ) その他必要な事項
- イ 中間報告（変更の都度報告）
 - 発生報告にかかる災害について、当該災害にかかる災害救助法の適用事務が完了した後、速やかに被害状況を取りまとめて報告する。その内容は、発生報告の内容のほか、次のとおりとする。
 - (ア) 救助の種類別
 - (イ) 災害救助費概算額調
 - (ウ) 救助費の予算措置の概況
- ウ 確定報告
 - 災害救助法による救助が完了した時に行う。その内容は、中間報告と同じとする。

第2節 活動計画

第1 町の活動

町における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、町長は、直ちにその旨を県災害対策本部各地方本部を通じ、知事に報告するとともに、災害救助法を適用する必要がある場合は、併せてその旨を要請する。

第2 県の活動

- (1) 災害救助法適用の要請を受けた知事は、災害救助法を適用すべきか否かを判断し、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに災害救助法に基づく救助の実施について、町長に事務の内容及び期間を通知するとともに、内閣総理大臣宛て報告する。
- (2) 災害救助法を適用したときは、速やかに公示する。

第3節 救助の種類

第1 災害救助法による救助の種類（災害救助法第23条）

災害救助法による救助の種類は、おおむね次のとおりとし、被害の程度・状況に応じて必要な救助を実施する。

- (1) 指定避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 災害にかかった者の救出
- (9) 災害にかかった住宅の応急修理
- (10) 学用品の給与
- (11) 埋葬
- (12) 死体の搜索
- (13) 死体の処理
- (14) 障害物の除去
- (15) 輸送費及び賃金職員等雇上費

第2 町長が県からの通知により行う救助の種類

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において知事が当たる。

ただし、災害の事態が急迫して、災害救助法に基づく知事による救助を行うことができ

ない場合又は委任を受けた場合は、町長が自ら救助に着手する。

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

- (1) 収容施設(応急仮設住宅を除く。)の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 災害にかかった者の救出
- (5) 災害にかかった住宅の応急修理
- (6) 学用品の給与
- (7) 埋 葬
- (8) 死体の搜索
- (9) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去